

図書館年報

令和2年度統計



永和図書館

東大阪市立図書館

は じ め に

図書館は、生涯学習の場として学習活動の振興と文化の発展に寄与できるよう活動しておりますが、時代の変化とともに、図書館の運営には絶えざる創意工夫が求められるようになってまいりました。特に本年度は、人類がいまだ経験したことのない規模のパンデミックに見舞われ、図書館もやむなく長期にわたる臨時休館を強いられる状況に陥りました。

「令和2年度統計」を表す今年度の図書館年報は、苦しい1年の足跡を記すものとなっています。

ただ、忘れてはならないこととして、依然コロナ禍が世界中を席卷する事態が続く中であっても、「人々が図書館を必要としていることに微塵の揺らぎもなかった」ことは、ここに刻んでおかねばなりません。

人類が直面する新たな世界で、図書館が今後どのような役割を果たしていくことができるのか、日々の業務に真摯に向きあいながら、見つけ出してまいりたいと考えています。

令和3年9月

目 次

1	概要・沿革	[1]
	(1) 東大阪市の概要	< 1 >
	(2) 東大阪市立図書館の沿革	< 2 >
2	図書館施設	[1 1]
	(1) 施設	< 1 1 >
	(2) 図書館・移動図書館ステーションマップ	< 1 2 >
	(3) 図書情報システム	< 1 3 >
3	組織・機構	[1 4]
4	指定管理者制度の導入	[1 5]
5	予算・決算	[1 7]
6	利用状況	[1 8]
	(1) 各種指標	< 1 8 >
	(2) 利用統計	< 1 9 >
	(3) 月別貸出件数	< 2 0 >
	(4) 月別貸出人数	< 2 1 >
	(5) 月別予約件数	< 2 2 >
	(6) 協力貸出	< 2 3 >
	－ 1) 資料公貸借状況	< 2 3 >
	－ 2) 録音図書・点字図書公貸借状況	< 2 5 >
	(7) 過去5年間の貸出件数の推移	< 2 6 >
	(8) 過去5年間の貸出人数の推移	< 2 7 >
	(9) 過去5年間の登録者数の推移	< 2 8 >
	(10) 視聴覚資料利用状況	< 2 9 >
	－ 1) 花園図書館ビデオブース利用状況	< 2 9 >
	－ 2) 花園図書館CDチェア利用状況	< 2 9 >
	－ 3) 過去5年間のCD貸出状況と所蔵数	< 3 0 >
	(11) 移動図書館利用状況	< 3 1 >
	(12) ベスト・リーダー及びベスト・リクエスト	< 3 4 >
	－ 1) よく読まれた本	< 3 4 >
	－ 2) 予約の多かった本	< 3 9 >
	(13) 分類別蔵書数	< 4 1 >
	(14) 分類別貸出件数	< 4 2 >
7	行事等の実施状況	[4 4]
8	図書のリサイクル事業	[5 0]
9	関係団体及び活動状況	[5 1]
	(1) 関係団体	< 5 1 >
	(2) 活動状況	< 5 5 >
	－ 1) 家庭・地域文庫	< 5 5 >
	－ 2) 読書友の会	< 5 6 >
	－ 3) 朗読ボランティア「やまびこ」	< 5 7 >
10	広域利用状況	[5 9]
	(1) 本市における相互利用協定市の市民の利用状況	< 5 9 >
	(2) 相互利用協定市における東大阪市民の利用状況	< 6 1 >

1 1 図書館協議会	[6 2]
(1) 図書館協議会委員	< 6 2 >
(2) 図書館協議会開催状況	< 6 2 >

＊ 参考資料 ＊

1 東大阪市立図書館条例	< 1 >
2 東大阪市教育委員会事務分掌規則	< 3 >
3 東大阪市立図書館条例施行規則	< 4 >
4 東大阪市立図書館運営基本方針	< 7 >
5 東大阪市立図書館資料収集方針	< 8 >
6 東大阪市立図書館選書基準	< 10 >
7 東大阪市立図書館自動車文庫ステーションの設置及び廃止に関する要綱	< 15 >
8 書庫運用要領	< 16 >
9 廃棄選定基準	< 16 >
10 東大阪市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱	< 17 >
11 東大阪市立図書館会議室等の利用に関する要綱	< 18 >
12 図書館に関する基本協定（八尾市・柏原市）	< 19 >
13 三市図書館連絡交流会規約	< 19 >
14 家庭文庫及び地域文庫育成要綱	< 20 >
15 図書館の相互利用に関する協定書（大東市）	< 21 >
16 図書館の相互利用に関する協定書（大阪市）	< 22 >
17 東大阪市立図書館協力貸出要領	< 23 >
18 東大阪市立図書館と大阪商業大学図書館との相互協力覚書	< 24 >
19 インターンシップに関する協定書（大阪樟蔭女子大学）	< 25 >
20 図書館の相互利用に関する協定書（松原市、富田林市、河内長野市、 羽曳野市、大阪狭山市、藤井寺市）	< 26 >
21 東大阪市立永和図書館における障害者利用支援駐車サービス券交付要領	< 29 >
22 東大阪市立花園図書館における障害者利用支援駐車サービス券交付要領	< 30 >
23 東大阪市ブックスタート事業実施要綱	< 31 >
24 東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱	< 32 >
25 東大阪市立図書館複写サービス取扱要綱	< 34 >
26 東大阪市立図書館資料宅配サービス実施要領	< 35 >
27 東大阪市立図書館障害者サービス実施要綱	< 36 >
28 東大阪市立図書館視覚障害者用資料の製作及び利用要領	< 37 >

1 概要・沿革

(1) 東大阪市の概要

《東大阪市の誕生》

東大阪市の誕生は、昭和42年2月1日、布施市(昭和12年 西部6町村合併)・河内市(昭和30年中部5町村合併)・枚岡市(昭和30年東部4町村合併)の3市合併により、誕生した。当時の人口は462,891人で、その後、昭和49年の525,032人をピークに減少し、令和3年4月1日現在で、490,381人(232,792世帯)である。

市の木として「クスノキ」、花として「ウメ」、市民の花として「キキョウ」が制定されている。

《東大阪の歴史》

旧石器時代、市域には大きく海が浸入し生駒山地の麓まで入り込んでいたが、時代と共に湖と湿地帯へと変化していった。そのころの遺跡から、山麓を中心に100以上の集落や古墳が作られたことがわかっている。律令国家が整えられた大化の改新以降には、河川・若江・河内に、郡役所が置かれたと考えられている。

鎌倉時代には、真言宗の道場として山寺が栄え南北朝時代には南朝方の拠点となり、楠木一族の活躍が伝えられている。室町時代には、河内国の争奪戦が繰りひろげられ、若江の地は畠山氏に継ぎ三好氏が治めていたが、後に織田信長に攻撃され滅ぼされた。大坂冬の陣・夏の陣では、小坂や若江は激戦地となり、豊臣方の木村重成など多くの将兵が討死し、河内の農村も大きな被害をもたらされた。

江戸時代、幾度となく氾濫を繰り返していた大和川は、中甚兵衛らの努力が実を結び、堺までの付け替えが行われた。埋め立てられた旧川床や池沼地は、新田として開墾し綿が栽培され、貝原益軒が「南遊紀行」に記したように良質の河内木綿として全国に知られるようになった。大阪の豪商鴻池善右衛門が開発した鴻池新田には、豪壮な会所がのこっている。一方、生駒山麓では水車を利用した製米・製麦・絞油、また現在にもつながる鉄針金製造・真鍮針金など地域産業が発達した。生駒山麓を南北に走る東高野街道と大阪から奈良に向かう暗峠越えの奈良街道は、重要な交通路であった。文化面では、松尾芭蕉や上田秋成などが句や作品を残し、文化文政時代から幕末にかけては国学・和歌・俳諧などが盛んで、庄屋層を中心として河内文芸が華を咲かせた。

明治になり、1881年大阪府が置かれ、3国に分かれていた郡制も1896年には中河内郡となった。1889年に大阪鉄道(現JR関西線)、1895年に浪速鉄道(現JR学研都市線)、1914年には大阪電気軌道の大阪上本町と奈良間(現近鉄奈良線)、ついで1924年には布施―八尾間(現近鉄大阪線)が開通し、農村の景観が次第に商工業地域の顔に変わってきた。特に第二次世界大戦後、工場進出が目覚しく、大阪府下東部工業地帯の一中心地となり、中小企業の街として知られるようになった。

＜“東大阪市のプロフィール”、「大阪府の地名」(平凡社)より＞

《位置・地勢・気候》

市域は、河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市に接し、東は生駒山地で奈良県と境を接している。市の面積は、61.78k㎡（東西 11.2km、南北 7.9km、周囲 44.8km）である。

地形は、生駒山地と平野部の２つに大別できる。生駒山頂は海拔 642.27m、平野部は、おおむね標高 5 m前後になっている。市の北部には、淀川水系の一つである寝屋川が流れ、南から恩智川、第二寝屋川、長瀬川などの河川が流れこんでいる。

気候は比較的温暖で、大阪の平均気温は 17.7 度、年間降水量は 1,521.5mm である。

（『大阪府の気象 2020 年（令和 2 年）年報』[大阪管区気象台]による）

（２）東大阪市立図書館の沿革

- | | | |
|---------|------|---|
| 昭和 22 年 | 4 月 | 布施市長栄寺 2 丁目 18 番地の中央公民館内に市立図書館を併設。
職員数 2 名で開館準備をはじめ、同年 11 月開館。
自由閲覧式（開架式）を採用。蔵書数 1,805 冊。 |
| 昭和 23 年 | 12 月 | 布施市 C I E 図書館（連合軍軍政部民間情報教育局）別棟設置。 |
| 昭和 24 年 | 12 月 | 布施市立図書館条例・施行規則を公布。
市立図書館蔵書数 6,000 冊。C I E 図書館蔵書数 1,457 冊。 |
| 昭和 32 年 | 2 月 | 布施市高井田 1313 番地に移転。（旧永和図書館）。
図書館延床面積 444.2㎡。 |
| | 3 月 | 公民館より独立開館。延床面積 659㎡に拡大。 |
| 昭和 33 年 | 7 月 | 軽読書室を開設。（テレビ設置） |
| 昭和 35 年 | 5 月 | 児童図書室開設。（開架式） |
| 昭和 38 年 | 2 月 | 公民分館内に巡回文庫設置。 |
| 昭和 39 年 | 8 月 | 書庫を一階に増築改装し一般閲覧室を拡充。 |
| 昭和 41 年 | 6 月 | 移動図書館（1 号車）巡回開始。（20 箇所・グループ貸出式）
併せて巡回文庫も担当。 |
| 昭和 42 年 | 2 月 | 三市合併による東大阪市誕生で、東大阪市立図書館（東大阪市高井田元町二丁目 9 番 23 号）と改称。 |
| | 8 月 | 東・中地区への移動図書館巡回開始。（30 箇所） |
| | 9 月 | 児童への館外貸出を実施。 |
| 昭和 43 年 | 1 月 | 【東大阪読書友の会】結成。 |
| | 4 月 | 一般への館外貸出を開始。 |
| 昭和 44 年 | 9 月 | 移動図書館（2 号車）増設。 |
| 昭和 45 年 | 7 月 | 移動図書館車庫完成。 |
| 昭和 46 年 | 10 月 | 移動図書館（3 号車）増設。 |
| 昭和 47 年 | 7 月 | 移動図書館、グループ貸出から家族貸出へ変更。 |
| 昭和 49 年 | 5 月 | 移動図書館（4 号車）増設。 |
| 昭和 51 年 | 12 月 | 移動図書館巡回場所が 64 箇所に増設。 |
| 昭和 52 年 | 5 月 | 永和図書館大改装。事務室改装及び書庫棟を建設。 |

昭和 53 年	1 月	【図書館協議会】が発足。
	8 月	第 1 回緑陰図書館を実施。
	9 月	移動図書館において個人への貸出開始。
昭和 54 年	2 月	図書館協議会『東大阪市立図書館サービスのあり方について』答申。
	4 月	東公民館内に東分室開設（延床 50 m ² ）。 移動図書館巡回場所 3 箇所廃止。
	7 月	図書返却ポストを市内 10 箇所に設置。
昭和 55 年	9 月	永和図書館内、児童室・一般閲覧室をワンフロア化。
	10 月	文化会館内に中分室開設（延床 91.4 m ² ）。
	12 月	『東大阪市総合計画基本計画』策定。 ＜中央図書館・地区図書館・分館・分室・移動図書館が、一体となった図書館サービスの確立＞
昭和 57 年	3 月	移動図書館 5 号車（3,900 冊）購入を機に愛称を募集。 市民の花「キキョウ」（3 号車）・市の花「ウメ」（4 号車）・市の木「クスノキ」（5 号車）に決定。
昭和 58 年	2 月	東大阪市・八尾市・柏原市＜図書館に関する基本協定＞締結。
昭和 59 年	9 月	移動図書館キキョウ号（6 号車）更新。（積載約 3,000 冊）
	10 月	石切公民分館内に石切分室開設（延床 90.4 m ² ）。 移動図書館巡回場所 2 箇所廃止。 図書館協議会へ『花園地域に建設される図書館の建設計画について』『当面の東大阪市図書館整備計画のあり方について』諮問。
昭和 60 年	6 月	『花園地域に建設される図書館の建設計画について』中間答申。
	11 月	『当面の東大阪市図書館整備計画のあり方について』中間答申。
昭和 61 年	3 月	『東大阪市における図書館整備計画基本構想』 図書館協議会最終答申。
昭和 63 年	3 月	『東大阪市における地域別計画策定にかかる基本的考え方』東大阪市都市問題研究会答申。
平成 元年	2 月	『仮称東大阪市立花園図書館建築計画書（案）』（社会教育部）
	3 月	『東大阪市図書館整備計画に関する調査報告書』（日本図書館研究会）＜7 館構想をもちこむ＞
	8 月	移動図書館車ウメ号（7 号車）更新（積載約 3,400 冊）
平成 2 年	11 月	大蓮分室開設（延床 548.74 m ² ）移動図書館巡回場所 4 箇所廃止。
平成 3 年	2 月	『東大阪市総合計画新基本計画』策定。 ＜花園図書館の早期設置、中央館と 5 地区図書館の設置及び、新府立図書館とのネットワーク化＞
平成 4 年	6 月	花園図書館開設（延床 2,301.87 m ² 。吉田四丁目 7 番 20 号）。移動図書館巡回場所 4 箇所廃止。「図書情報システム」（日立）花園図書館で稼動。

平成	4年	9月	永和図書館移動図書館車庫建替完成。
平成	5年	7月	花園図書館（木曜日）の夜間開館開始〔試行〕。
		8月	東分室拡張（床面積 100 m ² ）。
平成	6年	2月	『東大阪市総合計画・新基本計画第二次実施計画』策定。 ＜永和図書館の整備と今後の図書館網のあり方について検討＞
平成	7年	2月	移動図書館車クスノキ号（8号車。全国初の高機能型移動図書館車。積載約 3,000 冊・身障害用リフト・ビデオ内蔵型テレビ・発電設備装備）を更新。同時に老人施設 3 箇所の福祉巡回を開始。
		8月	『新図書館網整備計画基本構想』策定。
		9月	花園図書館（水曜日）の夜間開館を追加開始〔試行〕。
平成	8年	8月	移動図書館キキョウ号を鹿児島県西之表市（種子島）に贈与。 （榎木修市長・鮫島安豊館長来阪） 移動図書館車キキョウ号（9号車）更新（積載約 3,000 冊リフト・ビデオ内蔵型テレビ・発電空調設備装備）。
		12月	永和図書館中分室及び東分室閉室（6月末に休室）。
平成	9年	1月	新「図書情報システム」（富士通）花園及び旭町図書館で稼動。 旭町図書館開設（延床面積 880 m ² ）。 旭町図書館の窓口でCDの貸出（1人1点）及び予約サービスを開始。 花園図書館の夜間開館を本格実施。
		4月	旭町図書館（水・木曜日）夜間開館・永和図書館（火曜日）の夜間開館を開始〔試行〕。
		7月	図書のリサイクル実施、小・中・高等学校・幼稚園・保育園・文庫・団体等に贈与。
		11月	「図書リサイクルフェア」実施（一般市民対象）。
平成	10年	4月	大蓮分室敷地内に大蓮行政サービスコーナー設置される。 （敷地面積 1,767 m ² から 1,601.87 m ² に変更） 同時に、開室時間を午前 10 時に繰り上げ実施（水・木・土曜日）。
		6月	近畿視覚障害者情報サービス研究協議会作成のNLB目録に、市所蔵の録音図書を登録し録音図書の公貸借を開始。
平成	11年	7月	『永和図書館建替え調査』委託。
		8月	永和図書館（水曜日）夜間開館を追加開始〔試行〕。 移動図書館ウメ号を鹿児島県中種子町（日高實町長）に贈与 （羽生昌弘教育長来阪）。 移動図書館車ウメ号（10号車）更新（積載約 3,000 冊リフト・ビデオ・発電空調設備装備）。
		10月	『永和図書館建替え調査報告書』提出。
		11月	『東大阪市政世論調査報告』（市立図書館についての調査）実施。
平成	12年	4月	少子化関連図書の充実化。

		(少子化対策臨時特例交付金事業予算 20,000 千円)
平成 12 年	7 月	『永和図書館建替え基本計画調査』委託。
	8 月	子ども読書年講演会①を関係団体との共催事業として実施。
	9 月	子ども読書年講演会②を関係団体との共催事業として実施。
	10 月	『永和図書館建替え基本計画調査報告書』提出。
平成 13 年	1 月	「社会参加促進費補助費」(文部科学省)の交付により石切分室・大蓮分室・移動図書館の O A 化を実現。 学校図書館関係者との協議を実施。
	8 月	街頭端末機による蔵書検索システム開始。書誌情報の街頭端末機サーバへの提供開始。花園・永和・旭町館に街頭端末機設置。
平成 14 年	1 月	新「図書情報システム」(富士通)稼動。
	3 月	花園図書館、大蓮分室に「子ども放送局」開設。(「子ども放送局」設備整備事業費補助金事業) 少子化対策臨時特例交付金事業による少子化関連図書の充実化。 (予算額 5,731 千円)
	11 月	永和図書館大蓮分室の床全面改修。
	12 月	年末 28 日(土曜日)臨時開館。
平成 15 年	1 月	年始 5 日(日曜日)臨時開館。
	2 月	『東大阪市第 2 次総合計画』策定。 ＜永和図書館建替え整備・各分室の施設設備の充実・O A 化情報ネットワークの整備・図書館資料の拡充＞
	4 月	教育委員会社会教育部に図書館総務室を設置。 永和図書館 O A 化準備のため「既存図書資料マーク化事業」実施。 永和図書館建替に関わる調査として「市民会館との複合(総合)文化施設の適合可能性調査」を実施(社会教育室主管)。
	7 月	＜東大阪市立図書館の運営基本方針＞＜東大阪市立図書館資料収集方針＞及び＜選書基準＞について見直しを開始(～11 月)。 図書館の休館日の見直し、永和・旭町図書館の夜間開館を本格実施。
平成 16 年	3 月	＜東大阪市立図書館運営基本方針＞＜東大阪市立図書館資料収集方針＞及び＜東大阪市立図書館選書基準＞を図書館協議会に提示し、協議。
	4 月	花園図書館に起業サポート情報ステーション開設(ビジネス支援)。
	10 月	永和図書館で「図書情報システム」稼動開始(市立図書館の O A 化完成)。 花園図書館のビデオブースを改修(～平成 17 年 1 月)。
平成 17 年	2 月	「東大阪市立図書館運営基本方針」「東大阪市立図書館資料収集方針」及び「東大阪市立図書館選書基準」改訂。
	4 月	永和図書館整備事業費予算化。
平成 18 年	12 月	図書館協議会へ『これからの東大阪市立図書館のあり方』諮問。

- 平成 19 年 2 月 自動車排出ガス規制により移動図書館クスノキ号を廃車。移動図書館 2 台で運用。
- 3 月 新「図書情報システム」（富士通）に更新（5 月本稼動）。
大阪商業大学図書館と「東大阪市立図書館と大阪商業大学図書館との相互協力覚書」の取り交わし（4 月 1 日施行）。
- 10 月 インターネット蔵書検索サービス開始。
新しい図書館ホームページ運用開始。
- 平成 20 年 1 月 年始 5 日（土曜日）と 7 日（月曜日）臨時開館。
- 3 月 大阪府立中央図書館の図書横断検索システムに参加。
- 5 月 新刊マーク活用による“収書（発注）システム”稼動。
5 日（月曜日・祝日）と 6 日（火曜日・休日）臨時開館。
- 6 月 図書館協議会から『これからの東大阪市立図書館のあり方』答申。
- 7 月 大東市立図書館と「図書館の相互利用に関する協定書」の取り交わし（8 月 1 日施行）。
- 10 月 花園図書館の開館時間拡大及び祝日開館の実施〔試行〕。
- 平成 21 年 3 月 大阪市立図書館と「図書館の相互利用に関する協定書」の取り交わし（4 月 1 日施行）。
- 6 月 特別図書整理休館を 4 日間に短縮し、実施。
- 8 月 大阪樟蔭女子大学と「インターンシップに関する協定書」の取り交わし（8 月 25 日施行）。
- 平成 22 年 3 月 駐車場狭隘により移動図書館ステーション「川中岡崎医院南」を廃止（全 48 箇所）。
- 6 月 インターネット予約等サービスを開始。利用者登録更新を開始。
- 平成 23 年 3 月 「東大阪市子ども読書活動推進計画」を策定。
民間駐車場廃止により移動図書館ステーション「中鴻池町 2 丁目・三島温泉前」を廃止（全 47 箇所）。
- 4 月 永和図書館・移動図書館・大蓮分室・石切分室の窓口で CD の貸出（1 人 1 点）及び予約サービスを開始。
- 平成 24 年 1 月 花園図書館の窓口で CD の貸出（1 人 1 点）及び予約サービスを開始。
- 2 月 花園図書館開館時間、1 時間延長（閉館 21 時）を実施。
- 7 月 大阪狭山市・河内長野市・富田林市・羽曳野市・藤井寺市・松原市と「図書館の相互利用に関する協定書」の取り交わし（7 月 1 日施行）。
- 11 月 永和図書館（高井田元町二丁目）移転準備の為、11 月 1 日より休館。
- 12 月 22 日に永和図書館（暫定施設）をヴェルノール布施 3 階（長堂一丁目）にて開館。移転に伴い開館時間 9 時～閉館時間 21 時を実施。移動図書館は大蓮分室へ移転。

- 平成 25 年 8 月 ブックスタート事業を本格的に実施（計 64 回）。
- 11 月 移動図書館ステーション「東大阪養護老人ホーム」を「上六万寺児童公園」に名称変更・移設。
- 12 月 花園図書館休館日を月曜日から火曜日に変更。同時に月末休館日を廃止・開館。
- 平成 25 年度第 1 回東大阪市図書館協議会を開催。
- 平成 26 年 2 月 平成 25 年度第 2 回東大阪市図書館協議会を開催。
- 移動図書館ステーション「N T T 社宅（善根寺町 4）」を廃止（全 46 箇所）。
- 5 月 平成 26 年度第 1 回東大阪市図書館協議会を開催。
- 6 月 新「図書情報システム」（富士通）更新。
- 8 月 平成 26 年度第 2 回東大阪市図書館協議会を開催。
- 12 月 平成 26 年度第 3 回東大阪市図書館協議会を開催。
- 平成 27 年 2 月 ブックスタートボランティア研修会実施。
- 3 月 『東大阪市立図書館基本構想』策定。
- 平成 26 年度第 4 回東大阪市図書館協議会を開催。
- 4 月 東大阪市立図書館「雑誌スポンサー制度」導入。
- 5 月 東大阪市指定管理者制度運用会議を開催（選定方針の決定。行財政改革室）。
- 6 月 東大阪市指定管理予定候補者選定委員会に東大阪市立図書館の指定管理者について諮問。東大阪市立図書館指定管理予定候補者選定部会を設置。
- 7 月 第 1 回市立図書館指定管理予定候補者選定部会開催。
- 8 月 東大阪市立図書館指定管理者を募集（募集要項等の配布：8 月 1 日～21 日。市立図書館指定管理者への申請受付：9 月 11～18 日）。
- 10 月 第 2 回市立図書館指定管理予定候補者選定部会開催。
- 指定管理予定候補者選定委員会に指定管理予定候補者を報告。
- 指定管理予定候補者選定委員会から答申。
- 11 月 定例教育委員会で指定管理予定候補者を決定。
- 12 月 第 4 回定例会で東大阪市立図書館指定管理者 N T T データグループ・ヒバリヤ書店共同企業体を指定（指定期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日まで）。
- 平成 28 年 2 月 平成 27 年度第 1 回東大阪市図書館協議会を開催。
- ブックスタートボランティア研修会実施。
- 3 月 『新永和図書館整備基本計画』策定。
- 旭町図書館（旭町 1 番 1 号）が『（仮称）四条図書館』（南四条町 1 番 1 号）へ移転準備のため 3 月 31 日に閉館。
- 4 月 指定管理者による管理運営開始。
- ・開館日数（祝日開館実施、年末年始休館の廃止）や開館時間（閉

- 館時間変更)を大幅に拡大。
- ・ヒバリヤ書店店頭での図書返却開始。
 - ・貸出冊数を8冊から10冊に増加。
- 平成28年 5月 花園図書館に除菌ボックス導入。
 花園図書館、永和図書館、四条図書館にインターネット端末導入。
 花園図書館、永和図書館、四条図書館にて無線LANサービス開始。
 全館に読書通帳導入。
 四条図書館開設に向けて内覧会実施。
- 6月 6月1日四条図書館開設。
 花園図書館にて新刊図書現地装備開始。
 平成28年度第1回東大阪市図書館協議会を開催。
- 7月 花園図書館に貸出ロッカーを設置し、24時間貸出サービスを開始。
 花園図書館照明LED化工事完了。
- 9月 近鉄バス車内にて図書館所在の案内放送開始。
- 12月 永和図書館に就労・ビジネス支援コーナー新設。
 四条図書館に子育て支援コーナー新設。
 花園図書館、永和図書館、四条図書館年末年始期間中も開館。
- 平成29年 1月 図書館間協力貸出のインターネット予約を開始。
 2月 平成28年度第2回東大阪市図書館協議会を開催。
 ブックスタートボランティア研修会実施。
 3月 旧大蓮行政サービスコーナーを書庫として運用開始。
 6月 平成29年度第1回東大阪市図書館協議会を開催。
 図書返却ポスト「旧旭町庁舎北側」を「東体育館玄関前」に名称変更・移設。
 9月 移動図書館ステーション「東体育館前」を増設(全47箇所)。
- 平成30年 1月 CDの貸出点数を1人1点から2点に増加。
 2月 平成29年度第2回東大阪市図書館協議会を開催。
 3月 ブックスタートボランティア研修会実施。
 4月 障害者向け資料宅配サービスを開始。
 新着お知らせメールサービスを開始。
 8月 平成30年度第1回東大阪市図書館協議会を開催。
 10月 平成30年度第2回東大阪市図書館協議会を開催。
- 平成31年 2月 視覚障害者情報提供ネットワーク(サピエ)の運用を開始。
 平成30年度第3回東大阪市図書館協議会を開催。
 3月 ブックスタートボランティア研修会実施。
- 令和 元年 10月 令和元年度第1回東大阪市図書館協議会を開催。
 12月 ブックスタートボランティア研修会実施。

			図書返却ポスト「イズミヤ若江岩田店駐車場横」を「楠根リージョンセンター入口」に名称変更・移設。
			移動図書館ステーション「イズミヤ若江岩田店」を「岩田公園」に名称変更・移設。
令和	2年	1月	8日、ヴェルノール布施3階（長堂一丁目）の永和図書館（暫定施設）が東大阪商工会議所会館1階（永和二丁目）に移転の為、閉館。移転期間中の1月24日から2月28日まで、市民多目的センターにて臨時貸出を実施。 新「図書情報システム」（富士通）更新。
		2月	令和元年度第2回東大阪市図書館協議会を開催。
		3月	2日より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全館臨時休館。休館に伴い、7日に予定していた永和図書館の開館は延期。 学校の臨時休校を受け、留守家庭児童育成クラブ向けに緊急の団体貸出を実施（21校 1,730冊）。
		4月	石切分室の開室日増加（月末日の水曜日及び日曜日を開室）。 6・7日、花園図書館、永和図書館、四条図書館で予約資料の貸出と返却資料の受付を実施（9時～17時） 8日より国の緊急事態宣言を受け全館臨時休館。返却ポストの利用中止（5月21日まで）。 14日よりインターネット予約サービスを停止（5月21日まで）
		5月	22日、永和図書館を東大阪商工会議所会館1階（永和二丁目）にて開館。永和図書館にオンラインデータベース（日経テレコン21、JRS経営情報サービス）導入。永和図書館、四条図書館に除菌ボックス導入。 22日より一部サービスを縮小して全館開館（開館時間9時から17時、30分入替制、館内閲覧中止、CD・ビデオの館内視聴中止、対面朗読サービス中止）。
		6月	1日より通常開館時間にて開館（閲覧席は一部撤去、滞在時間は30分程度、CD・ビデオの館内視聴中止、対面朗読サービス中止、おはなし会等の定例行事再開）。
		7月	東大阪市立図書館デジタルアーカイブ公開。
		8月	令和2年度第1回東大阪市図書館協議会を书面開催。 SNS『note』の運用開始。
		9月	郵送貸出サービス開始。 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用開始。
		10月	1日より滞在時間を1時間程度に拡大。
		11月	1日より対面朗読サービス再開。人数制限の上、定例以外の行事再開。
令和	3年	1月	13日より国の緊急事態宣言を受け花園図書館、永和図書館、四

条図書館の開館時間を 9 時から 20 時に変更。

図書返却ポスト「三菱UFJ 銀行花園支店前」を「瓜生堂会館正面入口」に移設・名称変更。

2 月 令和 2 年度第 2 回東大阪市図書館協議会を書面開催。

3 月 1 日より花園図書館、永和図書館、四条図書館を通常の開館時間にて開館。

2 図書館施設（令和3年3月31日現在）

（1）施設

《花園図書館》

開設：1992（平成4）年6月

所在地	吉田4丁目7番20号	[施設内容] 一般開架 児童開架 新聞・雑誌 郷土・行政資料 ビデオ・CD 司馬遼太郎コーナー 録音室 対面朗読室 視聴覚室 その他
敷地面積	2,719.46㎡	
延べ床面積	2,301.87㎡	
構造	鉄筋コンクリート (地上3階／地下2階)	
○ 開館時間 : 午前9時～午後9時		
○ 休館日 : 毎週火曜日(但し、その日が国民の祝日等(※)の場合は開館)		
図書整理期間		

※「国民の祝日に関する法律」で規定する休日 以下同様

《永和図書館》

開設：2020（令和2）年5月

所在地	永和2丁目1番1号 (東大阪商工会議所会館1階部分)	[施設内容] 一般開架 児童開架 新聞・雑誌 郷土・行政資料 CD ビジネス支援コーナー 録音室兼対面朗読室 その他
延べ床面積	1300.47㎡	
構造	鉄骨 (地上4階)	
○開館時間 : 午前9時～午後9時		
○休館日 : 図書整理期間		

※布施市立図書館開設：1947（昭和22）年11月 ※永和図書館開設：1957（昭和32）年2月

※永和図書館（暫定施設）開設：2012（平成24）年12月

《四条図書館》

開設：2016（平成28）年6月

所在地	南四条町1番1号 (東部地域仮設庁舎1階部分)	[施設内容] 一般開架 児童開架 新聞・雑誌 郷土・行政資料 CD 安岡正篤コーナー 子育て支援コーナー その他
延べ床面積	689.3㎡	
構造	鉄筋コンクリート (地上5階)	
○ 開 館 時 間 : 午前9時～午後9時		
○ 休 館 日 : 毎週月曜日(但し、その日が国民の祝日等の場合は開館) 図書整理期間		

※旭町図書館開設：1997（平成9）年1月

《石切分室》

開設：1984（昭和59）年10月

所在地	北石切町1番7号 (石切公民分館内)	○開館日及び 開館時間	毎週水・日曜日 (但し、国民の祝日等、公民分館休館日、年末年始は除く) 各曜日とも、午前9時～午後5時
延べ床面積	90㎡		
構造	鉄筋コンクリート(地上2階)		

《大蓮分室》

開設：1990（平成2）年11月

所在地	大蓮北4丁目3番25号	○開館日及び 開館時間	毎週水・木・土曜日 (但し、国民の祝日等、月末日、年末年始は除く) 各曜日とも、午前9時～午後5時
敷地面積	1,958.06㎡		
延べ床面積	626.5㎡		
構造	鉄骨平屋		

《移動図書館》

開設：1966（昭和41）年6月

車名	図書積載冊数及び設備	購入年	○市内47ステーションを月2回巡回
キキョウ号	3,000冊 リフト	1996年	
ウメ号	3,000冊 リフト	1999年	

(2) 図書館・移動図書館ステーションマップ



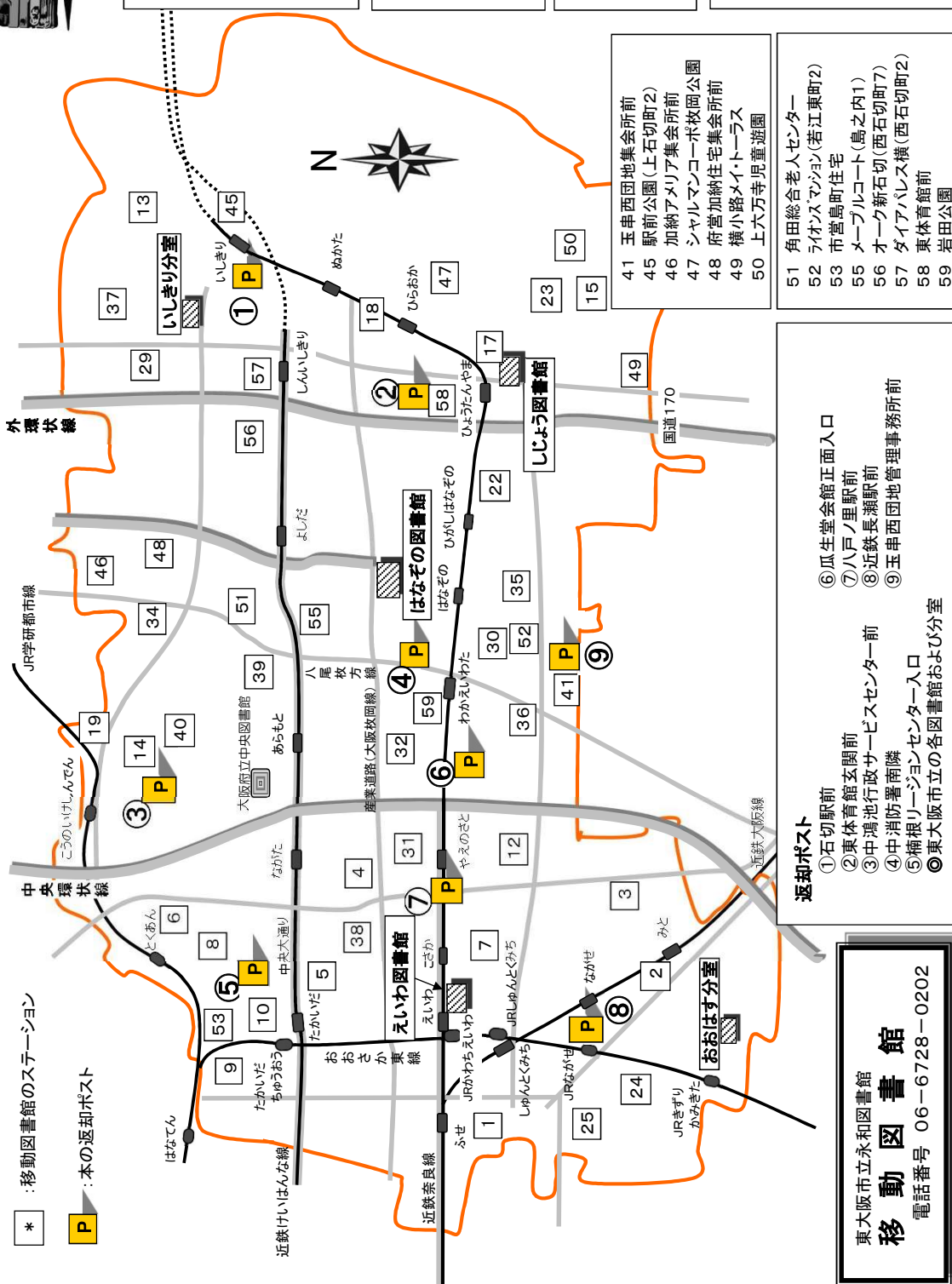
移動図書館ステーション名

- 1 三ノ瀬公民分館
- 2 金岡公園
- 3 はすの広場(近江堂)北側
- 4 新家西町第2公園
- 5 西堤神社境内
- 6 稲田公園
- 7 大和公園
- 8 市営鷺島住宅集会所前
- 9 新喜多公園
- 10 川俣みらいセンター西

- 12 八戸/里公園相撲場西側
- 13 日下町/波神社西側
- 14 寺嶋公園
- 15 六万寺桜井兒童遊園
- 17 瓢箪山稻荷神社東駐車場
- 18 豐浦公民分館
- 19 鴻北公園西側

- 22 新池島児童遊園
23 大池公園
24 柏田公園
25 岸田堂南公園
29 ミナハム石切(日下町4)
30 花園西町公園

- | | |
|-----|-----------------|
| 331 | 五百石公園(御厨東2) |
| 332 | プレジデント東大阪(岩田町6) |
| 333 | 府営東鴻池第二住宅 |
| 334 | 府営東大阪五里住宅 |
| 335 | 若江本町6単 |
| 336 | JA孔舎衛(日下町6) |
| 337 | 御厨天神社境内 |
| 338 | 春光園(横枕) |
| 339 | 東楠園荘公園(稻荷神社横) |
| 40 | |



東大阪市立永和図書館
移動図書館
電話番号 06-6728-0202

(3) 図書情報システム

① 図書情報システムの動向

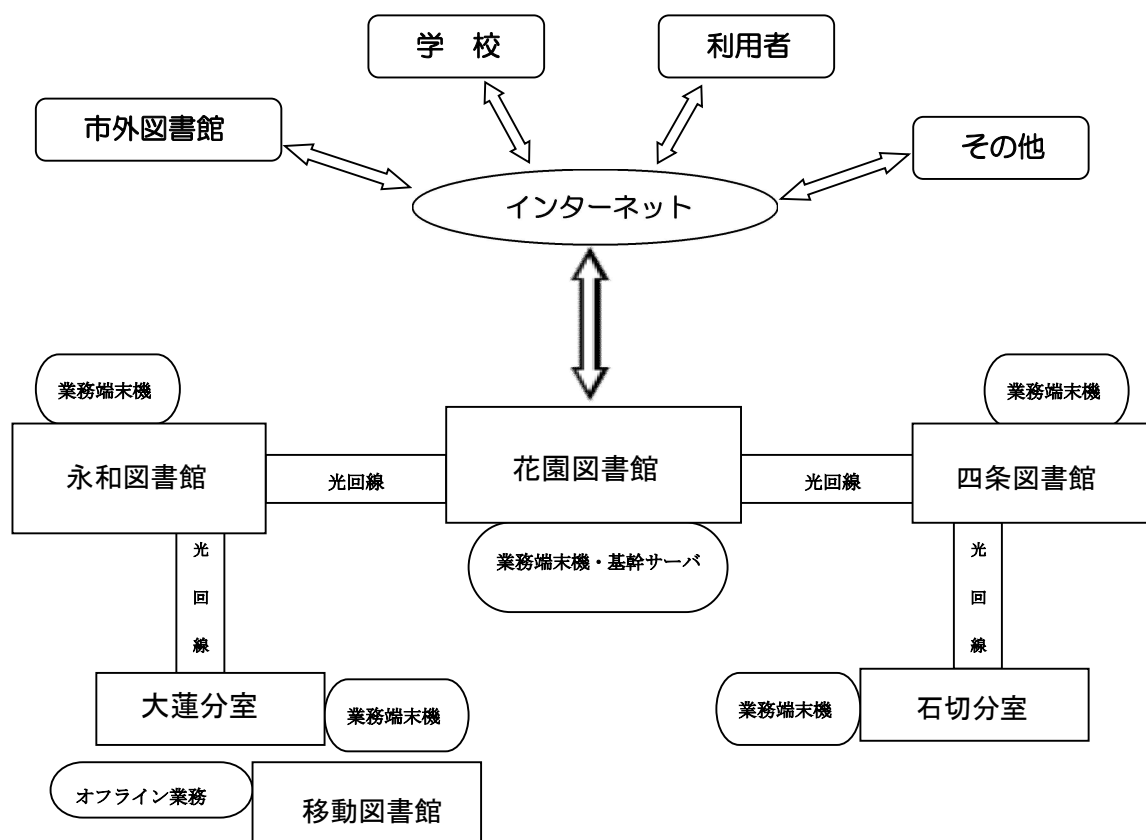
東大阪市立図書館の図書情報システムは、1992(平成4)年6月に開館した花園図書館で初めて導入された。当初花園図書館のみのコンピュータ化であったが、順次各図書館の情報システム化を進め、2004(平成16)年に全図書館の情報システム化が完成した。2020(令和2)年1月に更新した図書情報システム(富士通株式会社製)は第六世代目となる。

2020.1.8～1.14 新図書情報システム更新のため全館休館

2020.1.15 新図書情報システム本稼働

- ・iLisfieraV3(富士通(株)製)
- ・通信回線は光専用線(株)オプテージ製)を使用
- ・スマートフォン向けOPACを追加

② 図書情報システムの概念図



3 組織・機構（令和3年3月31日現在）

教育委員会事務局

社会教育部

社会教育課

(1)社会教育委員、生涯学習、図書館に関することなど

東大阪市立図書館指定管理者 NTTデータグループ・ヒバリヤ書店共同企業体

永和図書館

館長【1】 館長補佐【1】 業務主任【1】 主任【2】

経理【1】 常勤【20】 非常勤【5】

- (1)図書館事業の企画及び調査研究、連絡調整に関すること
- (2)市立図書館の管理運営の総括に関すること
- (3)永和図書館及び大蓮分室の資料の収集及び整備に関すること
- (4)永和図書館及び大蓮分室の資料の貸出及び閲覧に関すること
- (5)永和図書館及び大蓮分室の行事等の企画、立案及び実施に関すること
- (6)永和図書館に係る他の図書館等との連絡調整及び資料の相互利用に関すること
- (7)自動車文庫の資料の収集及び整備に関すること
- (8)自動車文庫の資料の貸出及び閲覧に関すること
- (9)永和図書館に係る読書会等の団体の育成に関すること
- (10)図書館協議会に関すること

大蓮分室

移動図書館

花園図書館

館長【1】 主任【1】 常勤【15】 非常勤【6】

- (1)花園図書館の資料の収集及び整備に関すること
- (2)花園図書館の資料の貸出及び閲覧に関すること
- (3)花園図書館の行事等の企画、立案及び実施に関すること
- (4)花園図書館に係る他の図書館等との連絡調整及び資料の相互利用に関すること
- (5)花園図書館に係る読書会等の団体の育成に関すること

四条図書館

館長【1】 業務主任【1】 主任【1】 常勤【11】 非常勤【4】

- (1)四条図書館及び石切分室の資料の収集及び整備に関すること
- (2)四条図書館及び石切分室の資料の貸出及び閲覧に関すること
- (3)四条図書館及び石切分室の行事等の企画、立案及び実施に関すること
- (4)四条図書館に係る他の図書館等との連絡調整及び資料の相互利用に関すること
- (5)四条図書館に係る読書会等の団体の育成に関すること

石切分室

()内は司書有資格者

職員数	常勤	非常勤	合 計
永和図書館	26 (24)	5 (5)	31 (29)
花園図書館	17 (17)	6 (5)	23 (22)
四条図書館	14 (14)	4 (4)	18 (18)
合 計	57 (55)	15 (14)	72 (69)

4 指定管理者制度の導入

平成 15 年に地方自治法が改正されたことに伴い、「公の施設」の管理を指定管理者に任せることが可能となったことから、東大阪市では、公共サービスの実施主体の基本的な考えとして、民間が担うことができるものは民間に委ねるなど、最適な担い手の選択を柔軟に行うとの考え方にたち、指定管理者制度の導入が効率的・効果的と判断される場合は、指定管理者に移行していくこといたしました。

平成 24 年度には図書館を対象にした事務量調査が実施され、図書館業務を細分化し、それぞれの最適な担い手を分析した結果、正規職員の有効活用によるコストの削減とともに、行政サービスの高度化・効率化が図れると報告がありました。

この報告や他市での指定管理者制度の導入状況も踏まえ、平成 25 年 5 月、東大阪市立図書館の指定管理者による図書館運営の方向性が、東大阪市指定管理者制度運用会議で承認されました。

そして、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 25 年 7 月制定)に基づき、民間事業者の独自の視点や手法を取り入れ、豊富なノウハウの活用及び全館一括運営のスケールメリットによる運営費用の削減、開館時間や開館日の拡充などサービスの向上を図り、より多くの市民に利用していただける図書館を目指すため、平成 27 年 3 月に東大阪市立図書館条例を改正し、平成 28 年度より指定管理者による図書館運営を開始しました。1 期目の指定管理者として、NTTデータグループ・ヒバリヤ書店共同企業体が、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年にわたり図書館運営を行ってきました。

そして、令和 3 年度以降の指定管理者について、令和 2 年 8 月に募集した結果、2 者の応募があり、東大阪市指定管理者制度運用会議及び東大阪市指定管理予定候補者選定委員会での検討を経て候補者を選定し、令和 2 年 12 月の議会において株式会社図書館流通センターを 2 期目の指定管理者とすることが決定されました。

1. 指定管理者(2 期目)

株式会社 図書館流通センター

2. 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3. 選定理由

募集要項及び仕様書で示した内容に沿った提案であり、収支計画の内容や適格性、実現の可能性及び安定した財務基盤、さらには施設の管理運営に係る経費について、他の団体よりも優れた提案であったため。

4. 指定管理者募集要項に示した管理運営方針

- ①図書館の設置目的を最大限に発揮する。
- ②施設の効率的・弾力的な運営を行う。
- ③適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- ④利用者にとって快適な施設であることに努める。

- ⑤魅力ある事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- ⑥個人情報の保護を徹底する。
- ⑦管理経費の削減に努め、産み出した経費で図書館サービスの充実に努める。
- ⑧公の施設として、利用者に良質のサービスを提供する。
- ⑨地元貢献に努める。
- ⑩東大阪市立図書館基本構想の実現に向け、市とともに努める。
- ⑪公共図書館の指定管理者としての明確な企業理念を持つ。

5. 指定管理業務の範囲

- ①図書館管理に関する業務
- ②図書等整理に関する業務
- ③移動図書館に関する業務
- ④ブックスタートに関する業務
- ⑤その他に関する業務

6. 選定基準(公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条)

- ①平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- ②事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
又は確保できる見込みがあること。
- ③事業計画書の内容が管理を行わせる公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、管理
経費の縮減が図られるものであること。
- ④市民の声が反映される管理が行われること。
- ⑤その他市長が必要と認める基準

7. 指定にいたるまでの経過

- | | |
|--------|---|
| 5月27日 | 指定管理者制度運用会議の開催(選定方針の決定) |
| 6月22日 | 指定管理予定候補者選定委員会へ諮問 |
| 7月 3日 | 指定管理予定候補者選定委員会の開催(部会の設置等) |
| 7月16日 | 第一回東大阪市立図書館指定管理予定候補者選定部会の開催
(募集要項案・評価基準案等への意見聴取) |
| 8月 1日 | 募集要項等の配布(～8月21日) |
| 8月25日 | 現地説明会を開催(参加:5団体) |
| 9月 7日 | 申請書類等の受付(～9月14日。申請:2団体) |
| 10月 6日 | 第二回東大阪市立図書館指定管理予定候補者選定部会の開催
(ヒアリング、評価等) |
| 11月 2日 | 指定管理予定候補者選定委員会から予定候補者・次点候補者を答申 |
| 11月12日 | 指定管理者制度運用会議を開催 |
| 12月21日 | 令和2年第4回定例会で指定管理者として株式会社図書館流通センターの指定
を議決 |

5 予算・決算

(1) 市の一般会計当初予算及び図書館の当初予算

(千円)

内容 館名	市の当初予算 (一般会計)	図書館の 予算総額	内 訳		備 考
			資料購入費	その他	
社会教育課	203, 516 百万円	110,792	－	110,792	資料購入費:花園図書館に家庭文庫の資料購入費(633千円)を含む。
花園図書館		410,166	21,027	344,533	
永和図書館			30,161		
四条図書館			14,445		
合 計		520,958	65,633	455,325	

(2) 図書館の決算額の推移

(千円)

年 度	図書館	決算総額	資料購入費	内 訳				その他
				図書費	雑誌	視聴覚資料	新聞等	
29年度	社会教育課	48,736	－	－	－	－	－	48,736
	花園図書館	391,058	22,495	18,519	1,966	747	1,263	325,424
	永和図書館		27,324	23,352	2,548	691	733	
	四条図書館		15,815	12,709	1,311	1,079	716	
	合 計	439,794	65,634	54,580	5,825	2,517	2,712	374,160
30年度	社会教育課	45,437	－	－	－	－	－	45,437
	花園図書館	392,987	22,338	18,435	1,955	671	1,277	327,354
	永和図書館		27,505	23,680	2,506	699	620	
	四条図書館		15,790	12,774	1,320	1,078	618	
	合 計	438,424	65,633	54,889	5,781	2,448	2,515	372,791
元年度	社会教育課	205,215	－	－	－	－	－	205,215
	花園図書館	410,752	22,766	18,762	2,034	687	1,283	344,511
	永和図書館		27,565	23,474	2,601	692	798	
	四条図書館		15,910	12,843	1,346	1,080	641	
	合 計	615,967	66,241	55,079	5,981	2,459	2,722	549,726
2年度	社会教育課	229,463	－	－	－	－	－	229,463
	花園図書館	408,197	22,639	18,521	2,048	764	1,306	341,348
	永和図書館		28,202	24,064	2,597	716	825	
	四条図書館		16,008	13,133	1,344	871	660	
	合 計	637,660	66,849	55,718	5,989	2,351	2,791	570,811

※花園資料購入費には、家庭文庫費を含む。

※図書費＝一般書＋児童書＋備品＋家庭文庫 ／ 新聞等＝新聞＋官報＋その他。

(1) 各種指標

①	人 口	490,381 人	令和3年4月1日現在 (市政だより5月1日号より)
②	利 用 者 数	30,752 人	年度内有効登録者数 ※1
③	貸 出 件 数	1,578,196 件	
④	蔵 書 資 料 数	824,023 件	図書、雑誌、視聴覚資料
⑤	年 間 購 入 冊 数	38,462 冊	図書等(雑誌・視聴覚資料・新聞等は除く)
⑥	資 料 費	66,849 千円	図書、雑誌、視聴覚資料、新聞等
⑦	図 書 費	55,718 千円	図書等(雑誌・視聴覚資料・新聞等は除く)
⑧	図 書 館 運 営 費	637,660 千円	※2

市 民 利 用 率	②利用者数／①人口×100	=	6.3 %
利用者1人当りの貸出件数	③貸出件数／②利用者数	=	51.3 件
市民1人当りの貸出件数	③貸出件数／①人口	=	3.2 件
市民1人当り蔵書資料数	④蔵書資料数／①人口	=	1.7 件
市民1人当りの資料費	⑥資料費／①人口	=	136.3 円
市民1人当りの図書費	⑦図書費／①人口	=	113.6 円
市民1人当りの図書館費	⑧図書館運営費／①人口	=	1300.3 円
購入図書の平均単価	⑦図書費／⑤年間購入冊数	=	1,448.7 円/冊
蔵 書 回 転 率	③貸出件数／④蔵書資料数	=	1.9 回/件
市民1人当りのサービス効果 ※3	(平均単価×③貸出件数－⑧図書館運営費)／①人口	=	3,361.9 円

※1 当該年度内で1回でも利用のあった登録者の数。

※2 図書館運営費＝図書館指定管理委託料＋図書館費（市）

※3 図書館の貸出サービスを、図書館がなくて市民1人ひとりがその図書を購入したものと仮定して金額に換算したもの。

(2) 利用統計

	花園図書館	永和図書館	四条図書館	大蓮分室	石切分室	移動図書館	計
登録者数(人) (内、児童) 注1	8,883 (1,684)	12,048 (1,568)	6,197 (909)	1,482 (337)	740 (180)	1,402 (317)	30,752 (4,995)
貸出件数(件) (内、児童書)	479,207 (156,931)	551,917 (186,630)	246,444 (77,197)	115,059 (50,683)	59,257 (23,421)	126,312 (54,800)	1,578,196 (549,662)
貸出人数(人) (内、児童)	104,851 (12,005)	145,387 (13,687)	67,675 (6,694)	21,416 (3,951)	13,596 (2,290)	22,067 (3,284)	374,992 (41,911)
予約入力数(件) (内、Web) 注2	117,861 (87,663)	166,935 (121,969)	56,806 (40,731)	28,521 (19,722)	21,441 (14,580)	42,903 (23,411)	434,467 (308,076)
開館日数(日)	271	316	275	125	86	—	—
蔵書件数(件) (内、児童) 注3 (内、CD等視聴覚資料)	370,395 (119,990) (7,781)	153,408 (41,030) (3,493)	144,811 (44,582) (8,189)	104,747 (47,080) (0)	21,447 (9,640) (0)	29,215 (12,394) (0)	824,023 (274,716) (19,463)

注1) 登録者数は、当該年度内に1回以上の利用があった利用者数。

注2) 予約入力数は、予約カード受付分のうち、所蔵資料に対する予約入力件数。

※WEB予約：平成22年6月より実施。

注3) 花園図書館蔵書件数の「内、児童」には、家庭文庫用資料を含む。

《家庭文庫用資料、読書会用資料及び録音図書所蔵件数及び登録団体数》

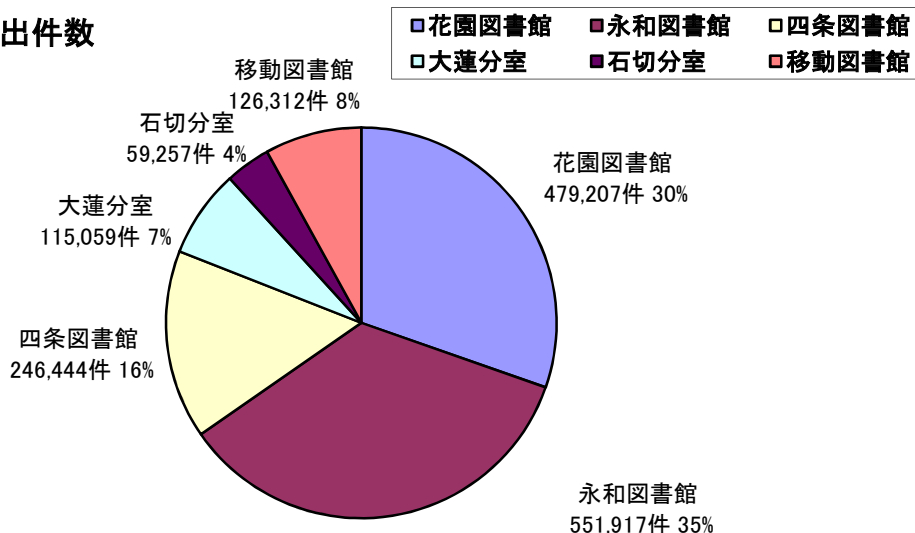
	団体数	文庫用資料
文庫	12	12,544冊

	団体数	録音図書
朗読ボランティアやまびこ	1	テープ 5,827巻 DAISY 537枚

	団体数	読書会用資料
読書会	1	2,985冊

その他団体数	144団体
--------	-------

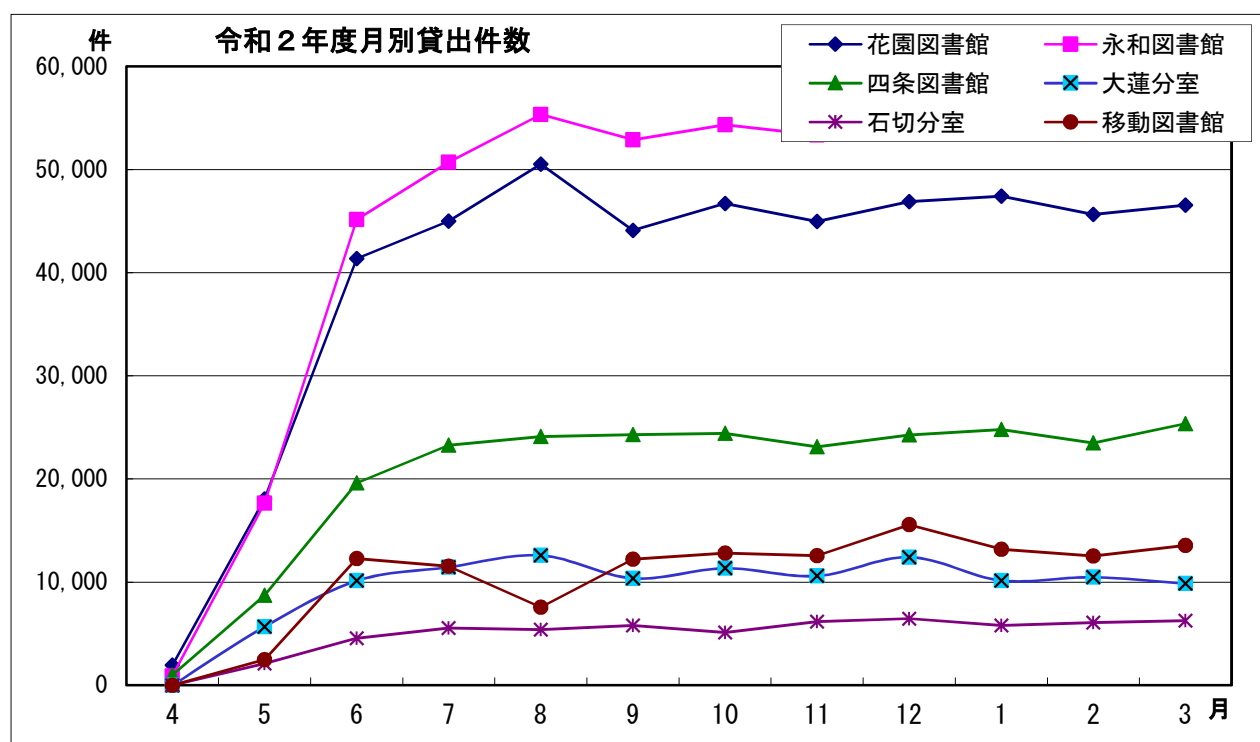
令和2年度貸出件数



(3) 月別貸出件数

(件)

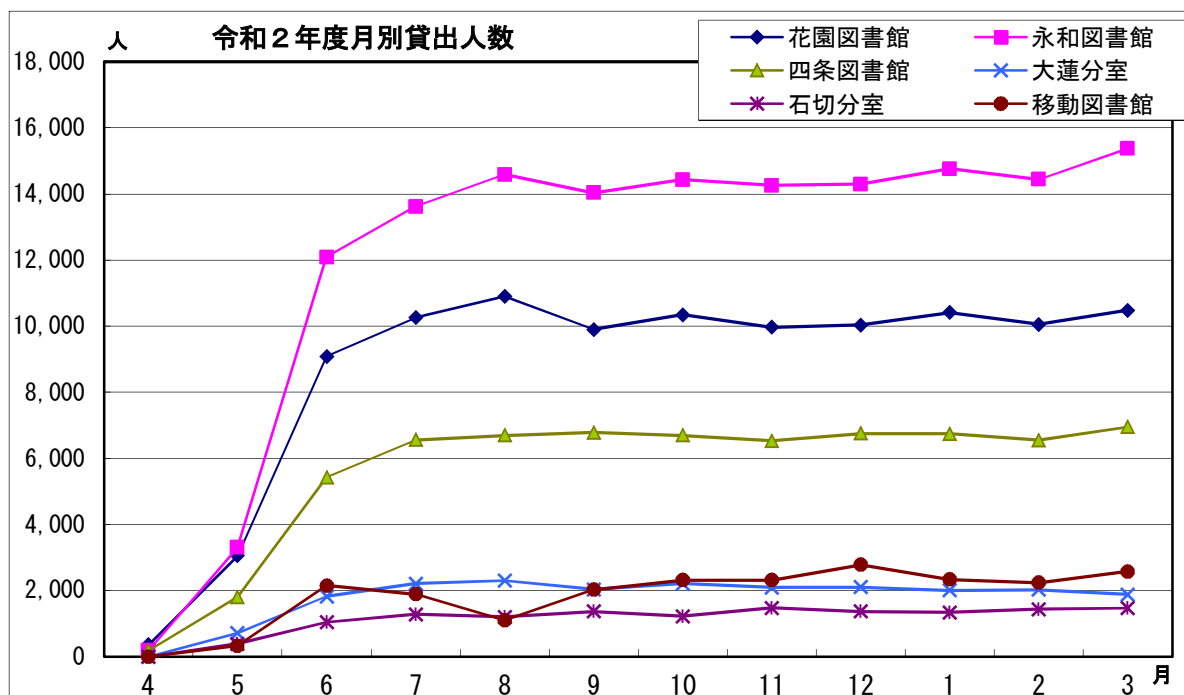
館名 月	花園図書館 (内児童書)	永和図書館 (内児童書)	四条図書館 (内児童書)	大蓮分室 (内児童書)	石切分室 (内児童書)	移動図書館 (内児童書)	計 (内児童書)
4	1,937 (337)	905 (190)	995 (221)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	3,838 (749)
5	18,046 (6,029)	17,667 (6,694)	8,726 (2,820)	5,672 (2,834)	2,118 (822)	2,475 (1,241)	54,704 (20,440)
6	41,381 (13,901)	45,165 (15,097)	19,607 (5,724)	10,135 (4,775)	4,548 (1,821)	12,286 (5,180)	133,122 (46,498)
7	45,011 (13,324)	50,718 (16,547)	23,260 (6,892)	11,452 (4,852)	5,561 (2,174)	11,540 (4,900)	147,542 (48,689)
8	50,520 (17,843)	55,337 (19,838)	24,127 (7,907)	12,590 (6,044)	5,397 (2,119)	7,557 (3,188)	155,528 (56,939)
9	44,100 (13,804)	52,872 (17,914)	24,285 (7,708)	10,368 (4,491)	5,783 (2,260)	12,213 (4,979)	149,621 (51,156)
10	46,721 (15,568)	54,343 (17,844)	24,428 (7,660)	11,342 (4,876)	5,126 (2,034)	12,803 (5,429)	154,763 (53,411)
11	44,968 (14,526)	53,366 (18,199)	23,118 (7,077)	10,594 (4,612)	6,160 (2,303)	12,562 (5,519)	150,768 (52,236)
12	46,901 (15,900)	54,848 (18,391)	24,274 (7,469)	12,421 (5,645)	6,462 (2,525)	15,573 (6,776)	160,479 (56,706)
1	47,422 (15,446)	56,289 (19,273)	24,785 (8,174)	10,158 (4,099)	5,784 (2,241)	13,200 (5,787)	157,638 (55,020)
2	45,660 (15,356)	53,998 (18,280)	23,481 (7,380)	10,471 (4,356)	6,063 (2,498)	12,536 (5,719)	152,209 (53,589)
3	46,540 (14,897)	56,409 (18,363)	25,358 (8,165)	9,856 (4,099)	6,255 (2,624)	13,566 (6,081)	157,984 (54,229)
合計	479,207 (156,931)	551,917 (186,630)	246,444 (77,197)	115,059 (50,683)	59,257 (23,421)	126,312 (54,800)	1,578,196 (549,662)



(4) 月別貸出人数

(人)

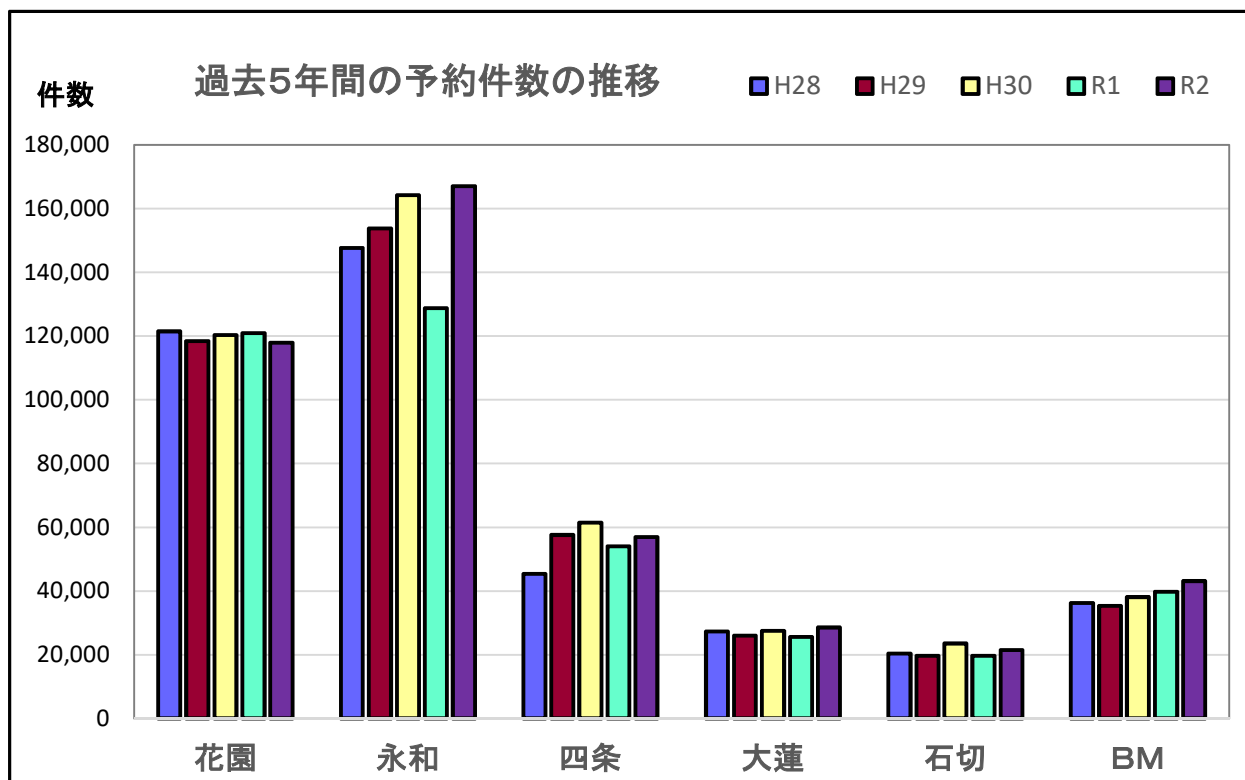
館名 月	花園図書館 (内児童)	永和図書館 (内児童)	四条図書館 (内児童)	大蓮分室 (内児童)	石切分室 (内児童)	移動図書館 (内児童)	計 (内児童)
4	362 (11)	193 (2)	185 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	740 (17)
5	3,051 (307)	3,303 (366)	1,807 (170)	707 (127)	390 (48)	332 (45)	9,590 (1,063)
6	9,089 (988)	12,085 (1,158)	5,424 (488)	1,822 (352)	1,035 (152)	2,155 (248)	31,610 (3,386)
7	10,254 (1,111)	13,616 (1,214)	6,564 (614)	2,208 (420)	1,280 (198)	1,895 (264)	35,817 (3,821)
8	10,898 (1,497)	14,590 (1,536)	6,691 (766)	2,310 (464)	1,200 (189)	1,093 (150)	36,782 (4,602)
9	9,900 (1,152)	14,030 (1,338)	6,783 (672)	2,039 (372)	1,368 (229)	2,025 (259)	36,145 (4,022)
10	10,341 (1,118)	14,436 (1,316)	6,697 (620)	2,209 (388)	1,227 (226)	2,315 (379)	37,225 (4,047)
11	9,970 (1,120)	14,261 (1,364)	6,526 (608)	2,093 (388)	1,471 (254)	2,321 (320)	36,642 (4,054)
12	10,036 (1,144)	14,292 (1,320)	6,753 (650)	2,104 (394)	1,368 (272)	2,778 (427)	37,331 (4,207)
1	10,412 (1,175)	14,764 (1,450)	6,741 (701)	2,010 (373)	1,343 (232)	2,339 (356)	37,609 (4,287)
2	10,058 (1,146)	14,440 (1,309)	6,547 (669)	2,030 (349)	1,440 (247)	2,238 (382)	36,753 (4,102)
3	10,480 (1,236)	15,377 (1,314)	6,957 (732)	1,884 (324)	1,474 (243)	2,576 (454)	38,748 (4,303)
合 計	104,851 (12,005)	145,387 (13,687)	67,675 (6,694)	21,416 (3,951)	13,596 (2,290)	22,067 (3,284)	374,992 (41,911)



(5) 月別予約件数

(件)

館名 月	花園図書館	永和図書館	四条図書館	大蓮分室	石切分室	移動図書館	計
4	2,900	1,866	1,372	498	248	466	7,350
5	4,982	6,102	2,111	1,085	723	915	15,918
6	10,474	14,560	5,140	2,644	1,848	4,813	39,479
7	11,684	14,762	5,550	2,642	2,034	4,195	40,867
8	11,141	15,338	5,076	2,742	1,707	2,747	38,751
9	10,578	15,329	5,151	2,504	1,831	4,286	39,679
10	10,689	15,966	5,429	2,763	1,697	4,450	40,994
11	10,891	15,760	5,079	2,899	1,893	4,200	40,722
12	11,303	15,723	5,273	2,918	2,184	4,460	41,861
1	11,823	17,797	6,146	2,721	2,389	4,155	45,031
2	10,880	17,135	5,528	2,679	2,324	4,285	42,831
3	10,657	16,759	5,004	2,458	2,586	4,113	41,577
合計	118,002	167,097	56,859	28,553	21,464	43,085	435,060
(内 Web)	(87,719)	(122,024)	(40,741)	(19,728)	(14,599)	(23,412)	(308,223)



(6) 協力貸出

(6) - 1. 資料公貸借状況

(件)

No	府内図書館	借 数				貸 数			
		花 園	永 和	四 条	合 計	花 園	永 和	四 条	合 計
1	大阪府立図書館	344	733	358	1,435		49		49
2	大阪府立図書館	65	327	36	428		242		242
3	能勢町立図書館		7	1	8		99		99
4	豊能町立図書館	2		1	3		11		11
5	池田市立図書館		14	2	16		93		93
6	箕面市立図書館	29	31	28	88		38		38
7	豊中市立図書館	22	7	8	37		54		54
8	吹田市立図書館	18	33	4	55		269		269
9	摂津市立図書館	3	7	2	12		59		59
10	茨木市立図書館	85	64	49	198		50		50
11	高槻市立図書館	38	13	35	86		90		90
12	島本町立図書館	6	11		17		32		32
13	枚方市立図書館	89	115	106	310		110		110
14	交野市立図書館	36	31	28	95		141		141
15	寝屋川市立図書館	20	30	5	55		80		80
16	門真市立図書館	8	10	40	58		25		25
17	四條畷市立図書館	4	13	5	22		42		42
18	大東市立図書館	18	19	9	46		118		118
19	八尾市立図書館	63	50	49	162		66		66
20	柏原市立図書館		17	36	53		69		69
21	松原市立図書館	10	13	5	28		115		115
22	羽曳野市立図書館	20	80	46	146		69		69
23	藤井寺市立図書館		12	2	14		69		69
24	富田林市立図書館	25	40	10	75		172		172
25	大阪狭山市立図書館	8	11		19		53		53
26	河内長野市立図書館	9	26	10	45		121		121
27	千早赤阪村立図書館		2		2		43		43
28	太子町立図書館		1		1		19		19
29	河南町立図書館		9		9		8		8
30	堺市立図書館	17	94	84	195		220		220
31	高石市立図書館	3	5		8		16		16
32	泉大津市立図書館	8	34	13	55		40		40
33	忠岡町立図書館		3		3		16		16
34	和泉市立図書館	22	48	24	94		108		108
35	岸和田市立図書館	48	45	26	119		60		60
36	貝塚市立図書館		8	1	9		46		46
37	泉佐野市立図書館	9	28	8	45		86		86
38	熊取町立図書館		26	14	40	1	67		68
39	泉南市立図書館		9	3	12		33		33
40	阪南市立図書館		23	16	39	1	85		86
41	守口市立図書館	1	18		19		26		26
42	田尻町立図書館						1		1
	計	1,030	2,067	1,064	4,161	2	3,210	0	3,212

No	国・都道府県立図書館	借 数				貸 数			
		花 園	永 和	四 条	合 計	花 園	永 和	四 条	合 計
1	国立国会図書館			1	1				
2	滋賀県立図書館					1			1
3	京都府立図書館					3		1	4
4	奈良県立図書館	1			1				
5	兵庫県立図書館		2		2				
	計	1	2	1	4	4	0	1	5

No	府外市町村立図書館	借 数				貸 数			
		花 園	永 和	四 条	合 計	花 園	永 和	四 条	合 計
1	北海道・石狩市民図書館					1	1		2
2	宮城県・多賀城市立図書館					1			1
3	山形県・尾花沢市立図書館	1							
4	石川県・金沢市立図書館					1		1	2
5	愛知県・名古屋市立図書館					1			1
6	愛知県・半田市立図書館					1			1
7	滋賀県・大津市立図書館					4	1		5
8	滋賀県立・守山市立図書館					1			1
9	滋賀県立・竜王町立図書館					1			1
10	滋賀県・東近江市立五箇荘図書館					1			1
11	京都府・八幡市立八幡市民図書館					5			5
12	京都府・京田辺市立図書館						1		1
13	京都府・亀岡市立図書館		1						
14	奈良県・大和郡山市図書館						1		1
15	奈良県・橿原市立図書館							4	4
16	奈良県・三郷町立図書館						5		5
17	奈良県・広陵町立図書館							1	1
18	和歌山県・海南nobinos図書館					2	4		6
19	兵庫県・加東市図書館					2	1	2	5
20	兵庫県・小野市立図書館						3		3
21	兵庫県・三木市立中央図書館					1		12	13
22	岡山県・倉敷市立中央図書館					1			1
23	広島県立・広島市立中央図書館					5			5
24	広島県立・福山市沼隈町図書館					1			1
25	福岡県・福岡市総合図書館					5			5
26	福岡県・筑前町立図書館						1		1
	計	1	1	0	2	34	18	20	72

No	大学図書館	借 数				貸 数			
		花 園	永 和	四 条	合 計	花 園	永 和	四 条	合 計
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

総合計	借 数				貸 数			
	花 園	永 和	四 条	合 計	花 園	永 和	四 条	合 計
	1,032	2,070	1,065	4,167	40	3,228	21	3,289

(6) - 2. 録音図書・点字図書公貸借状況

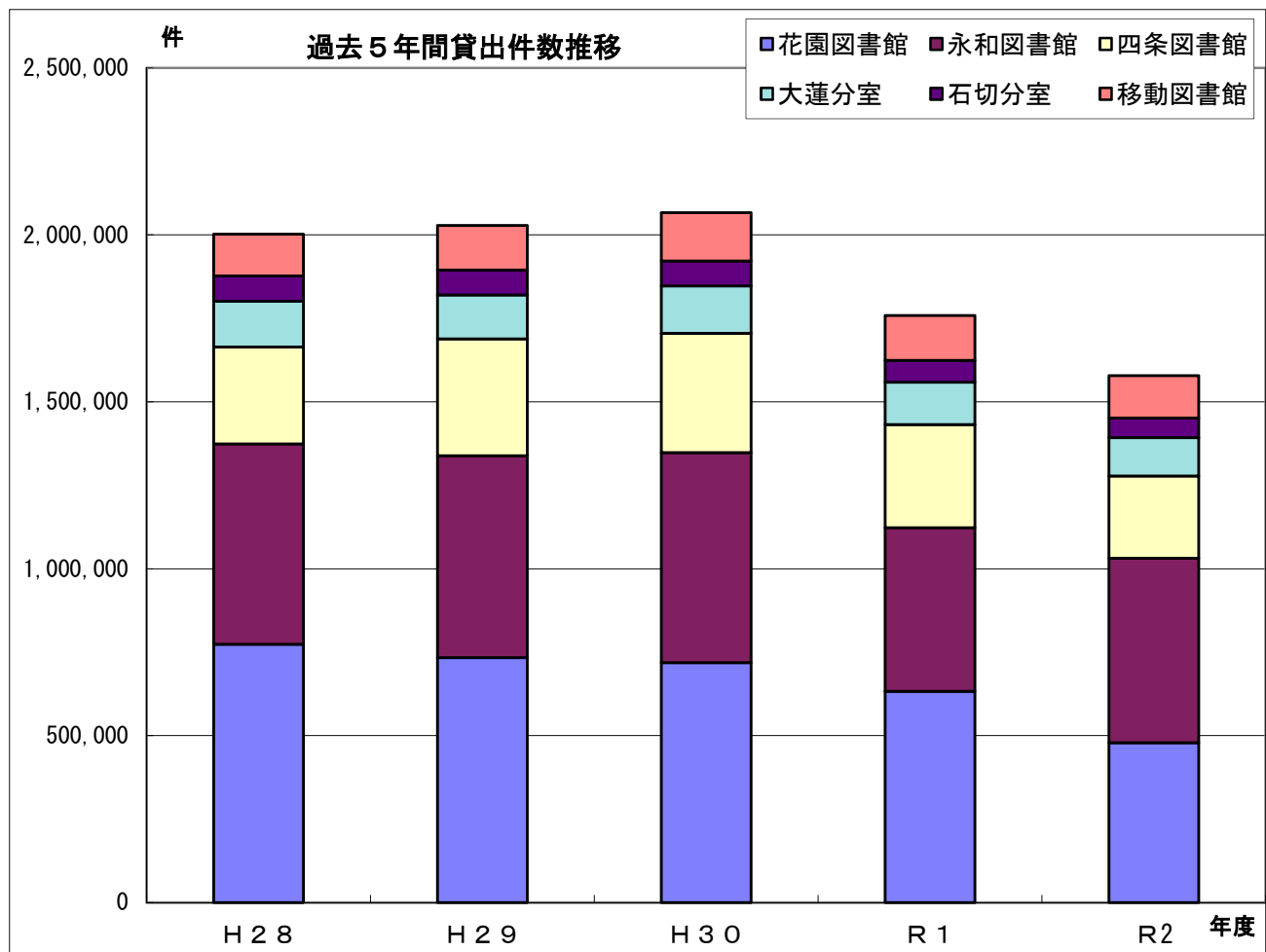
(件)

No	施設名	借数				貸数			
		花園	永和	四条	合計	花園	永和	四条	合計
< 大阪府内 >									
1	大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター点字図書館						1		
3	大阪市立早川福祉会館点字図書室						9		9
4	堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター		1		1				
5	豊中市立岡町図書館						1		1
6	池田市立図書館						1		1
7	摂津市民図書館						1		1
9	藤井寺市立図書館						2		2
10	和泉市立和泉図書館						3		3
	枚方市立中央図書館						1		1
< 大阪府外 >									
13	愛媛県視聴覚福祉センター点字図書館		2		2				
14	品川区立図書館（東京都）		1		1				
15	鹿児島県視聴覚障害者情報センター		2		2				
16	名古屋ライトハウス情報文化センター		1		1				
17	滋賀県立視聴覚障害者センター		1		1				
18	福井県視覚障害者福祉協会情報提供センター		1		1				
19	袋井市立袋井図書館（静岡県）						3		3
20	埼玉県立久喜図書館						1		1
21	上野点字図書館（三重県）						1		1
	合 計		9		9		24		24

(7) 過去5年間の貸出件数の推移

(件)

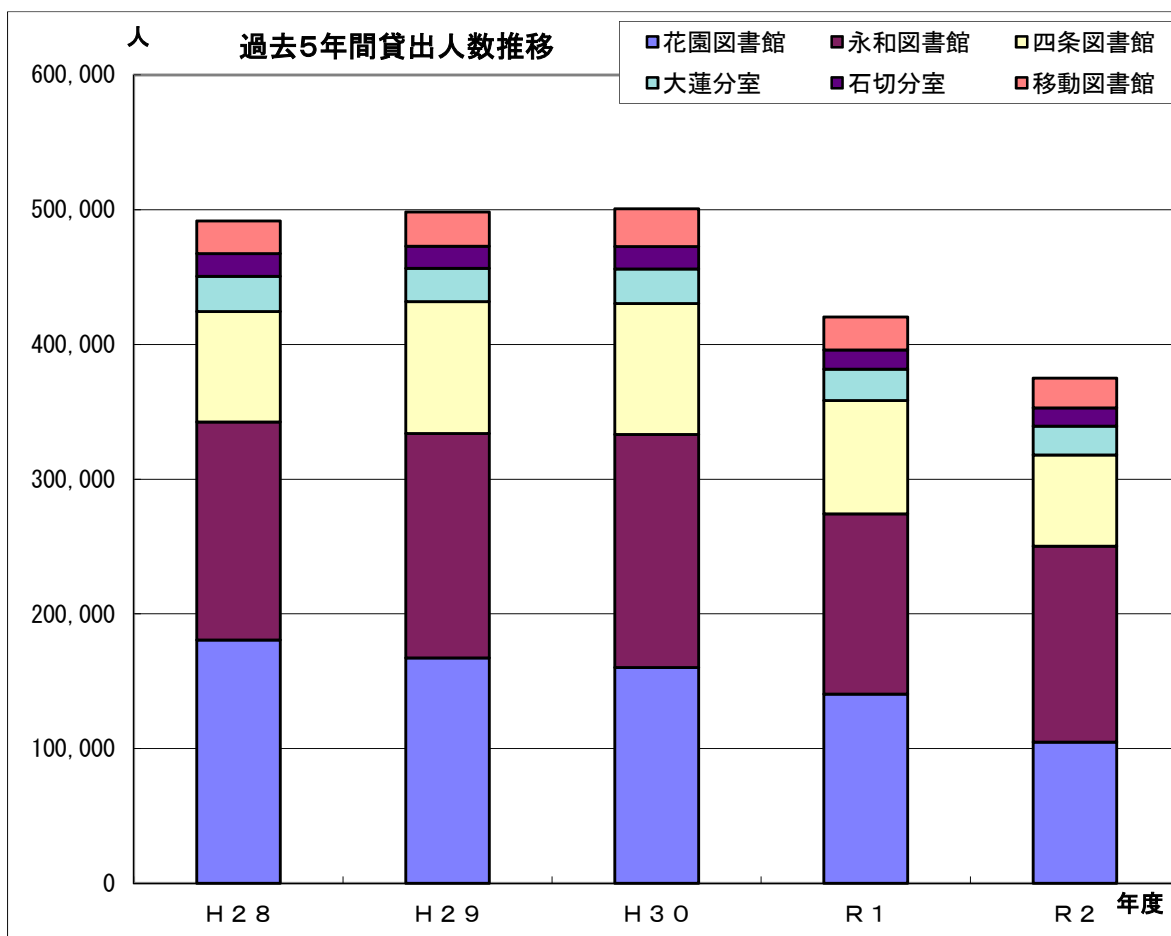
館名 年度	花園図書館 (内児童書)	永和図書館 (内児童書)	四条図書館 (内児童書)	大蓮分室 (内児童書)	石切分室 (内児童書)	移動図書館 (内児童書)	計 (内児童書)
H 2 8	773,911 (260,088)	600,535 (182,649)	289,596 (95,070)	137,365 (59,389)	76,011 (29,905)	125,006 (53,938)	2,002,424 (681,039)
H 2 9	733,232 (250,786)	605,171 (186,386)	349,796 (107,490)	132,129 (56,631)	75,044 (30,854)	133,278 (59,126)	2,028,650 (691,273)
H 3 0	718,692 (248,874)	628,875 (196,245)	357,461 (109,350)	142,112 (63,843)	74,486 (30,491)	145,372 (64,741)	2,066,998 (713,544)
R 1	632,697 (217,632)	490,314 (158,268)	308,705 (93,754)	127,170 (55,944)	64,928 (25,576)	135,195 (60,153)	1,759,009 (611,327)
R 2	479,207 (156,931)	551,917 (186,630)	246,444 (77,197)	115,059 (50,683)	59,257 (23,421)	126,312 (54,800)	1,578,196 (549,662)



(8) 過去 5 年間の貸出人数の推移

(人)

館名 年度	花園図書館 (内児童)	永和図書館 (内児童)	四条図書館 (内児童)	大蓮分室 (内児童)	石切分室 (内児童)	移動図書館 (内児童)	計 (内児童)
H 2 8	180,661 (26,409)	161,708 (15,189)	82,143 (10,649)	26,048 (5,605)	16,874 (2,826)	24,303 (3,311)	491,737 (63,989)
H 2 9	167,201 (23,675)	166,657 (14,969)	98,003 (10,912)	24,673 (5,025)	16,448 (2,903)	25,381 (3,875)	498,363 (61,359)
H 3 0	160,072 (22,679)	173,163 (14,874)	97,076 (10,702)	25,763 (5,454)	16,486 (3,129)	28,003 (4,912)	500,563 (61,750)
R 1	140,383 (18,962)	133,887 (11,251)	84,053 (8,954)	23,256 (4,385)	14,405 (2,386)	24,279 (4,213)	420,263 (50,151)
R 2	104,851 (12,005)	145,387 (13,687)	67,675 (6,694)	21,416 (3,951)	13,596 (2,290)	22,067 (3,284)	374,992 (41,911)

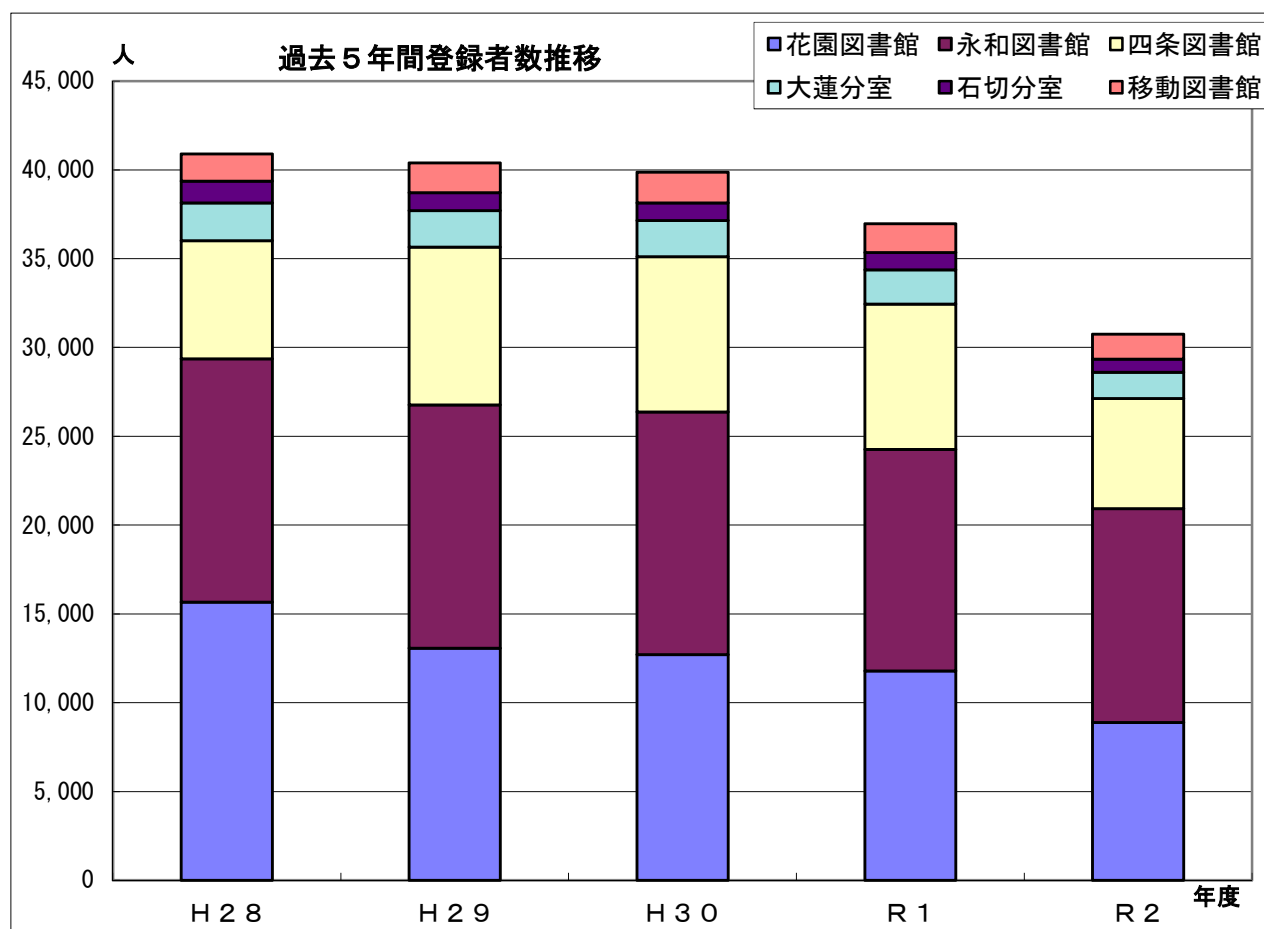


(9) 過去5年間の登録者数の推移

(人)

館名 年度	花園図書館 (内児童)	永和図書館 (内児童)	四条図書館 (内児童)	大蓮分室 (内児童)	石切分室 (内児童)	移動図書館 (内児童)	計 (内児童)
H 2 8	15,656 (3,605)	13,711 (2,168)	6,637 (1,314)	2,133 (603)	1,231 (341)	1,530 (305)	40,898 (8,336)
H 2 9	13,066 (3,083)	13,704 (1,974)	8,877 (1,623)	2,053 (582)	1,016 (323)	1,673 (368)	40,389 (7,953)
H 3 0	12,700 (2,991)	13,674 (1,930)	8,734 (1,528)	2,035 (555)	999 (309)	1,718 (409)	39,860 (7,722)
R 1	11,782 (2,804)	12,477 (1,731)	8,181 (1,401)	1,939 (528)	965 (279)	1,617 (384)	36,961 (7,127)
R 2	8,883 (1,684)	12,048 (1,568)	6,197 (909)	1,482 (337)	740 (180)	1,402 (317)	30,752 (4,995)

※1年間に1回以上の利用があった登録者の数。

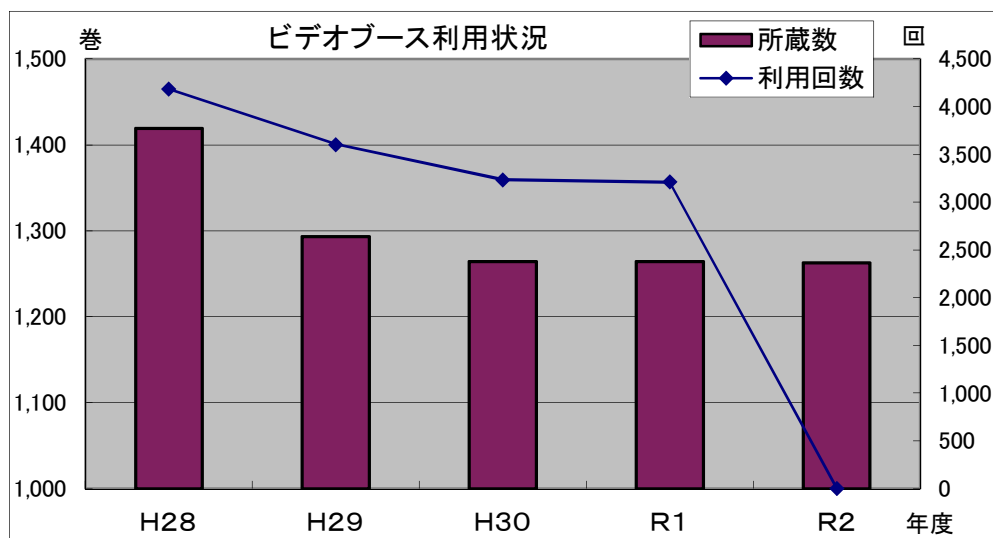


(10) 視聴覚資料利用状況

(10) - 1. 花園図書館ビデオブース利用状況

年度	所蔵数	利用回数
H 2 8	1,419	4,182
H 2 9	1,293	3,601
H 3 0	1,264	3,233
R 1	1,264	3,210
R 2	1,263	0

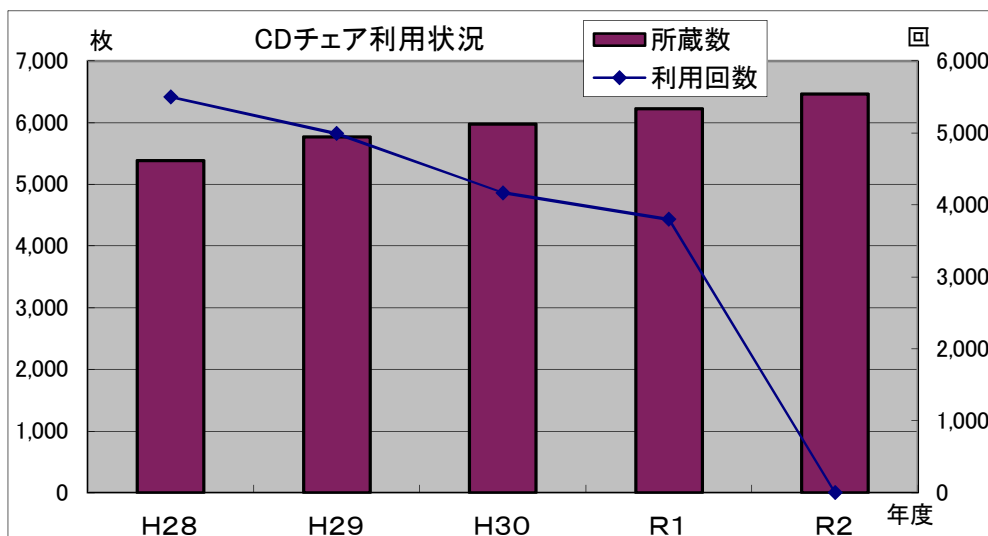
*ブース数=4席



(10) - 2. 花園図書館CDチェア利用状況

年度	所蔵数	利用回数
H 2 8	5,381	5,498
H 2 9	5,764	4,989
H 3 0	5,970	4,169
R 1	6,226	3,800
R 2	6,461	0

*CDチェア=10席



(1 0) - 3 . 過 去 5 年 間 の C D 貸 出 状 況 と 所 蔵 数

(件)

館名 年度	花園図書館 (所蔵数)	永和図書館 (所蔵数)	四条図書館 (所蔵数)	大蓮分室 (所蔵数)	石切分室 (所蔵数)	移動図書館 (所蔵数)	計 (所蔵数)
H 2 8	25, 241 (5, 381)	14, 348 (2, 093)	15, 424 (6, 958)	752 (0)	500 (0)	319 (0)	56, 584 (14, 432)
H 2 9	26, 229 (5, 764)	16, 880 (2, 336)	19, 190 (7, 299)	645 (0)	579 (0)	434 (0)	63, 957 (15, 399)
H 3 0	30, 383 (5, 970)	21, 418 (2, 575)	23, 541 (7, 590)	807 (0)	584 (0)	740 (0)	77, 473 (16, 135)
R 1	25, 707 (6, 226)	15, 058 (2, 759)	19, 875 (7, 913)	826 (0)	523 (0)	613 (0)	62, 602 (16, 898)
R 2	15, 827 (6, 461)	18, 349 (2, 956)	14, 832 (8, 189)	877 (0)	626 (0)	576 (0)	51, 087 (17, 606)

(注)

- ・旭町図書館（現 四条図書館）は、平成9年1月の開設時よりCDを貸出。
- ・平成23年4月より、永和図書館、移動図書館、大蓮・石切分室の窓口で、CDの貸出及び予約を開始。
- ・平成24年1月6日より、花園図書館でCDの貸出を開始。
※花園図書館はCDチェア利用も含む。
- ・平成30年1月1日より、CDの貸出点数を1人1点から2点に変更。

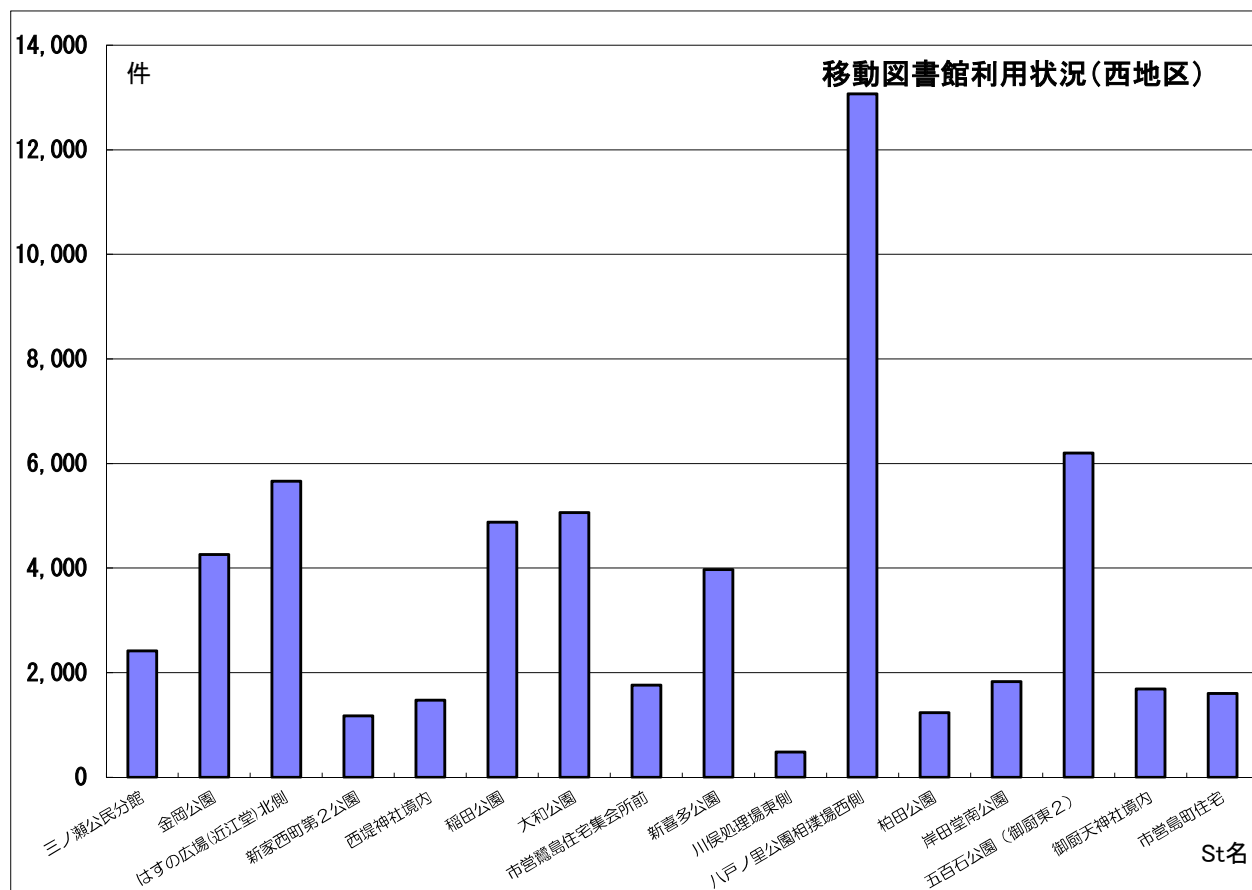
(1 1) 移動図書館利用状況

<西地区>

STNo	ステーション名	貸出件数	利用者数
1	三ノ瀬公民分館	2,418	557
2	金岡公園	4,261	829
3	はすの広場(近江堂)北側	5,660	1,016
4	新家西町第2公園	1,172	203
5	西堤神社境内	1,473	252
6	稲田公園	4,881	896
7	大和公園	5,063	952
8	市営鷺島住宅集会所前	1,761	271
9	新喜多公園	3,971	536
10	川俣処理場東側	481	88
12	八戸ノ里公園相撲場西側	13,069	1,818
24	柏田公園	1,233	160
25	岸田堂南公園	1,830	286
31	五百石公園(御厨東2)	6,198	1,120
38	御厨天神社境内	1,690	201
53	市営島町住宅	1,600	287
	小 計	56,761	9,472

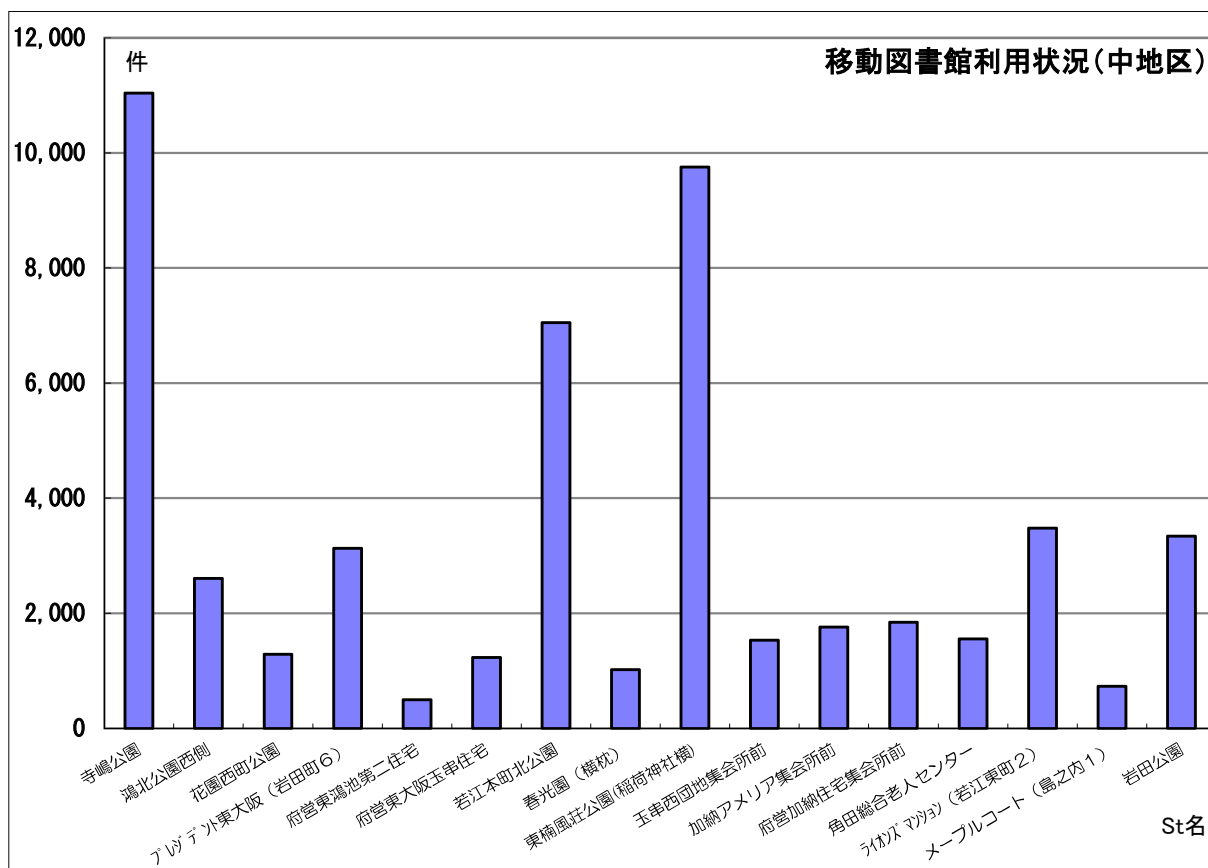
* 移動図書館巡回時の貸出とは別に、BM事務所内での貸出として、84件、32人。

(BM事務所内での貸出とは、巡回当日の事前貸出と特別養護老人ホームヴェルディ八戸ノ里、
そんぽの家東大阪日下及び他市図書館への団体貸出等をいう。)



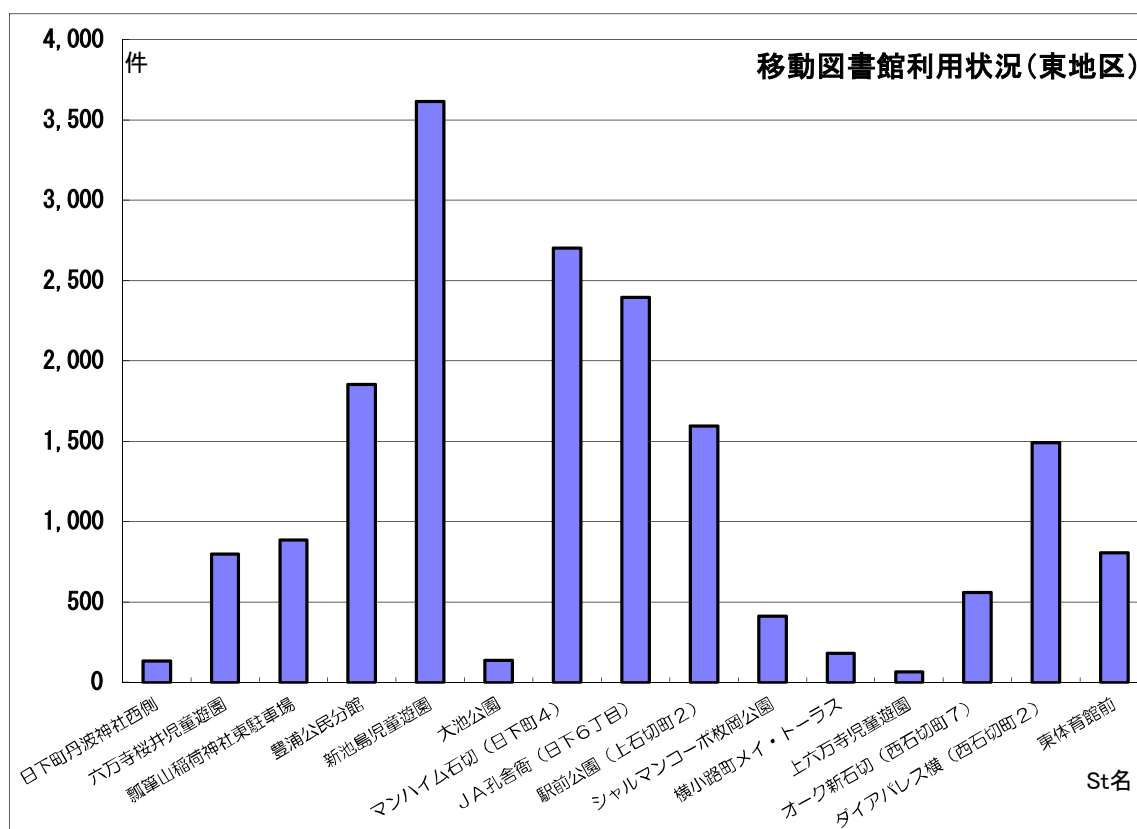
＜中地区＞

STNo	ステーション名	貸出件数	利用者数
14	寺嶋公園	11,041	2,269
19	鴻北公園西側	2,607	443
30	花園西町公園	1,290	294
32	プレジデント東大阪（岩田町6）	3,128	425
34	府営東鴻池第二住宅	495	83
35	府営東大阪玉串住宅	1,234	204
36	若江本町北公園	7,048	1,661
39	春光園（横枕）	1,023	210
40	東楠風荘公園（稻荷神社横）	9,754	1,304
41	玉串西団地集会所前	1,533	253
46	加納アメリカ集会所前	1,759	341
48	府営加納住宅集会所前	1,841	331
51	角田総合老人センター	1,555	181
52	ライオンズマンション（若江東町2）	3,477	590
55	メープルコート（島之内1）	732	116
59	岩田公園	3,341	805
	小 計	51,858	9,510



<東地区>

STNo	ステーション名	貸出件数	利用者数
13	日下町丹波神社西側	132	24
15	六万寺桜井児童遊園	797	96
17	瓢箪山稲荷神社東駐車場	886	164
18	豊浦公民分館	1,851	231
22	新池島児童遊園	3,612	755
23	大池公園	135	42
29	マンハイム石切（日下町4）	2,701	483
37	J A孔舎衙（日下6丁目）	2,393	442
45	駅前公園（上石切町2）	1,596	173
47	シャルマンコーポ枚岡公園	412	59
49	横小路町メイ・トールス	178	32
50	上六万寺児童遊園	63	13
56	オーク新石切（西石切町7）	557	100
57	ダイアパレス横（西石切町2）	1,491	243
58	東体育館前	805	196
	小 計	17,609	3,053



(12) ベスト・リーダー及びベスト・リクエスト

(12) - 1. よく読まれた本

順位	一 般 書 (小 説)			順位	一 般 書 (小説以外)		
	書 名	著 者	出版社		書 名	著 者	出版社
1	そして、バトンは渡された	瀬尾 まいこ／著	文藝春秋	1	一切なりゆき 樹木希林のことば	樹木 希林	文藝春秋
2	素敵な日本人 東野圭吾短編集	東野 圭吾／著	光文社	2	樹木希林120の遺言 死ぬときぐらい好きにさせてよ	樹木 希林	宝島社
3	昨日がなければ明日もない	宮部 みゆき／著	文藝春秋	3	嫌われる勇氣 自己啓発の源流「アドラー」の教え	岸見 一郎	ダイヤモンド社
4	さよならの儀式	宮部 みゆき／著	河出書房新社	4	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	フレイディ みかこ	新潮社
4	ライオンのおやつ	小川 糸／著	ポプラ社	5	大家さんと僕	矢部 太郎	新潮社
5	落日	湊 かなえ／著	角川春樹事務所	6	メモの魔力	前田 裕二	幻冬舎
6	沈黙のパレード	東野 圭吾／著	文藝春秋	7	大家さんと僕 これから	矢部 太郎	新潮社
7	希望の糸	東野 圭吾／著	講談社	8	やめてみた。 本当に必要なものが見えてくる暮らし方・考え方	わたなべ ぼん	幻冬舎
8	流浪の月	凧良 ゆう／著	東京創元社	9	もっと、やめてみた。 「こうあるべき」に囚われなくなる暮らし方・考え方	わたなべ ぼん	幻冬舎
9	マスカレード・イブ	東野 圭吾／著	集英社	10	おひとりさまのゆたかな年収200万円生活 2	おづ まりこ	KADOKAWA
10	危険なビーナス	東野 圭吾／著	講談社	11	おかあさんライフ。	たかぎ なおこ	KADOKAWA
11	クスノキの番人	東野 圭吾／著	実業之日本社	11	気がつけば、終着駅	佐藤 愛子	中央公論新社
12	片想い	東野 圭吾／著	文藝春秋	12	妻のトリセツ	黒川 伊保子／編著	講談社
13	魔力の胎動	東野 圭吾／著	KADOKAWA	12	老人初心者の覚悟	阿川 佐和子	中央公論新社
14	ノースライト	横山 秀夫／著	新潮社	13	ゆるり より道ひとり暮らし	おづ まりこ	文藝春秋
14	マスカレード・ナイト	東野 圭吾／著	集英社	14	反日種族主義 日韓危機の根源	李 榮薫／編著	文藝春秋
15	きたきた捕物帖	宮部 みゆき／著	PHP研究所	15	るるぶ大阪ベスト ` 21		ジェイティービー／ブリッキング
16	あきない世傳 金と銀 8 瀑布篇	高田 郁／著	角川春樹事務所	16	わたしを支えるもの すーちゃんの人生	益田 ミリ	幻冬舎
17	カケラ	湊 かなえ／著	集英社	16	難しいことはわかりませんが、お金の増やし方を教えてください!	山崎 元	文響社
18	未来	湊 かなえ／著	双葉社	17	ゴミ清掃員の日常	滝沢 秀一／原著	講談社
19	赤い雨	佐伯 泰英／著	光文社	18	さらに、やめてみた。 自分のままで生きられるようになる、暮らし方・考え方	わたなべ ぼん	幻冬舎
19	蜜蜂と遠雷	恩田 陸／著	幻冬舎	18	志麻さんの自宅レシピ 「作り置き」よりもカンタンでおいしい! 忙しい人	タサン 志麻	講談社
20	旅仕舞	佐伯 泰英／著	文藝春秋	19	58歳から日々を大切に小さく暮らす	ショコラ	ずばる舎
				20	世界一美味しい手抜きごはん 最速! やる気のいらない100レシピ	はらへこグリスリー	KADOKAWA

順位	児 童 書 (絵 本)			順位	児 童 書 (よみもの)		
	書 名	著 者	出版社		書 名	著 者	出版社
1	「ノンタン」シリーズ	キヨノ サチコ	偕成社	1	かいけつゾロリ	原 ゆたか	ポプラ社
2	「おしりたんてい」シリーズ	トロール	ポプラ社	2	ほねほねザウルス	ぐるーぶ・アンモナイト	岩崎書店
3	「ノラネコぐんだん」シリーズ	工藤 ノリコ	白泉社	3	おしりたんてい	トロール	ポプラ社
4	「１００かいだてのいえ」シリーズ	岩井 俊雄	偕成社	4	おばけずかん	斉藤 洋	講談社
5	「アンパンマン」シリーズ	やなせ たかし	フレーベル館	5	ふしぎ駄菓子屋銭天堂	廣嶋 玲子	偕成社
6	「だるまさん」シリーズ	かがくい ひろし	ブロンズ新社	6	おばけのアッチおもちゃでお	角野 栄子	ポプラ社
7	りんごかもしれない	ヨシタケ シンスケ	ブロンズ新社	7	絶叫学級	いしかわ えみ	集英社
8	それしかないわけないでしょう	ヨシタケ シンスケ	白泉社	8	ようかいとりものちょう	大崎 悌造	岩崎書店
9	ぼくのニセモノをつくるには	ヨシタケ シンスケ	ブロンズ新社	9	タヌキのきょうしつ	山下 明生	あかね書房
10	もうぬげない	ヨシタケ シンスケ	ブロンズ新社	10	１０分で読める物語	-	学研プラス
11	りゆうがあります	ヨシタケ シンスケ	PHP研究所	11	ねこと王さま	ニック・シャラット	徳間書店
12	ながーい５ふんみじかい５ふん	リス・ガートン・スキャンロン	光村教育図書	12	モモ	ミヒヤエル・エ	岩波書店
13	このあとどうしちゃう	ヨシタケ シンスケ	ブロンズ新社	13	山のちょうじょうの木のとっぺ	最上 一平	新日本出版社
14	みえるとかみえないとか	ヨシタケ シンスケ	アリス館	14	５秒後に意外な結末 アポロンの黄色い太陽	桃戸 ハル	学研プラス
15	えんとつ町のプペル	にしの あきひろ	幻冬舎	15	エルマーのぼうけん	ルース・スタイルス・ガネット	福音館書店
16	ふまんがあります	ヨシタケ シンスケ	PHP研究所	16	百桃太郎イシシとノシシのスッポ コベッコベコへんてこ話	原 京子	ポプラ社
17	びょーん	松岡 達英	ポプラ社	17	５分後に恋の結末 そして、誰かの恋がはじまる。	橘 つばさ	学研プラス
18	どんぐりむらのぱんやさん	なかや みわ	学研教育出版	18	あいことばは名探偵	杉山 亮	偕成社
18	なんだろうなんだろう	ヨシタケ シンスケ	光村図書出版	19	キャベたまたんでいきけんな	三田村 信行	金の星社
18	わたしのわごむはわたさない	ヨシタケ シンスケ	PHP研究所	19	ラストで君は「まさか！」と言	PHP研究所	PHP研究所
19	もしものせかい	ヨシタケ シンスケ	赤ちゃんとママ社	20	グレッグのダメ日記 ぶっこわしちゃえ	ジェフ・キニー	ポプラ社
19	からすのパンやさん	加古 里子	偕成社	20	にじいろフェアリーしずくちゃん ふしぎなクリスタルをさがせ！	ぎぼ りつこ	岩崎書店
20	おしっこちょっぴりもれたろう	ヨシタケ シン	PHP研究所	20	青いあいつがやってきた！？	松井 ラフ	文研出版

順位	児 童 書（よみもの以外）			順位	児 童 書（まんが）		
	書 名	著 者	出版社		書 名	著 者	出版社
1	「サバイバル」シリーズ		朝日新聞出版	1	名探偵コナン	青山 剛昌	小学館
2	「歴史漫画タイムワープ」シリーズ		朝日新聞出版	2	ドラえもん	藤子・F・不二雄	小学館
3	「どっちが強い!？」シリーズ		KADOKAWA	3	ONE PIECE	尾田 栄一郎	集英社
4	「実験対決」シリーズ		朝日新聞出版	4	鬼滅の刃	吾峠 呼世晴	集英社
5	「日本史探偵コナン」シリーズ	青山 剛昌／原著	小学館	5	ハイキュー!!	古舘 春一	集英社
6	「ドラえもん科学ワールド」シリーズ	藤子・F・不二雄／画	小学館	6	しずくちゃん	ぎぼ りつこ	岩崎書店
7	「恐竜キングダム」シリーズ	レッドコード／著	KADOKAWA	7	ONE PUNCH-MAN	ONE	集英社
8	「5分間のサバイバル」シリーズ		朝日新聞出版	8	約束のネバーランド	白井 カイウ	集英社
9	「すみっこぐらしまちがいさがし」シリーズ	主婦と生活社／編	主婦と生活社	9	NARUTO	岸本 斉史	集英社
10	「ざんねんないきもの事典」シリーズ	下間 文恵／（他）画	高橋書店	10	キン肉マン	ゆでたまご	集英社
11	「ドラえもんの学習」シリーズ		小学館	11	暗殺教室	松井 優征	集英社
12	こども六法	山崎 聡一郎／著	弘文堂	12	ちびまる子ちゃん	さくら ももこ	集英社
13	失敗図鑑 すごい人ほどダメだった!	大野 正人／著	文響社	13	星のカーピィ	ひかわ 博一	小学館
14	すみっこぐらし占い	クロイ／著	KADOKAWA	14	ショコラの魔法	みづほ 梨乃	小学館
14	ヘアアレンジパーフェクトBOOK めちゃかわMAX!! モデルみたいにかわいくになれるっ♡	馬場 麻子／監修	新星出版社	15	ちはやふる	末次 由紀	講談社
15	異種最強王図鑑 No. 1 決定トーナメント!!	實吉 達郎／監修	学研プラス	16	銀魂	空知 英秋	集英社
16	いーすとけん。ふっくら心理テ		学研プラス	17	Dr. STONE	稻垣 理一郎	集英社
17	かんたん・ラブリーときめきお		ナツメ社	18	いじめ	五十嵐 かおる	小学館
17	ドラえもんどーこだ? ドラえもんとかさぞう	藤子・F・不二雄／著	小学館	19	爆笑4コマ伝説のポケモンをさがせ	春風邪 三太	小学館
18	平成仮面ライダー完全超百科		講談社	20	夏目友人帳	緑川 ゆき	白泉社
19	かいけつゾロリのまいにちおやじギャグ1年分	原 ゆたか／原著	ポプラ社				
20	すみっこぐらし心理テスト	阿雅佐／著	学研プラス				
20	明智光秀 戦のない世を目指し主君・信長を討った男	大谷 じろう／画	小学館				

順位	C D			順位	C D		
	タイトル	演奏者	レーベル		タイトル	演奏者	レーベル
1	見つけ	スピッツ	ユニバーサルミュージック	15	ゆずイロハ 1997-2017	ゆず/歌手	セーニャ・アンド・カンパニー
2	CONTRALTO	中島 みゆき	エイベックス・エンタテインメント	15	DREAMS COME TRUE	ドリームズ・カム・トゥルー/歌手	ユニバーサルミュージック
3	Finally	安室 奈美恵	エイベックス・エンタテインメント	16	CYCLE HIT 1991	スピッツ/歌手	ユニバーサルミュージック
4	ターンテーブル	竹内 まりや	ソニー・ミュージックソリユー	17	エクспレッションズ	竹内 まりや/歌手	ワーナーミュージック・ジャパン
4	日本の恋と、ユーミンと。	松任谷 由実	EMIミュージック・ジャパン	17	OPUS~ALL TIME	山下 達郎/歌手	ワーナーミュージック・ジャパン
4	アンコール	back number	ユニバーサルミュージック	17	Super Best Rec	MISIA/歌手	アリオラジャパン
5	瞬間的シックスセンス	あいみょん	ソニー・ミュージックマーケテ	17	オールスター・ベスト~男性ヴォーカル ALL STAR BEST MALE VOCAL	オムニバス/歌手	ソニー・ミュージックマーケテ
5	aikoの詩。	aiko	ポニーキャニオン	17	昭和 永遠の名曲大全集 19		日本コロムビア
6	第九	GRREEN	ユニバーサルミュージック	17	初恋	宇多田 ヒカル/歌手	ソニー・ミュージックマーケテ
7	ニュートンの林檎~初めてのペ	椎名 林檎	ユニバーサルミュージック	17	Life is going	MISIA/歌手	ソニー・ミュージックマーケテ
7	Traveler	Official髭男dism	ポニーキャニオン	18	エスカパレード	Official髭男dism	ラストラム・ミュージック・エ
8	あの日 あの時	小田 和正	ソニー・ミュージックレーベル	18	ジャズ・ナウ 2019	オムニバス/歌手	ユニバーサルミュージック
8	MAGIC	back number	ユニバーサルミュージック	19	Bremen	米津 玄師/歌手	ユニバーサルミュージック
9	ALL TIME MEMOR	ブルーハーツ	クラウン徳間ミュージック販売	19	心に響く唄	オムニバス	ソニー・ミュージックマーケテ
10	CEREMONY	King Gnu	ソニー・ミュージックソリユー	19	超いきものばかり ~てんねん記念メロニクスBESTセレクション~	いきものがかり/歌手	ソニー・ミュージックマーケテ
10	diorama	米津 玄師	スペースシャワーネットワーク	19	O	Superfly/歌手	ソニー・ミュージックソリユー
11	Eye of the Storm	ONE OK ROCK	アミューズ	19	STRAY SHEEP	米津 玄師/歌手	ソニー・ミュージックソリユー
12	aurora arc	BUMP OF CHICKEN	トイズファクトリー	19	みんな恋した歌謡曲 青春編	オムニバス/歌手	日本コロムビア
12	Sympa	King Gnu	ソニー・ミュージックマーケテ	19	POP VIRUS	星野 源/歌手	JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント
12	中島みゆき・21世紀ベストセ	中島 みゆき	エイベックス・ミュージック	20	ALL TIME BEST	尾崎 豊/歌手	ソニー・ミュージックマーケテ
13	中島みゆき Singles	中島 みゆき	ヤマハミュージックコミュニケーションズ	20	山口百恵 ゴールデン☆ベスト	山口 百恵/歌手	ソニー・ミュージックダイレクト
13	走れ! 歌謡曲45th~あなた 日野ミッドナイトグラフィティ~番組45	オムニバス	ユニバーサルミュージック	20	BOOTLEG	米津 玄師/歌手	ソニー・ミュージックマーケテ
13	ユーミンからの、恋のうた。 THE BEST OF YUMI MATSUTOYA 45TH ANNIVERSARY	松任谷 由実	ユニバーサルミュージック	20	中森明菜/ベスト・コレクション	中森 明菜/歌手	ワーナーミュージック・ジャパン
13	2020 GRAMMY ノミ	オムニバス	ソニー・ミュージックソリユー	20	WE DO	いきものがかり/歌手	ソニー・ミュージックソリユー
14	クイーン・フォーエヴァー~ベ	QUEEN	ユニバーサルミュージック	20	大阪ソウルバラード 完全版	オムニバス/歌手	ビクターエンタテインメント
14	Perfume The Best	Perfume	ユニバーサルミュージック	20	オリオンブルー	Uru/歌手	ソニー・ミュージックソリユー

順位	雑 誌	
	雑誌タイトル	出版社
1	婦人公論	暮しの手帖社
2	オレンジページ	オレンジページ
3	きょうの料理（NHK）	NHK出版
4	すてきにハンドメイド	NHK出版
5	ESSE（エッセ）	扶桑社
6	サンキュ！	中央公論新社
7	暮しの手帖	NHK出版
8	レタスクラブ	クリエテ関西
9	あまから手帖	NHK出版
10	LDK	ベネッセコーポレーション
11	SAVVY(サヴィ)	京阪神エルマガジン社
12	日経PC21	京阪神エルマガジン社
13	Mar t（マート）	晋遊舎
14	かぞくのじかん	光文社
15	文藝春秋	ブティック社
16	クロワッサン	マガジンハウス
17	天然生活	日経BP
18	COTTON TIME	文藝春秋
19	関西ウォーカー	文化出版局
20	日経マネー	文化出版局

(12) - 2. 予約の多かった本

順位	書 名	著 者	出 版 社
1	クスノキの番人	東野 圭吾／著	実業之日本社
2	流浪の月	凧良 ゆう／著	東京創元社
3	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾／著	光文社
4	鬼滅の刃 1	吾峠 呼世晴／著	集英社
5	「育ちがいい人」だけが知っていること	諏内 えみ／著	ダイヤモンド社
5	少年と犬	馳 星周／著	文藝春秋
7	カケラ	湊 かなえ／著	集英社
8	心淋し川	西條 奈加／著	集英社
9	家族じまい	桜木 紫乃／著	集英社
10	きたきた捕物帖	宮部 みゆき／著	PHP研究所
11	「織細さん」の本	武田 友紀／著	飛鳥新社
12	ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブル	ブレイディ みかこ／著	新潮社
13	鬼滅の刃 2	吾峠 呼世晴／著	集英社
14	ライオンのおやつ	小川 糸／著	ポプラ社
15	元彼の遺言状	新川 帆立／著	宝島社
16	鬼滅の刃 20	吾峠 呼世晴／著	集英社
17	半沢直樹 アルルカンと道化師	池井戸 潤／著	講談社
18	鬼滅の刃 3	吾峠 呼世晴／著	集英社
19	推し、燃ゆ	宇佐見 りん／著	河出書房新社
20	さらに、やめてみた。	わたなべ ぼん／著	幻冬舎
21	鬼滅の刃 19	吾峠 呼世晴／著	集英社
22	無印良品・IKEA・ニトリ収納の超リアル	LDK特別編集	晋遊舎
23	オルタネート	加藤 シゲアキ／著	新潮社
24	自転しながら公転する	山本 文緒／著	新潮社
25	鬼滅の刃 8	吾峠 呼世晴／著	集英社
25	鬼滅の刃 21	吾峠 呼世晴／著	集英社
27	鬼滅の刃 7	吾峠 呼世晴／著	集英社
28	逆ソクラテス	伊坂 幸太郎／著	集英社
29	鬼滅の刃 4	吾峠 呼世晴／著	集英社
29	鬼滅の刃 10	吾峠 呼世晴／著	集英社
29	鬼滅の刃 22	吾峠 呼世晴／著	集英社
32	鬼滅の刃 5	吾峠 呼世晴／著	集英社
33	鬼滅の刃 9	吾峠 呼世晴／著	集英社
34	流人道中記 下	浅田 次郎／著	中央公論新社
35	一週間であなたの肌は変わります	石井 美保／著	講談社
36	流人道中記 上	浅田 次郎／著	中央公論新社
37	あきない世傳 金と銀 9	高田 郁／著	角川春樹事務所
38	鬼滅の刃 18	吾峠 呼世晴／著	集英社
39	気がつけば、終着駅	佐藤 愛子／著	中央公論新社

40	鬼滅の刃 6	吾峠 呼世晴／著	集英社
41	鬼滅の刃 11	吾峠 呼世晴／著	集英社
42	鬼滅の刃 17	吾峠 呼世晴／著	集英社
42	お探し物は図書室まで	青山 美智子／著	ポプラ社
44	鬼滅の刃 12	吾峠 呼世晴／著	集英社
44	美しいものを見に行くツアーひとり参加	益田 ミリ／著	幻冬舎
46	FACTFULNESS	ハンス・ロスリング／（他）著	日経BP社
47	とわの庭	小川 糸／著	新潮社
47	野良犬の値段	百田 尚樹／著	幻冬舎
49	鬼滅の刃 13	吾峠 呼世晴／著	集英社
49	鬼滅の刃 14	吾峠 呼世晴／著	集英社
49	女帝小池百合子	石井 妙子／著	文藝春秋

(13) 分類別蔵書数

分 類		館 名	花園図書館		永和図書館		四条図書館		石切分室		大蓮分室		移動図書館	
			蔵書数	構成比%	蔵書数	構成比%	蔵書数	構成比%	蔵書数	構成比%	蔵書数	構成比%	蔵書数	構成比%
一般書	0 : 総記		6,044	2.6%	1,761	1.7%	1,326	1.5%	107	0.9%	967	1.7%	94	0.6%
	1 : 哲学		11,783	5.1%	4,745	4.7%	4,038	4.7%	398	3.5%	2,138	3.8%	441	2.8%
	2 : 歴史		16,964	7.4%	6,431	6.3%	6,246	7.2%	542	4.8%	3,968	7.1%	566	3.6%
	3 : 社会科学		25,602	11.1%	11,567	11.4%	9,480	10.9%	660	5.9%	5,481	9.9%	814	5.2%
	4 : 自然科学		12,635	5.5%	6,016	5.9%	6,237	7.2%	788	7.0%	2,919	5.3%	879	5.6%
	5 : 技術		15,882	6.9%	9,024	8.9%	8,216	9.5%	1,443	12.8%	4,833	8.7%	3,164	20.1%
	6 : 産業		6,825	3.0%	2,644	2.6%	2,539	2.9%	278	2.5%	1,408	2.5%	407	2.6%
	7 : 芸術		17,161	7.5%	9,841	9.7%	9,460	10.9%	1,319	11.7%	6,215	11.2%	2,426	15.4%
	8 : 言語		3,463	1.5%	1,446	1.4%	1,217	1.4%	143	1.3%	613	1.1%	48	0.3%
	9 : 文学		113,262	49.3%	48,258	47.4%	37,998	43.8%	5,593	49.6%	27,036	48.6%	6,920	43.9%
小 計			229,621	62.0%	101,733	66.3%	86,757	59.9%	11,271	52.6%	55,578	53.1%	15,759	53.9%
児童書	0 : 総記		1,233	1.0%	243	0.6%	275	0.6%	47	0.5%	188	0.4%	49	0.4%
	1 : 哲学		997	0.8%	412	1.0%	492	1.1%	71	0.7%	306	0.6%	133	1.1%
	2 : 歴史		4,191	3.5%	1,474	3.6%	1,522	3.4%	323	3.4%	1,610	3.4%	264	2.1%
	3 : 社会科学		3,395	2.8%	1,306	3.2%	1,337	3.0%	268	2.8%	1,359	2.9%	193	1.6%
	4 : 自然科学		8,714	7.3%	2,897	7.1%	3,320	7.4%	658	6.8%	2,755	5.9%	684	5.5%
	5 : 技術		2,893	2.4%	984	2.4%	1,099	2.5%	188	2.0%	912	1.9%	280	2.3%
	6 : 産業		819	0.7%	399	1.0%	264	0.6%	39	0.4%	407	0.9%	25	0.2%
	7 : 芸術		7,891	6.6%	6,131	14.9%	4,270	9.6%	891	9.2%	4,424	9.4%	3,529	28.5%
	8 : 言語		2,273	1.9%	715	1.7%	917	2.1%	166	1.7%	423	0.9%	139	1.1%
	9 : 文学		33,543	28.0%	10,515	25.6%	11,394	25.6%	2,694	27.9%	17,549	37.3%	1,933	15.6%
絵本・紙芝居			41,497	34.6%	15,954	38.9%	19,692	44.2%	4,295	44.6%	17,147	36.4%	5,165	41.7%
雑 誌	家庭文庫		12,544	10.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小 計		119,990	32.4%	41,030	26.7%	44,582	30.8%	9,640	44.9%	47,080	44.9%	12,394	42.4%
	雑誌		3,850	1.0%	3,657	2.4%	2,225	1.5%	406	1.9%	1,720	1.6%	1,059	3.6%
	ビデオ		1,263	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	CD・カセットテープ		6,518	1.8%	2,956	1.9%	8,189	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	録音図書 (ダイジー)		0	0.0%	537	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	郷土・行政・郷土作家		9,153	2.5%	3,495	2.3%	3,058	2.1%	130	0.6%	369	0.4%	3	0.0%
	合 計		370,395		153,408		144,811		21,447		104,747		29,215	

(14) 分類別貸出件数

《一般書》

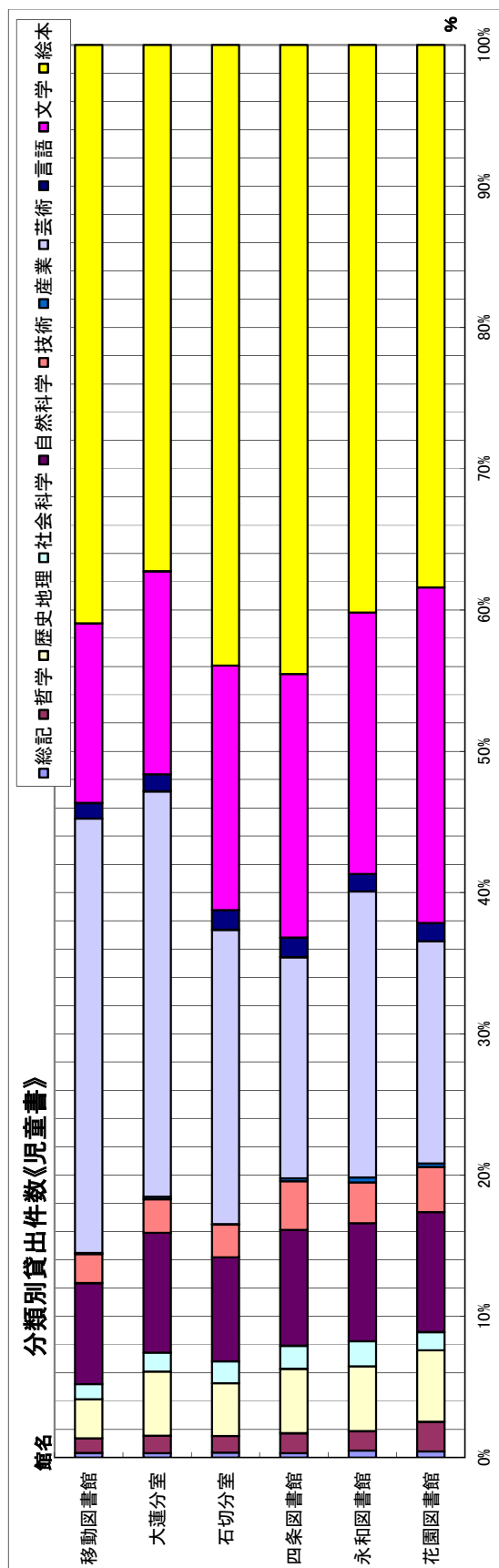
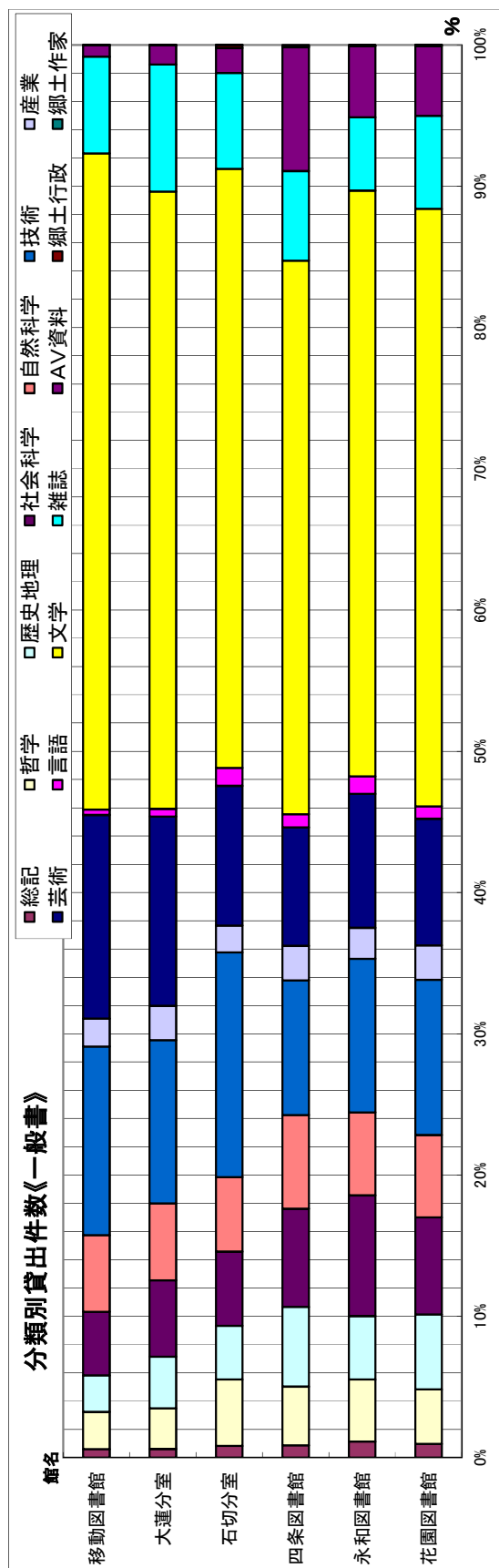
館名	項目	総記	哲学	歴史地理	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	雑誌	AV資料	郷土行政	郷土作家	合計
花園図書館		3,100	12,412	17,025	22,062	18,714	35,328	7,839	28,758	2,843	135,811	21,167	15,827	225	33	321,144
	%	1.0	3.9	5.3	6.9	5.8	11.0	2.4	9.0	0.9	42.3	6.6	4.9	0.1	0.0	100
永和図書館		4,149	16,037	16,385	31,195	21,485	39,706	7,959	34,659	4,539	151,398	18,924	18,478	199	48	365,161
	%	1.1	4.4	4.5	8.5	5.9	10.9	2.2	9.5	1.2	41.5	5.2	5.1	0.1	0.0	100
四条図書館		1,456	7,043	9,538	11,770	11,235	16,121	4,112	14,193	1,583	66,291	10,715	14,832	149	135	169,173
	%	0.9	4.2	5.6	7.0	6.6	9.5	2.4	8.4	0.9	39.2	6.3	8.8	0.1	0.1	100
石切分室		297	1,683	1,363	1,874	1,894	5,694	682	3,539	454	15,182	2,435	626	78	2	35,803
	%	0.8	4.7	3.8	5.2	5.3	15.9	1.9	9.9	1.3	42.4	6.8	1.7	0.2	0.0	100
大連分室		397	1,848	2,355	3,478	3,497	7,441	1,561	8,632	350	28,114	5,795	877	12	2	64,359
	%	0.6	2.9	3.7	5.4	5.4	11.6	2.4	13.4	0.5	43.7	9.0	1.4	0.0	0.0	100
移動図書館		424	1,882	1,851	3,223	3,877	9,545	1,411	10,307	269	33,211	4,894	576	13	1	71,484
	%	0.6	2.6	2.6	4.5	5.4	13.4	2.0	14.4	0.4	46.5	6.8	0.8	0.0	0.0	100

《児童書》

館名	項目	総記	哲学	歴史地理	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	絵本	合計
花園図書館		672	3,304	7,935	2,048	13,313	5,016	404	24,659	2,048	37,275	60,257	156,931
	%	0.4	2.1	5.1	1.3	8.5	3.2	0.3	15.7	1.3	23.8	38.4	100
永和図書館		953	2,527	8,594	3,308	15,581	5,401	650	37,777	2,304	34,550	74,985	186,630
	%	0.5	1.4	4.6	1.8	8.3	2.9	0.3	20.2	1.2	18.5	40.2	100
四条図書館		232	1,105	3,511	1,264	6,338	2,662	142	12,088	1,073	14,409	34,373	77,197
	%	0.3	1.4	4.5	1.6	8.2	3.4	0.2	15.7	1.4	18.7	44.5	100
石切分室		85	271	875	361	1,731	543	8	4,875	328	4,054	10,290	23,421
	%	0.4	1.2	3.7	1.5	7.4	2.3	0.0	20.8	1.4	17.3	43.9	100
大連分室		157	623	2,305	686	4,292	1,209	91	14,541	612	7,289	18,878	50,683
	%	0.3	1.2	4.5	1.4	8.5	2.4	0.2	28.7	1.2	14.4	37.2	100
移動図書館		181	564	1,520	586	3,918	1,119	47	16,857	597	6,965	22,446	54,800
	%	0.3	1.0	2.8	1.1	7.1	2.0	0.1	30.8	1.1	12.7	41.0	100

(注)

- ①各項目は次のようにまとめる
「参考図書」⇒各分類に
「点字図書」⇒「社会科学」
「大活字本」⇒「文学」
「CD」「ビデオ」「カセット」
「デイジー」⇒「AV資料」
「郷土資料」「行政資料」⇒「郷土行政」
「司馬遼太郎」「その他の郷土作家」
「安岡正篤」⇒「郷土作家」
「絵本」「紙芝居」「点字児童」
「外国児童」⇒「絵本」
②「家庭文庫」「読書会」等の各資料は対象から除外
③AV資料の花園館は館内利用数を含む



7 行事等の実施状況

【花園図書館】

行 事 内 容 [団体名]	実 施 日	回数	参加人数
(1) おはなし			
おはなしぽけっと	第3土曜日	9回	73人
はなぞのワクワクどようび	第4土曜日	4回	31人
秋のおはなしピクニック	10月24日(土)	1回	30人
おはなしのへや [ねっこぽっこ]	第1土曜日	7回	45人
おやこであそぼ う・ふ・ふ [ねっこぽっこ]	第2・4金曜日	9回	31人
えほんだいすき! でんでん太鼓 [でんでん太鼓]	第2・4水曜日	14回	48人
絵本であそぼうきらりっこ [えほんサークルきらりっこ]	11月5日(木)	1回	7人
紙芝居会 [紙芝居会]	3月7日(日)	1回	9人
(2) イベント			
書庫見学ツアー OSAKA PAGE ONEキャンペーン協賛	第1土曜日	6回	34人
講談「旭堂南龍講談の会」(日本研究 第2回) 出演: 旭堂 南龍氏(講師)	12月26日(土)	1回	16人
(3) 講座・講演会等			
研修会「おはなしボランティア研修会」 ストーリーテリング実践講座 講師: 神村 朋佳氏 (大阪樟蔭女子大学児童教育学部児童教育学科講師)	2月24日(水)	1回	24人
(4) 戦争の本展			
戦争に関する資料の展示(本の展示)	8月1日(土)~31日(月)	展示冊数: 116冊	
(5) 冬の子どもまつり			
ピアノ演奏、パネルシアター、工作	12月6日(日)	1回	41人
(6) 見学			
枚岡西小学校 3年生	11月6日(金)		130人
玉川小学校 3年生	3月19日(金)		87人
合計 2校			
(7) 職場体験学習・研修			
玉川中学校	10月29日(木)・30日(金)		4人
柏田中学校	11月11日(木)・12日(金)		4人
合計 2校			
【職場見学】布施北高校	9月1日(火)・8日(火)		11人
【図書館実習】大阪芸術大学	9月17日(木)~21日(月)		1人
【デュアル実習】布施北高校	10月21日(水)~11月25日(水)		1人
合計 2校			
(8) 施設利用			
東大阪おはなしの会ねっこぽっこ		6回	
そらとぶじゅうたん		1回	
えほんサークルきらりっこ		1回	

(9) 展示

本の展示「免疫力を高めよう」	5月22日(金)～ 6月29日(月)
本の展示「これからはじまる青春。」	5月22日(金)～ 6月18日(木)
本の展示「新生活、図書館で仮入部」	5月22日(金)～ 6月29日(月)
本の展示「ガーデニング(他：ステイホーム関連)」	6月 3日(水)～ 6月29日(月)
本の展示「ウイルスの本」	6月 6日(土)～ 8月31日(月)
本の展示「夏に読みたい〇〇の本」	6月18日(木)～ 8月24日(月)
本の展示「お金に関する本」	7月 1日(水)～ 8月24日(月)
本の展示「うちであそぼう安近短」	8月 1日(土)～ 8月31日(月)
本の展示「過去の課題図書」	8月 3日(月)～ 8月31日(月)
本の展示「人気作家の本を集めました」	8月26日(水)～ 8月31日(月)
本の展示「秋の夜長に読書を…」	8月26日(水)～10月26日(月)
本の展示「ワクワクを探しに図書館へ行こう」	8月26日(水)～10月26日(月)
本の展示「シニア世代が活躍する小説」	9月 2日(水)～10月26日(月)
本の展示「社会派ミステリー」	9月 2日(水)～10月26日(月)
本の展示「名探偵の本」	9月 4日(金)～ 9月28日(月)
本の展示「郷土の児童作家の本」	9月30日(水)～10月26日(月)
本の展示「犬が主役の本」	10月28日(水)～11月30日(月)
本の展示「寒い季節にぽかぽかほっこり心温まる本はいかがですか。」	10月28日(水)～12月21日(月)
本の展示「からだをあたためほっこり冬支度」	10月28日(水)～12月21日(月)
本の展示「これからの快適な暮らし」	10月28日(水)～12月25日(金)
本の展示「花園図書館人気作家ベスト100」	10月28日(水)～ 1月31日(日)
本の展示「クリスマスの絵本」	12月 2日(水)～12月26日(土)
CDの展示「クリスマスソング特集」	12月19日(土)～12月25日(金)
本の展示「伝統芸能・演劇」	12月23日(水)～12月28日(月)
本の展示「徹夜必至面白すぎて止まらない・・・」	12月23日(水)～ 2月15日(月)
本の展示「昭和の輝き 往年のスターたち」	12月23日(水)～ 3月29日(月)
本の展示「追悼 2020年」	12月25日(金)～ 3月 1日(月)
本の展示「雪の本」	12月28日(月)～ 1月25日(月)
本の展示「ラグビー2021」	12月28日(月)～ 2月11日(木)
本の展示「オニとウメとネコとわたし」	1月27日(水)～ 2月28日(日)
本の展示「目で旅する地球の歴史」	2月 3日(水)～ 2月25日(木)
CDの展示「バレンタインCD」	2月 5日(金)～ 2月15日(月)
本の展示「闘病記」	2月15日(月)～ 3月29日(月)
本の展示「「別れ」は「出会い」「終わり」は「始まり」」	2月17日(水)～ 3月29日(月)
本の展示「推し本」	2月27日(土)～ 3月29日(月)
本の展示「卒業・入学・旅立ちの春」	3月 1日(月)～ 3月29日(月)

【永和図書館】

行 事 内 容 [団体名]	実 施 日	回数	参加人数
(1) おはなし			
おはなしのじかん OSAKA PAGE ONEキャンペーン協賛	第1土曜日	7回	86人
親子でたのしむえほんとわらべうた [ねっこぽっこ]	第1水曜日	9回	90人
おはなしパーティ [REIWA絵本クラブ]	第3日曜日	9回	110人
えほんはともだち [コッコ絵本の会]	第4土曜日	9回	127人
(2) イベント			
ネジと工具で木製カメラをつくろう	11月21日(土)	1回	30人
田辺聖子『ジョゼと虎と魚たち』の世界	1月20日(水)	1回	18人
本の福袋の貸出	1月 1日(金)～ 5日(火)	1回	66人
(3) 講座・講演会等			
講演会「柴崎友香の作品世界を語る」 講師：柴崎 友香氏	11月15日(日)	1回	56人
研修「ブックスタートボランティア研修」 『絵本はコミュニケーションツール』 (スギヤマカナヨ／著、NP0ブックスタート／刊) を閲読し、レポート提出	2月12日(金)～ 3月 7日(日)	1回	48人
(4) 戦争の本展			
戦争に関する資料の展示 (本の展示)	8月 1日(土)～31日(月)	展示冊数：214冊	
(5) 冬の子どもまつり			
大型絵本、ストーリーテリング、手遊び、ピアノ演奏、劇	12月13日(日)	1回	32人
(6) 展示			
本の展示「本屋大賞」	5月22日(金)～ 8月 4日(火)		
CDの展示「ええやん！大阪ミュージック」	5月22日(金)～ 8月25日(火)		
本の展示「科学道100冊」	5月22日(金)～ 7月31日(金)		
本の展示「芥川賞・直木賞」	8月 7日(金)～11月23日(月)		
CDの展示「うちで旅行気分！」	8月25日(火)～12月11日(金)		
本の展示(児童書)「おなかのすく本」	9月 1日(火)～10月29日(木)		
本の展示「大学生おすすめ本」	10月21日(水)～11月30日(月)		
本の展示「科学道100冊2020」	10月29日(木)～11月30日(月)		
本の展示「サイドビジネス」	10月 1日(木)～11月30日(月)		
本の展示(一般書) 「GO TO ミステリーワールド 犯人は、この本の中に」	11月27日(金)～ 3月30日(火)		
本の展示(児童書)「クリスマス」	12月 1日(火)～12月27日(日)		
本の展示「確定申告」	12月 1日(火)～ 1月31日(日)		
CDの展示「クリスマスCD」	12月 5日(土)～12月25日(金)		
CDの展示「まずはコレから！ベストアルバム特集」	12月11日(金)～ 3月30日(火)		
CDの展示「お正月CD」	12月25日(金)～ 1月15日(金)		
本の展示「『ジョゼと虎と魚たち』の世界」	12月25日(金)～ 1月25日(月)		
本の展示(児童書)「どうぶつ」	12月28日(月)～ 2月19日(金)		
本の展示「就活・転職フェアin図書館」	2月 1日(月)～ 3月28日(日)		
本の展示(児童書)「のりもの」	2月20日(土)～ 3月28日(日)		

【大蓮分室】

行 事 内 容 [団体名]		実 施 日	回数	参加人数
(1) おはなし				
えほんでわくわく	[わくわく絵本の会]	第 1 土曜日	5回	28人
ピヨピヨおはなし会	[個人ボランティア]	第 2 木曜日	5回	8人
おはなしのへや	[ねっこぼっこ]	第 4 土曜日	6回	29人
(2) イベント				
福袋の貸出		12月 9日(水)～26日(土)	1回	47人
冬の工作教室		12月19日(土)	1回	8人
コマ回し大会		1月23日(土)	1回	10人
えほんとおりがみ		2月20日(土)	1回	8人
春の工作教室		3月13日(土)	1回	2人
(3) 戦争の本展				
戦争に関する資料の展示(本の展示)		8月 1日(土)～29日(土)	展示冊数: 85冊	
(4) 職業体験学習・研修				
柏田中学校		11月11日(水)・12日(木)		2人
合計 1 校				
(5) 展示				
本の展示(一般書)「図書館スタッフおすすめの本」		7月 1日(水)～ 7月30日(木)		
本の展示(児童書)「MOE絵本屋さん大賞受賞本としかけえほん」		7月 1日(水)～ 7月30日(木)		
本の展示(児童書)「ひんやりするえほん」		7月 1日(水)～ 7月30日(木)		
本の展示(児童書)「みんなだいすきまほうのほん」		7月 1日(水)～ 7月30日(木)		
本の展示(一般書)「暑い日! ショートに楽しむ。『アンソロジー・短編』選」		8月 1日(土)～ 8月29日(土)		
本の展示(児童書)「えほんでよるのぼうけん」		8月 1日(土)～ 8月29日(土)		
本の展示(児童書)「怖い絵本&おぼけの絵本」		8月 1日(土)～ 8月29日(土)		
本の展示(児童書)「廣嶋玲子と日向理恵子のちょっと不思議な世界」		8月 1日(土)～ 8月29日(土)		
本の展示(一般書)「秋の夜長のお供にミステリーはいかが?」		9月 2日(水)～ 9月26日(土)		
本の展示(児童書)「絵本で楽しむ水族館&動物園」		9月 2日(水)～ 9月26日(土)		
本の展示(児童書)「きいろのえほん」		9月 2日(水)～ 9月26日(土)		
本の展示(児童書)「スポーツ」		9月 2日(水)～ 9月26日(土)		
本の展示(一般書)「青春時代にタイムスリップ 恋愛小説」		10月 1日(木)～10月29日(木)		
本の展示(児童書)「ミリオンセラー大人気絵本」		10月 1日(木)～10月29日(木)		
本の展示(児童書)「ハッピーハロウィン! どんどんびーひゃらおまつりだ!!」		10月 1日(木)～10月29日(木)		
本の展示(児童書)「イギリス児童文学の世界」		10月 1日(木)～10月29日(木)		
本の展示(一般書)「HEALTH CARE」		11月 4日(水)～11月28日(土)		
本の展示(児童書)「あきのえほん」		11月 4日(水)～11月28日(土)		
本の展示(児童書)「かぞく」		11月 4日(水)～11月28日(土)		
本の展示(児童書)「いろんなひみつのおはなし」		11月 4日(水)～11月28日(土)		
本の展示(一般書)「年末年始の準備はじめましょう」		11月 4日(水)～12月26日(土)		
本の展示(一般書)「時代小説を読む」		12月 2日(水)～12月 5日(土)		
本の展示(児童書)「メリークリスマス」		12月 2日(水)～12月24日(木)		
本の展示(児童書)「いろいろなおみせのほん」		12月 2日(水)～12月26日(土)		
本の展示(児童書)「みんな大好きかいけつゾロリ」		12月 2日(水)～12月26日(土)		
本の展示(児童書)「えほんでおでかけきぶん」		12月26日(土)～ 1月30日(土)		
本の展示(一般書)「本で旅気分♪旅の本とコミックエッセイ」		1月 6日(水)～ 1月30日(土)		
本の展示(児童書)「ぼかぼかおふろのえほん」		1月 6日(水)～ 1月30日(土)		
本の展示(児童書)「みんなであそぼう♪」		1月 6日(水)～ 1月30日(土)		

本の展示（児童書） 「いちどはよみたい岩波少年文庫の世界」	1月 6日（水）～ 1月30日（土）
本の展示（児童書）「追悼 安野光雅さん」	1月20日（水）～ 1月30日（土）
本の展示（一般書）「人と宇宙と～輝く星々のかなたへ」	2月 3日（水）～ 2月27日（土）
本の展示（児童書）「でっかいやつらの本」	2月 3日（水）～ 2月27日（土）
本の展示（児童書）「オニとせつぶんのえほん」	2月 3日（水）～ 2月27日（土）
本の展示（児童書）「サバイバル」	2月 3日（水）～ 2月27日（土）
本の展示（一般書）「マイライフスタイル」	3月 3日（水）～ 3月27日（土）
本の展示（児童書）「はるをみるけに」	3月 3日（水）～ 3月27日（土）
本の展示（児童書） 「MOEえほん屋さん大賞2020と受賞作家の絵本」	3月 3日（水）～ 3月27日（土）
本の展示（児童書）「おばけずかん」	3月 3日（水）～ 3月27日（土）

【移動図書館】

行 事 内 容 [団体名]	実 施 日	回数	参加人数
(1) おはなし			
秋のとくべつおはなし会	11月10日（火）・12日（木） ・13日（金）	3回	15人

【四条図書館】

行 事 内 容 [団体名]	実 施 日	回数	参加人数
(1) おはなし			
ほんをよもう OSAKA PAGE ONEキャンペーン協賛	第1日曜日	9回	34人
おはなしのたからばこ	毎週水曜日	39回	257人
キュ〜たんおはなし会 [キュ〜たんおはなし会]	第1土曜日	9回	58人
おはなしのとびら0・1・2 [ねっこぼっこ]	第4水曜日	7回	27人
おはなしのへや [ねっこぼっこ]	第4土曜日	5回	4人
お話大好きおむすびころりん [NPO放課後ネット]	第4日曜日	9回	33人

(2) イベント			
四条寄席 (桂 紋四郎氏)	第2木曜日	4回	94人
子育て支援「ほっこりライブラリ」	第3火曜日	5回	37人

(3) 戦争の本展			
戦争に関する資料の展示 (本の展示)	8月1日(土)～8月30日(日)	展示冊数：251冊	

(4) おたのしみ会			
おたのしみ会 (読み聞かせ・手遊び・工作)	10月・2月	2回	18人

(5) 冬の子どもまつり			
大型絵本、ピアノ演奏、エプロンシアター、工作	12月19日(土)	1回	8人

(6) 職業体験学習			
【職場見学】布施北高校	9月1日(火)		4人
合計 1校			

(7) 展示			
本の展示「ぞぞ〜と妖怪の本」	5月22日(金)～6月28日(日)		
本の展示「ガーデニングとDIYの本」	5月23日(金)～6月28日(日)		
本の展示「防災の本」	6月30日(火)～7月30日(木)		
本の展示「本が泣いています」	9月1日(火)～9月27日(日)		
本の展示「敵は本能寺にあり！」	9月29日(火)～10月25日(日)		
本の展示「旅の本」	10月27日(火)～11月29日(日)		
本の展示「クリスマスの本」	12月1日(火)～12月25日(金)		
本の展示「人権」	12月1日(火)～12月25日(金)		
本の展示「日本の神様」	12月26日(土)～1月24日(日)		
本の展示「安岡正篤コーナー」	1月26日(火)～2月21日(日)		
本の展示「猫の本」	1月26日(火)～2月28日(日)		
本の展示「昭和のくらしの知恵」	1月30日(土)～3月31日(水)		
本の展示「古墳人の美」	1月30日(土)～3月31日(水)		
本の展示「始めよう音楽」	3月2日(火)～3月27日(土)		

【石切分室】

行 事 内 容 [団体名]	実 施 日	回数	参加人数
(1) おはなし			
おはなしのへや [ねっこぼっこ]	第1日曜日	7回	14人
お話大好きおむすびころりん [NPO放課後ネット]	第2水曜日	10回	38人
(2) 冬の子どもまつり			
大型絵本、ピアノ演奏、エプロンシアター、工作	12月16日(水)	1回	4人

8 図書のリサイクル事業

(1)経過

図書館では、これまで書架整理や書庫メンテナンス等の観点から、貴重本や稀少本などの一部を除き、保存期限の過ぎた雑誌、利用頻度が減少した資料や汚損破損した資料、また市民から寄贈された図書のうち重複等の理由によって図書館所蔵としなかった図書等を、主に廃品として処分してきた。

しかし、ゴミ減量化を含めた環境問題への関心、また、学校園との連携や支援の一環として図書の有効活用を図る目的から、平成9年に「東大阪市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱」を定め、資料のリサイクル(再利用)を行ってきた。

最近では「いつ開かれるか」といった声も聞かれ、リサイクル事業は好評を得ている。

(2)令和2年度図書リサイクル事業の実施状況

●一般書リサイクル

令和2年7月4日(土)・5日(日) 9:00～16:00 場所:花園図書館
5,205冊／628人

●児童書リサイクル

令和3年3月3日(水)～5日(金)10:00～17:00(最終日は15:00まで) 場所:花園図書館
3,467冊／27校

(3)平成28年度～令和2年度の実績

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施日	H29/3/20	4/15・16 H30/3/29・30	10/13・14	未実施	7/4・5 R3/3/3～5
実施場所	四条図書館	花園図書館	花園図書館		花園図書館
保育所等 冊					
幼稚園 冊					
小学校 冊		19校 2,938			27校 3,467
市 民 冊	1,278	6,321	6,620		5,205
その他 冊					
合計(冊)	1,278	9,259	6,620	0	8,672

9 関係団体及び活動状況

(令和3年3月31日現在)

(1) 関係団体

1. 家庭文庫

(目的)

個人またはグループが自宅やその他の場所を開放し、無料で本を貸出したり、読み聞かせや手作り遊びなどの活動を通して、近隣の子どもたちを育むことを目的とする。

(活動内容)

本の貸出、読み聞かせ、おはなし、手作り遊び、クリスマス会など

(組織)

①東大阪子ども文庫連絡会 ※別表「(2) 家庭・地域文庫活動状況」参照

代表：永田 節子

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

2. 東大阪市朗読ボランティア「やまびこ」

(目的)

録音図書の製作、その他のボランティア活動を通じ、視力障害者の福祉向上に寄与し、会員相互の交流を図ることを目的とする。

(活動内容)

①録音図書（DAISY、録音テープ）の製作、テープ図書のデジタル化、朗読技術の研鑽

②対面朗読

③視力障害者及び他のボランティアグループとの交流

④その他の諸活動（「市政だより」「議会だより」等の録音版製作など）

(組織)

①会長：牧田 則子

3. 東大阪読書友の会

(目的)

図書館と協調して、読書活動を通じ、会員相互の親睦を図り、教養の向上につとめることを目的とする。

(活動内容)

①読書活動の推進

②会員相互の親睦

③読書会の開催

④会報の発行

⑤図書館との連携

⑥その他の必要な事業（豊中市との読書交換会など）

(組織)

①会長：松島 邦子

4. 東大阪おはなしの会ねっこぼっこ

(活動内容)

市立図書館や図書館分室、府立中央図書館などで、各毎月1回「おはなしのへや」などを開催している。又、保育所、小学校などへのおはなし会や、市立図書館で大人を対象にしたおはなし会も行っている。

(組織)

①代表：赤井 一枝

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

5. コッコ絵本の会

(活動内容)

毎月1回、会員と一般参加も含め、絵本の楽しさを伝えるための自主勉強会を行うほか、永和図書館で毎月1回「えほんはともだち」を開催している。

(組織)

①代表：伊藤 千晶

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

6. 紙芝居会

(活動内容)

花園図書館で毎月第1日曜日に、子どもたちを対象に紙芝居や絵本の読み聞かせを行っている。

(組織)

①代表：田中 美智子

7. そらとぶじゅうたん

(活動内容)

花園図書館、小学校などで、子どもたちを対象に絵本の読み聞かせを行っている。

(組織)

①代表：巽 美穂

8. えほんサークルきらりっこ

(活動内容)

市立図書館や府立中央図書館、子育て支援施設などで活動。子どもたちを対象に絵本の読み聞かせやわらべ歌、手遊びを行っている。

(組織)

①代表：窪田 貞子

9. でんでん太鼓

(活動内容)

花園図書館、府立中央図書館で、子どもたちを対象に絵本の読み聞かせや手遊びを行っている。

(組織)

①代表：織田 由佳

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

10. ピノキオ絵本で遊ぼう会

(活動内容)

楠根リージョンセンターももの広場図書コーナー、府立中央図書館で、子どもたちを対象に絵本の読み聞かせやわらべ歌、工作等を行っている。

(組織)

①代表：樋口 恭子

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

11. キュ〜たんおはなしの会

(活動内容)

四条図書館、子育て支援施設などで活動。3・11被災者・被災地と連帯しながら東北の昔話や、絵本・紙芝居・語り等のおはなし会を行っている。

(組織)

①代表：乙守 京子

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

12. わくわく絵本の会

(活動内容)

近江堂リージョンセンターはすの広場やつどいの広場つみき、大蓮分室、金岡商店街、長瀬北小学校などで絵本の読み聞かせや手遊び、わらべ歌等を行っている。

(組織)

①代表：結城 敦子

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

13. 朗読サークルなでしこ

(活動内容)

朗読と読み聞かせの勉強会を行なうほか、小学校、保育所、府立中央図書館、子育て支援施設、高齢者施設などで読み聞かせを行っている。

(組織)

①代表：永田 節子

②東大阪 子どもと本・おはなしネットワーク

14. NPO放課後ネット おむすびころりん

(活動内容)

四条図書館、石切分室などで、子どもたちを対象に絵本の読み聞かせや手遊びを行っている。

(組織)

①代表：森田 久美

15. REIWA絵本クラブ

(活動内容)

永和図書館、子育て支援施設などで、子どもたちを対象に絵本の読み聞かせや手遊びを行っている。

(組織)

①代表：八十川 広子

(敬称略)

(2) 活動状況

(2) - 1. 家庭・地域文庫

令和3年3月31日現在

文庫・団体名 代 表 者 名 (世話人数)	保 有 冊 数			開室日数		貸出期間	登録者数	貸出上限冊数	年間利用者数	年間貸出冊数	一人当貸出数	開 設 場 所 開設年月
	自己保有	図書館所蔵	合計	週・月	年間							
あしびき 山本 直子 (4人)	1,200	2,600	3,800	月 4~5	33	4 週間	21	10	145	476	3.28	東石切会館別館 昭和53年6月
あすなろ 石割 珠貴												個人宅(活動休止中) 昭和54年2月
くれよん 浅田 初美 (2人)	200	0	200	月 2	24	2	2	-	-	-	-	個人宅 平成4年4月
さくら公民館 野口 一枝												岩田公民分館(活動休止中) 昭和59年5月
シロバナたんぽぽ 奥田 淑子												光泉寺(活動休止中) 昭和56年
盾津おやこ 永田 節子 (2人)	480	650	1,130	月 2	24	4 週間	-	2	0	0	-	ポッポ保育園・ポッポ第2保育園内 平成15年1月
ちゅうりっぷ 黒川 範子 (3人)	50	150	200	週 1	40	1 週間	10	10	10	-	-	まちライブラリー菱屋西内 昭和52年10月
つ み き 古井 順子 (3人)	700	1,599	2,299	週 5	195	2 週間	-	3	618	-	-	つどいの広場つみき内 昭和52年4月
飛ぶ教室 増田 明子												個人宅(活動休止中) 平成6年4月
にこにこ 藪野 佐知子 (16人)	800	763	1,563	月 1	2	2 週間	60	5	2	10	5.00	放出教会内 平成14年2月
ひかりの子 橋本 豊												稲田キリスト教会(活動休止中) 昭和49年11月
ひ よ こ 永澤 淳子 (5人)	1,198	1,381	2,579	月 1	10	8 週間	58	10	65	613	9.43	縄手南公民分館 昭和61年3月
計 12文庫	4,628	7,143	11,771				151		840	1,099	1.31	(敬称略)

※くれよん文庫:開室のみ、貸出なし。

(2) - 2. 読書友の会

月 日	事業名	内 容
4月21日 (中止)	公開読書会	「マチネの終わりに」 平野 啓一郎 著
5月19日 (中止)	読書会	「アフガニスタンの診療所から」 中村 哲 著
6月16日 (中止)	読書会 臨時読書会	「譲られなかった者たちへ」 中山 七里 著 令和1年度事業報告並びに決算報告承認 令和2年度事業計画案並びに事業予算案提出決定
		懇親会
7月21日 (中止)	読書会	「若冲」 澤田 瞳子 著
8月18日 (中止)	読書会	「パレード」 吉田 修一 著
9月15日 (中止)	読書会	「海に見える理髪店」 東野 圭吾 著
10月20日	読書会	「マチネの終わりに」 平野啓一郎 著 桑田 守喜氏ギター演奏
11月17日	読書会	「希望の糸」 東野 圭吾 著
12月15日	読書会	「アフガニスタンの診療所から」 中村 哲 著
1月21日	読書会	「譲られなかった者たちへ」 中山 七里 著 次年度テキスト推薦・選定
2月16日	読書会	「若冲」 澤田 瞳子 著
3月16日	読書会	「パレード」 吉田 修一 著

(読書会会場 : 永和図書館)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から9月末まで中止

※機関紙『かわちの』第68号発行

(2)－3. 朗読ボランティア「やまびこ」

【令和2年度「やまびこ」活動報告】

1. 毎月1回定例会(第1月曜日)10回
2. 録音図書の製作
3. 「やまびこ便り」450号～458号(付録1回)製作
4. 対面朗読(四条図書館・永和図書館)10回 のべ20時間
5. 朗読勉強会(講師招致5回)
6. 録音図書製作会議 7回
7. 40周年記念誌編集委員会(6回)
8. 公的機関広報誌録音版の製作(市政だより、議会だより、ごみの分け方・出し方、ふくしだより)
9. 文藝春秋(他館製作借受)CDのコピー、発送
10. V連絡会幹事
11. 図書館協議会委員
12. 市民福祉講座司会

令和2年4月 イオン黄色いレシートキャンペーン助成金受領

12月 ソロプチミスト大阪一東より寄贈品の受領

※注) V連：東大阪市ボランティア連絡会

①録音テープ放送巻数・ディジー(CD)放送枚数・対面朗読時間数

【令和2年4月～令和3年3月】

内容 月	やまびに便り			図 書		公的協力テープ・CD										他市公借テープ・CD			対面朗読 (時間)
	テープ	CD	付録	テープ	CD	市政だより		議会だより		環境部 ごみに関する		ふくしだより		文藝春秋	その他				
						テープ	CD	テープ	CD	テープ	CD	テープ	CD			テープ	CD		
4月	25	34			5	6	120	44					21	19	4	1	0.0		
5月	0	0			9	0	100	44	20	22					4	1	0.0		
6月	0	0			10	15	100	44							4	3	0.0		
7月	24	35	24	35	13	14	90	44							4	1	0.0		
8月	21	35			6	7	72	44	18	22					3	2	0.0		
9月	21	33			9	26	90	44			18	22	21	21	3	3	0.0		
10月	22	34			0	6	108	44							5	2	0.0		
11月	20	30			3	19	90	44	18	22					5	1	4.0		
12月	22	29			8	14	108	44	18	22					4	2	4.0		
1月	21	31			1	10	54	22							4	3	4.0		
2月	0	0			6	13	90	44	18	22					4	2	4.0		
3月	20	32			3	19	90	44							3	2	4.0		
計	196	293	24	35	73	149	1,112	506	92	110	36	22	18	22	47	23	20.0		

②完成録音図書と年間発送数

(上記表に係る分)

テープ	完成録音図書		年間発送数	
	タイトル数	巻数・時間	テープ	CD
テープ	4	27巻	1,551 巻	1,207 枚
CD	33	243時間7分		

10 広域利用状況

(1) 本市における相互利用協定市の市民の利用状況

【表1】

図書館	協定市			八尾市			柏原市			大 阪 市			大 東 市			大 阪 狭 山 市		
	利用登録者数	貸出件数		一般	児童	小計	一般	児童	小計	一般	児童	小計	一般	児童	小計	一般	児童	小計
花園図書館	136	6,077		136	11	147	8	0	8	108	5	113	46	2	48	3	0	3
					467	6,544	95	0	95	3,571	359	3,930	3,854	323	4,177	211	0	211
永和図書館	134			134	5	139	22	0	22	1,135	118	1,253	19	0	19	1	0	1
				3,558	134	3,692	821	0	821	55,868	7,609	63,477	628	0	628	62	0	62
四条図書館	92			92	3	95	5	0	5	40	2	42	9	0	9	0	0	0
				4,952	84	5,036	96	0	96	989	289	1,278	197	0	197	0	0	0
石切分室	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				72	0	72	0	0	0	101	13	114	20	0	20	0	0	0
大蓮分室	33			33	5	38	1	0	1	153	58	211	0	0	0	0	0	0
				4,200	833	5,033	6	0	6	12,844	4,813	17,657	49	0	49	0	0	0
移動図書館	1			1	0	1	1	0	1	9	0	9	3	0	3	0	0	0
				461	0	461	0	0	0	1,910	42	1,952	93	0	93	0	0	0
合 計	396	24	420	396	24	420	37	0	37	1,445	183	1,628	77	2	79	4	0	4
				19,320	1,518	20,838	1,018	0	1,018	75,283	13,125	88,408	4,841	323	5,164	273	0	273

※「利用登録者数」は、年度内に1回でも貸出利用のあった登録者の数。

※「児童」は、小学生以下。

※「貸出件数」は、一般書(雑誌、AV資料を含む)及び児童書の資料件数。

【表2】

協定市		河内長野市			富田林市			羽曳野市			藤井寺市			松原市		
		一般	児童	小計	一般	児童	小計	一般	児童	小計	一般	児童	小計	一般	児童	小計
図書館	利用登録者数	1	0	1	6	0	6	6	0	6	4	0	4	4	0	4
	貸出件数	0	0	0	18	0	18	2	0	2	153	0	153	417	0	417
永和図書館	利用登録者数	3	0	3	2	0	2	3	0	3	2	0	2	2	0	2
	貸出件数	137	0	137	181	0	181	72	0	72	71	0	71	185	0	185
四条図書館	利用登録者数	0	0	0	1	0	1	2	0	2	2	0	2	1	0	1
	貸出件数	50	0	50	30	0	30	15	0	15	111	0	111	18	0	18
石切分室	利用登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出件数	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大蓮分室	利用登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	貸出件数	1	0	1	0	0	0	9	0	9	0	0	0	215	0	215
移動図書館	利用登録者数	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出件数	1	0	1	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	利用登録者数(人)	5	0	5	10	0	10	11	0	11	8	0	8	8	0	8
	貸出件数 (件)	195	0	195	236	0	236	98	0	98	335	0	335	835	0	835

《東大阪市での利用状況》

	協定10市総合計
利用登録者数	2,210 人
貸 出 件 数	117,400 件

(2) 相互利用協定市における東大阪市民の利用状況

		松原市	羽曳野市	藤井寺市	富田林市	大阪狭山市	河内長野市	八尾市	柏原市	大東市	大阪市	合計
東大阪市	登録者 (人)	14	36	2	23	22	14	648	353	1,175	1,159	3,446
	貸出件数 (件)	32	349	93	47	140	110	28,706	560	51,298	48,841	130,176

11 図書館協議会

(1) 図書館協議会委員

(令和3年3月31日現在)

種 別	人数	委 員	所 属 団 体 等
学校教育 及び 社会教育の関係者	9	青山 範子	東大阪読書友の会
		大井 雅子	東大阪・子どもと本・おはなしネットワーク
		大西 由起子	公益財団法人東大阪市文化振興協会
		片野 利映	東大阪市ボランティア連絡会
		杉森 隆志	東大阪市社会教育委員の会議
		西浦 武	東大阪市PTA協議会
		根井 加奈美	東大阪市校園長会
		丸山 良子	東大阪市朗読ボランティア「やまびこ」
		森 雅声	東大阪市文化連盟
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	1	住山 仁美	NPO法人東大阪エフボランティアネットワーク
学識経験のある者	4	○ 川原 亜希世	近畿大学短期大学部
		嶋崎 さや香	大阪樟蔭女子大学
		◎ 初谷 勇	大阪商業大学
		八角 聡仁	近畿大学
合 計	14	委員の任期: 令和2年11月20日～令和4年11月19日	

◎: 委員長 ○: 副委員長

※種別内氏名50音順(敬称略)

(2) 図書館協議会開催状況

第1回図書館協議会 (書面開催)	令和2年8月28日(金) 案件: ①図書館基本構想の進捗について 案件: ②次期指定管理者選定について 案件: ③市立図書館休館中の実施状況及び現在の取組みについて
第2回図書館協議会 (書面開催)	令和3年2月17日(水) 案件: ①東大阪市図書館協議会における委員長及び副委員長の選出について 案件: ②今後のスケジュールについての報告及び説明

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 参 考 資 料 ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

1	東大阪市立図書館条例	【1】
2	東大阪市教育委員会事務分掌規則	【3】
3	東大阪市立図書館条例施行規則	【4】
4	東大阪市立図書館運営基本方針	【7】
5	東大阪市立図書館資料収集方針	【8】
6	東大阪市立図書館選書基準	【10】
7	東大阪市立図書館自動車文庫ステーションの設置及び廃止に関する要綱	【15】
8	書庫運用要領	【16】
9	廃棄選定基準	【16】
10	東大阪市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱	【17】
11	東大阪市立図書館会議室等の利用に関する要綱	【18】
12	図書館に関する基本協定（八尾市・柏原市）	【19】
13	三市図書館連絡交流会規約	【19】
14	家庭文庫及び地域文庫育成要綱	【20】
15	図書館の相互利用に関する協定書（大東市）	【21】
16	図書館の相互利用に関する協定書（大阪市）	【22】
17	東大阪市立図書館協力貸出要領	【23】
18	東大阪市立図書館と大阪商業大学図書館との相互協力覚書	【24】
19	インターンシップに関する協定書（大阪樟蔭女子大学）	【25】
20	図書館の相互利用に関する協定書 （松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市、藤井寺市）	【26】
21	東大阪市立永和図書館における障害者利用支援駐車サービス券交付要領	【29】
22	東大阪市立花園図書館における障害者利用支援駐車サービス券交付要領	【30】
23	東大阪市ブックスタート事業実施要綱	【31】
24	東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱	【32】
25	東大阪市立図書館複写サービス取扱要綱	【34】
26	東大阪市立図書館資料宅配サービス実施要領	【35】
27	東大阪市立図書館障害者サービス実施要綱	【36】
28	東大阪市立図書館視覚障害者用資料の製作及び利用要領	【37】

○東大阪市立図書館条例

昭和42年2月1日東大阪市条例第73号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)及び図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東大阪市立花園図書館	東大阪市吉田四丁目
東大阪市立永和図書館	東大阪市永和二丁目
東大阪市立四条図書館	東大阪市南四条町

2 図書館に分室を置くことができる。

(業務)

第3条 図書館は、おおむね次の業務を行なう。

- (1) 館内で、図書、記録その他必要な資料(以下「資料」という。)を一般公衆の利用に供すること。
- (2) 館外で、個人貸出、団体貸出、自動車文庫の巡回等により資料を一般公衆の利用に供すること。
- (3) 前各号のほか、図書館奉仕を行なうこと。

(入館制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者(第7条の規定により教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。)は入館させてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、資料、設備、器具等を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(資料の利用制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、資料の利用を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 資料を亡失し、又は毀損し、若しくは返却を怠ったとき。

(2) 資料を転貸し、又はその利用の権利を譲渡したとき。

(3) 前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(賠償)

第6条 利用者が建物、設備又は資料を亡失し、又はき損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により教育委員会が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行う図書館の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の維持管理に関すること。
- (2) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (3) 前2号のほか、教育委員会が必要と認める業務

(図書館協議会)

第10条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館に東大阪市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月18日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月20日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則（平成8年10月23日条例第24号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第28号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。（平成25年教育委員会規則第13号で平成24年12月22日から施行）

附 則（平成27年3月31日条例第26号）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条の規定による図書館の管理に係る指定管理者の指定手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成25年東大阪市条例第21号）に定めるところにより行うことができる。

附 則（平成27年12月25日条例第46号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条及び第2条の規定 市長が規則で定める日（平成28年規則第14号で平成28年3月22日から施行）

（2）第3条の規定 教育委員会が規則で定める日（平成28年教育委員会規則第13号で平成28年6月1日から施行）

附 則（平成31年3月29日条例第17号）

この条例は、教育委員会が規則で定める日から施行する。（令和2年教委規則第11号で令和2年5月22日から施行）

○東大阪市教育局事務分掌規則

平成5年3月31日東大阪市教育局規則第4号

東大阪市教育局事務分掌規則（昭和58年東大阪市教育局規則第2号）の全部を改正する。

（略）

第1章 事務局

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項及び第33条第1項の規定に基づき、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び学校以外の教育機関の内部組織について必要な事項を定めるものとする。

（内部組織）

第2条 事務局に次の部、室及び課を置く。

教育政策室	
施設整備室	
学校教育部	学校教育推進室
	人権教育室
	学事課
	教職員課
	学校給食課
	高等学校課
社会教育部	社会教育課
	青少年教育課

（事務局の事務分掌）

第3条 事務局の部、室及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

（略）

社会教育部

社会教育課

- （1）生涯学習推進計画の推進に係る企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
- （2）生涯学習の振興に関すること。
- （3）社会教育の総合企画、調整、調査研究及び資料の作成に関すること。
- （4）社会教育の基本方針及び指導方針に関すること。
- （5）社会教育委員に関すること。
- （6）社会教育事業の推進に関すること。
- （7）部に属する陳情、要望及び請願に関すること。
- （8）市民多目的センターに関すること。
- （9）図書館に関すること。
- （10）他の課の主管に属しないこと。

（略）

○東大阪市立図書館条例施行規則

昭和 42 年 2 月 1 日東大阪市教育委員会規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市立図書館条例（昭和42年東大阪市条例第73号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分室)

第 2 条 東大阪市立永和図書館（以下「永和図書館」という。）及び東大阪市立四条図書館（以下「四条図書館」という。）に分室を設け、名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
東大阪市立永和図書館大蓮分室（以下「大蓮分室」という。）	東大阪市大蓮北 4 丁目
東大阪市立四条図書館石切分室（以下「石切分室」という。）	東大阪市北石切町

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、条例第 4 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要であると認めるときは、教育委員会の承認を得て、その時間を延長し、又は短縮することができる。

(1) 東大阪市立花園図書館（以下「花園図書館」という。）、永和図書館及び四条図書館
午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 大蓮分室及び石切分室 午前 9 時から午後 5 時まで

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次の表に掲げる日及び図書整理日（図書の整理のため、年間 7 日の範囲内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日をいう。）とする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、教育委員会の承認を得て、変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
花園図書館	火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
四条図書館	月曜日（休日を除く。）
大蓮分室及び石切分室	指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日

(個人の館外利用)

第 5 条 個人が館外で資料を利用するときは、利用カード（様式第 1）の交付を受けなければならない。

2 利用カードは利用申込書（様式第 2）により、本人が申請したときに交付する。

3 館外で資料を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 東大阪市民

(2) 東大阪市内に通勤又は通学する者

(3) 八尾市民、柏原市民、大東市民、大阪市民、富田林市民、河内長野市民、松原市民、羽曳野市民、藤井寺市民及び大阪狭山市民

(4) 指定管理者が適当と認めた者

4 利用カードの有効期間は、教育委員会が定める。

5 個人が館外で利用できる資料は 8 冊以内とし、利用期間は 2 週間以内とする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。

6 個人が館外で利用している資料を、利用期間満了後引き続き利用しようとするときは、特に支障がない場合に限り、2 週間以内においてこれを認めることができる。

(団体の館外利用)

第 6 条 東大阪市内（以下「市内」という。）に所在する学校、官公署、社会教育関係団体、会社等の団体（以下この条において「団体」という。）が、館外で資料を利用するときは、利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは利用申込書により、団体の代表者が申請したときに交付する。

3 利用カードの有効期間は、教育委員会が定める。

4 団体が館外で利用できる資料は、100 冊以内とし、その利用期間は、2 月間とする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。

5 団体が館外で利用する資料の管理については、その団体の代表者がその責任を負うものとする。

6 指定管理者は、資料の館外利用している団体に対し、その利用状況について報告を求めることができる。

(家庭文庫及び地域文庫)

第 7 条 家庭文庫及び地域文庫（以下「文庫」という。）は、個人又はグループが市内に所在する自宅その他の場所で、周辺の児童又は幼児に、無償で図書の貸出やその他の活動を行っているものをいう。

- 2 文庫が館外で資料を利用するときは、利用カードの交付を受けなければならない。
- 3 利用カードは利用申込書により、文庫の代表者が申請したときに交付する。
- 4 利用カードの有効期間は、教育委員会が定める。
- 5 貸出冊数及び期間については、教育委員会が定める。
- 6 文庫が館外で利用する資料の管理については、その文庫の代表者がその責任を負うものとする。
- 7 指定管理者は、資料の館外利用をしている文庫に対し、その活動状況について報告を求めることができる。

(自動車文庫)

第8条 自動車文庫は、市内を自動車により巡回し、資料の貸出を行うものとする。

- 2 自動車文庫の巡回場所と日時、及び利用できる資料の冊数と期間は、指定管理者が教育委員会の承認を得て、定める。

(リクエスト及び予約)

第9条 個人が、図書館において求める資料がない場合は、リクエスト(予約)カード(様式第3)により、リクエストをすることができる。

- 2 個人が、貸出等により、図書館において求める資料の利用ができない場合は、リクエスト(予約)カード(様式第3)及びインターネットにより予約をすることができる。

(館外利用の制限)

第10条 次の各号に掲げる資料は、館外での利用を制限することができる。

- (1) 貴重資料
- (2) 郷土資料
- (3) 各種の辞書
- (4) 新聞及び雑誌
- (5) 前各号のほか指定管理者が指定する資料

(利用期間中における資料の返納)

第11条 指定管理者が必要があると認める場合には、利用期間中であっても、資料を返却させることができる。

(指定管理者への届出)

第12条 図書館を利用する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 利用カードを紛失したとき。
- (2) 利用中の資料を亡失又はき損したとき。
- (3) 利用申込書の記載内容に変更があったとき。

- 2 前項第1号に該当するときは、利用カード紛失届(様式第4)により届け出なければならない。

(資料の寄託)

第13条 図書館は、一般公衆の利用に供する目的で、資料の寄託を受けることができる。

- 2 寄託を受けた資料は、別段の契約がある場合のほか、図書館所蔵のものと同じ取扱いをする。
- 3 寄託を受けた資料が、火災、盗難、その他不可抗力の災害により損害を受けた場合においては、市はその責を負わない。

(図書館協議会)

第14条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選によるものとし、任期は、2年とする。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時に招集することができる。
- 6 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 7 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第15条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年8月27日教委規則第7号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月18日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月29日教委規則第2号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年9月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年8月28日教委規則第4号)

この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月26日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月28日教委規則第3号)

この規則は、昭和59年10月28日から施行する。

附 則(平成元年11月8日教委規則第9号)

この規則は、平成元年12月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年11月 7 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 3 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 4 年 6 月10日から施行する。

付 則（平成 5 年 4 月20日教委規則第11号）

この規則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年12月 4 日教委規則第13号）

この規則は、平成 9 年 1 月26日から施行する。

附 則（平成13年 1 月 5 日教委規則第 1 号）

1 この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の東大阪市立図書館条例施行規則第 5 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により、借出券（大蓮分室及び石切分室において交付した者に限る。以下同じ。）又は移動図書館借出カードの交付を受けている者又は団体は、改正後の東大阪市立図書館条例施行規則第 5 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、交付を受けた借出券又は移動図書館借出カードを提出することにより利用カードの交付を受けることができる。

附 則（平成15年 3 月28日教委規則第 6 号）

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 6 月19日教委規則第14号）

この規則は、平成15年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 9 月29日教委規則第 6 号）

この規則は、平成16年10月20日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日教委規則第10号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月17日教育委員会規則第16号）

この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日教委規則第 7 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月17日教委規則第 5 号）

改正

平成22年 4 月30日教育委員会規則第 7 号

この規則は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 4 月30日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 4 月17日教委規則第 3 号）

東大阪市立図書館運営基本方針

東大阪市立図書館は、住みやすい社会をつくるために、さまざまな情報を収集、提供する場として、市民とともに成長し、人々の広く多様な要望に応える図書館サービスを進める。
そのために次のことを運営基本方針とする。

- 1 図書館は、市民の知る自由を保障し、資料の貸出、提供をします。
 - 2 図書館は、さまざまな要望に応えるため、幅広い分野の資料や情報を収集・整理し、保存します。
 - 3 図書館は、市民が豊かな生活をおくるために、さまざまな機会と場所を提供します。
 - 4 図書館は、地域や関係団体、学校園等と幅広い連携・交流を深め、開かれた図書館活動を進めます。
 - 5 図書館は、人権を尊重し、図書館の利用に関する秘密を守ります。
 - 6 図書館は、市民が身近で、いつでも・どこでも・だれでも利用できる図書館網を市民とともに創ります。
 - 7 図書館員は、不断の研修に務め、その自覚と責任をもって奉仕活動を行います。
- この方針は、平成17年2月10日より施行する。

東大阪市立図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、「東大阪市立図書館運営基本方針」に基づき、資料の収集および選定についての基本的な指針を定め、図書館員の共通の理解のもとに、将来にわたってより充実した蔵書を構築することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 図書館の任務

東大阪市立図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ市民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

(2) 収集する資料の範囲

図書館法に基づく公立図書館の役割として、すべての市民の「教養、調査研究、レクリエーション等に資する」ために、図書、記録、視聴覚資料、電子資料その他必要な資料および情報を収集する。

(3) 地域特性にそった蔵書構成

資料の収集にあたっては、市民の図書館に対する期待と要望に沿った資料提供を前提とし、地域社会の状況や住民ニーズを反映させるよう努め、組織的、系統的に行う。

(4) 公開と協力

市民の図書館に対する関心に応えるため、この方針は広く市民に公開し、批判と協力を得るように努める。

3 資料収集の種類

(1) 図書

＜一般書、児童書、絵本、参考図書、外国語資料など＞

(2) 逐次刊行物

＜新聞、雑誌など＞

(3) 郷土・行政資料

＜地方出版物、官公庁出版物、地域資料など＞

(4) 視聴覚資料

＜ビデオ、CDなど＞

(5) 障害者サービス用資料

＜録音図書、点字図書、大活字本など＞

(6) 電子資料

＜CD-ROM、DVD、オンライン・データベースなど＞

(7) その他

4 収集の基本姿勢

図書館は市民の知る自由を保障する機関として、次の点に留意して資料収集を行う。

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的・宗教的・政治的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって恣意的に選択しない。

(4) 個人・組織・団体等からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を怖れて自己規制をしない。

(5) 寄贈資料の受入れにあたってはこの基本姿勢は変わらない。

このように収集した図書館資料が、どのような思想や主張を持っていたとしても、それは図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

5 組織と責任

資料の収集にあたっては、図書館員からなる選書会議で、合議によって選定する。

図書館長は、その判断を尊重し、資料の収集および提供について責任を負う。

6 蔵書の更新と除籍

図書館は、常に魅力的で関心を引き起こす蔵書とするために、適切な資料の更新および除籍を行なう。また、将来にも利用が見込まれる資料、他に類書が見当たらない資料など価値の高いものは複製本を作成するなど保存に努める。

除籍についての基準は、別に定める。

7 図書館システムと相互協力

図書館資料の収集と提供は、地域館、分室、移動図書館などの効果的な運用と充実によって実現し、そのために幅広い資料要求に応えられるよう各分野にわたって収集する。また、必要に応じて他のサービス機関や図書館間の相互協力によって資料や情報の不足を補うように努める。

8 市民の意見の反映と尊重

図書館は、常に利用者との対話や資料案内、レファレンス、予約などのサービスを通じて、その要望を把握し、資料収集に反映させるように努める。

また、市民や利用者からの蔵書についての要望や意見は、図書館への意思として十分に尊重する。

9 その他

収集する資料の選書基準は、別に定める。

この方針は、市民の利用状況、図書館サービスの進展および社会の変化によって必要が生じれば改訂し、市民の理解を求めていく。

この収集方針は、平成17年2月10日から施行する。

東大阪市立図書館選書基準

東大阪市立図書館資料収集方針に則り、資料選択の際の具体的な選書基準を、以下のとおり定める。

I 総則

1. すべての分野にわたって、入門書、概説書、啓蒙書、実務的な資料から学術的な専門書まで、網羅的に収集する。極めて高度な専門書については、よく吟味し、必要なものを収集する。
2. 意見の分かれる分野については、主要な資料だけでなく、多種多様な意見を反映できるように収集する。
3. 新しい事象・技術・流行などについては、時代の変化・要請を考慮しながら収集する。

II 一般書

1. 市民の関心が高く利用の多い文芸書・教養書・実用書・レクリエーション関係の資料を中心とし、収集する。
2. 市民の日常生活に役立ち、学習・調査研究に応じられるように幅広く収集する。
3. 参考資料は、市民生活に関連が深く、日常生活に役立つ資料及び学習・調査研究に必要な資料を中心に、改訂等最新の情報を提供するように注意し、各分野にわたり体系的に収集する。
また、利用しやすくハンディな参考図書については貸出用としても収集し、年鑑・白書類は、継続的に収集する。
4. 外国語資料は、西洋東洋を問わず様々な言語に留意し、利用者の要望・地域の実態等に即して収集する。
 - (1) 各国の言語で記述された教養、趣味、娯楽、文学を中心とする各分野から選択して収集する。
 - (2) 地域の実態にそくした多文化サービスにも応えられるよう児童書から一般書まで幅広く収集する。また、姉妹・友好都市に関する資料に留意して収集する。
 - (3) 参考調査やクイック・レファレンスに必要な各言語で書かれた資料を収集する。
 - (4) 外国人向けに書かれた、日本を紹介する資料を収集する。

5. 「日本十進分類法」(別紙:「第1次区分表」)に基づく留意点は、以下のとおりである。

<0類 総記: 図書館、百科辞典、逐次刊行物、ジャーナリズム>

- a. 図書館、書誌学、読書指導、著作権、出版、博物館等に関する資料は、幅広く収集する。
- b. 情報科学に関する資料は、技術の進展にあわせ、基本的な技術書・概説書を中心とし、必要に応じて専門書も収集する。
- c. 東大阪市立図書館や近隣の図書館及び類縁機関が発行したものは、積極的に収集する。
- d. 逐次刊行物として発行された資料でも必要に応じて図書として収集保存する。
- e. 百科事典類は、基本的な参考図書として、最新の資料を収集する。
- f. オンライン・データベース等については、その利用について検討していく。

<1類 哲学: 哲学、心理学、倫理学、宗教>

- a. 哲学、心理学、倫理学、宗教などの各分野に関する基本的な資料を、古典から現代まで、広く収集する。
- b. 他の学問と隣接する学際的分野や影響を与える分野については、入門書から概説書・専門書まで幅広く収集する。
- c. 各分野の主要な叢書類や辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。
- d. 異なる意見や対立する観点のある分野は、偏らないように収集する。

<2類 歴史: 歴史、伝記、地理>

- a. 歴史、地理など各分野の基本図書を収集する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・専門書まで多様なレベルや観点の資料を収集する。
- c. 日本史は、通史・地方史・時代史などを県別・地方別に幅広く収集し、近隣府県の資料も重点的に収集する。
- d. 世界史は、通史・各国史・時代史などを幅広く収集し、特に出版量の少ない国や地域に留意する。
- e. 伝記は、日本人、外国人とも、年代を問わず幅広く収集する。
- f. 日本・世界各国の地理・地誌は、幅広く収集し、新しい情報を提供

するよう努める。

- g. 旅行書・ガイドブック等は、最新の内容を提供するよう努める。
- h. 各分野の主要な叢書類や辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。

< 3 類 社会科学：政治、法律、経済、社会、教育、国防 >

- a. 政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防など各分野の基本図書を収集する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・専門書まで収集する。
- c. 各分野の理論書は、古典から現代の幅広く多様な観点の資料を収集する。
- d. 日常生活や実務に必要な実用書は、新しい資料を積極的に収集する。
- e. 社会科学は、時代性と密接に関わり多様な観点や意見に立つ資料が多いので、古典的テーマから今日的テーマを扱った資料も収集する。
- f. 法律、統計に関係する資料は、新しい内容を保持し、最新の情報を提供するよう努める。
- g. 社会福祉は、市民の生活に密接に関わる分野なので、幅広く収集し、新しい情報を提供するよう努める。
- h. 教育は、市民の関心の高い分野なので、さまざまな観点の資料を積極的に収集する。また、学校教育関係だけでなく、今日的な生涯学習に役立つ資料も積極的に収集する。
- i. 各分野の主要な叢書類や辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。

< 4 類 自然科学：数学、物理、化学、生物学、医学、薬学 >

- a. 数学、物理、化学、地球科学、生物学、医学など各分野の基本図書を収集する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・専門書までを主な収集の範囲とし、高度の専門書は必要に応じて収集する。
- c. 自然科学は、専門化細分化する分野なので、わかりやすく書かれた資料を中心に収集する。
- d. 自然科学は、その進歩と変化の激しい分野なので、最新の情報を常に提供できるよう、資料の更新をはかる。
- e. 医学は、日常生活に密着し関心の高い分野なので、幅広く収集し、最新の情報を提供するよう努める。
- f. 各分野の主要な叢書類・辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。
- g. 天変地異や地震など、市民生活に関わりのある東大阪市や近隣地域の資料は、収集するよう努める。

< 5 類 技術：工学、建築、工業、家政学 >

- a. 建築、土木、機械、電気工学、工業、家政学など各分野の基本図書を収集する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・専門書までを主な収集の範囲とし、高度の専門書は必要に応じて収集する。
- c. 住宅・インテリア、家政学・生活科学の分野は、日常生活に役立つ資料を積極的に収集する。
- d. ゴミ問題や公害・自然保護などの環境問題や原子力については、特に市民の関心も高いので、様々な観点に留意し積極的に収集する。
- e. 通信や情報技術に関する資料は、特に技術の進展が著しく専門化する分野なので、わかりやすく書かれた資料から専門的なものまで収集し、最新の情報を提供するよう留意する。
- f. 各分野の辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。
- g. 『J I S ハンドブック』については、地域の要望に応じられるよう、特に最新情報の更新に努める。

< 6 類 産業：農林水産業、商業、運輸、通信 >

- a. 農林水産業、商業、運輸、交通、通信など各分野の基本図書を収集する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・専門書までを主な収集の範囲とし、高度の専門書は必要に応じて収集する。
- c. 産業は、専門化する分野なので、新しい動向に留意し、わかりやすく書かれた図書を中心に収集する。
- d. 園芸・ペットなどの分野は、趣味や実用に役立つ資料を幅広く収集する。
- e. 通信分野については、コンピュータ技術との関連に、特に留意する。
- f. 各分野の辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。

< 7 類 芸術：美術、音楽、演劇、スポーツ、娯楽 >

- a. 美術工芸、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽などの各分野の基本図書を収集する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・専門書まで収集する。
- c. 芸術は、教養・趣味・娯楽に役立ち、暮らしを豊かにする資料を中心に収集し、時事性や 流行にも留意する。
- d. 美術、音楽、演劇の分野は、西洋東洋を問わず、鑑賞・制作・評論・研究に役立つ資料を収集する。
- e. 全集・叢書・写真集・名品集なども収集し、特に各分野で紹介され

ることの少ない国や地域に留意する。また、芸術への理解を深める資料は、高価でも収集に努める。

- f. 各分野の辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。
- g. 市内の類縁機関などの収蔵目録、図録などは、機会をとらえて収集する。
- h. 芸術は、個人の判断基準の相違が著しい分野なので、特に恣意的にならないよう注意する。

< 8 類 言語：言語、言語学 >

- a. 言語に関する理論や日本語・英語・中国語・ハングルなどの各言語の基本図書を収集する。
- b. 日本語については、国語学・文法・方言・語源など入門書から概説書・専門書までを収集する。
- c. 外国人の日本語学習のための資料や原語で書かれた資料を積極的に収集する。
- d. 世界の言語については、入門書から概説書までを収集し、英語・中国語・ハングルなど広く学習されている言語については、入門書から概説書・専門書までを収集する。
- e. 出版量の少ない言語については、漏れのないように留意する。
- f. 各言語の辞典は、幅広く収集する。

< 9 類 文学 >

- a. 日本の小説、随筆、詩歌、作品集、評論、研究書などについては、古典から現代文学まで幅広く収集し、理論や評論などは研究動向にも留意する。
- b. 一般向けに書かれた読み物や入門書から概説書・注釈書・専門書まで収集する。
- c. 日本文学は、最も利用の多い分野であり、各ジャンルにわたって幅広く収集する。
- d. 外国文学も日本文学に準ずる。
- e. 外国文学については、同じ作品でも翻訳の違いに注意し、また、比較的出版点数の少なく紹介されることのない国についても留意して収集する。
- f. 文庫や新書などでしか出版されない作品も多いので、特に留意する。
- g. 受賞作品については、収集するよう努める。
- h. 作品集・全集・選集などは、できるだけ収集する。
- i. 児童文学に関する研究書は、幅広く収集する。

- j. 各分野の辞典・事典は、幅広く収集する。

Ⅲ 児童書

子供時代にさまざまな本に出会うことは、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、現在及び将来にわたって生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

この認識のもとに、図書館はすべての子供が適切な時期に、適切な本の楽しみと出会えるような環境を整備するために、子供の意見を尊重し、次のような基準にしたがい、資料の収集に努める。

1. 児童書は、概ね一般資料に準ずるが、子供の読書要求・学習要求に応じられるように留意し、幅広い分野にわたり収集する。
2. 原則として子供向けとして出版された資料を収集する。大人向けの資料であっても、子供が関心を持って読むことのできるものは収集する。
3. 参考図書は、学習・調査に役立つものを中心とし、網羅的、体系的に収集する。
4. 絵本は、子供の知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に、幅広く収集する。
 - (1) 表現が豊かで子供の想像力・空想力を養うものであること
 - (2) 絵と文が調和していること
 - (3) 知識絵本は、正確な知識に基づき、内容を的確に表現していること
5. 外国絵本・外国文学は、翻訳の違いにも注意し幅広く収集する。また、比較的出版点数が少なく紹介されることのない国のものにも留意する。
6. 昔話・伝説・神話は、文学・物語の原点として位置付け、全国各地方にわたって幅広く収集する。
7. 児童書は、特に図書との出会いを重視し、利用状況に見合った複本を準備する。
8. 図版・写真・イラストなどの入った資料は、視覚的に優れ、わかりやすく表現されたものに留意する。
9. 児童書の選択にあたっては、興味や流行に留意しながら、子供の意見も充分尊重し、極端な良書主義にならないよう注意する。
10. 学校との連携にも留意し、総合的な学習にも対応できるようにする。

Ⅳ 雑誌

1. さまざまな主題に関する最新情報が幅広く得られる雑誌を幅広く収集す

る。

2. 環境の変化や時代の要請に留意しながら、市民の多様な要望に応えられるよう、幅広く雑誌を収集する。
3. 雑誌の分野によっては、各館分担して収集することも考慮する。
4. その他逐次刊行物・パンフレット類等は、Ⅱ項・Ⅲ項に準じて収集する。
5. 保存期間に従い、欠落のないよう特に留意する。

V 新聞

1. 新聞は、全国紙、地方紙、業界紙等の他に、各分野の一般情報を提供するものを収集する。
2. 各館分担して、縮刷版・抄録版の収集に努める。
3. 東大阪市及び河内に関するマイクロフィルム等を収集することに努める。

VI 郷土資料・行政資料

1. 東大阪市が発行した資料は、網羅的に収集する。また、以下のものが発行した資料も積極的に収集する。
 - (1) 東大阪市の外郭団体の発行した資料
 - (2) 東大阪市内在住の個人や民間団体の発行した資料
 - (3) 大阪府及び近隣市町村の発行した資料
 - (4) 東大阪所に所在する国の機関又は近隣府県が発行した資料のうち必要なもの
2. 東大阪市に関する資料は、以下の点に留意して収集する。
 - (1) 東大阪市及びその周辺地域に関連する内容が濃密な資料
 - (2) 内容のすべて又は一部が東大阪市に関わる資料
 - (3) 姉妹都市に関する資料
 - (4) 古書籍と呼ばれる限定出版ものなどで入手困難であっても需要効率のよいもの
3. 東大阪市出身並びに在住の著者の作品は、積極的に収集する。
4. パンフレット、リーフレット、地図、新聞、葉書、視聴覚資料などの図書以外の資料も積極的に収集する。冊子体になっていない資料については、必要に応じて合本やデジタル資料に加工・編集して提供するように努める。
5. 資料の散逸を防ぐため、なるべく複本を揃える。1部しかない基本資料については、複製本などの作成に努める。

VII 視聴覚資料

1. 視聴覚資料は、趣味・娯楽・教養又は文化活動に資するため、市民のニーズを把握し、必要に応じて多様なジャンルの作品を収集する。
2. 視聴覚資料の収集にあたっては、評価の定まった作品や国内外の各賞受賞作品にも留意する。
3. 音響資料の収集にあたっては、以下の点に留意する。
 - (1) 主要な作曲家、演奏家、歌手等の作品
 - (2) 伝統・古典芸能に関する資料
 - (3) 朗読等、視覚障害者や高齢者の鑑賞に配慮した資料
 - (4) 民族音楽、効果音等、類品の少ない資料
4. 映像資料の収集にあたっては、以下の点に留意する。
 - (1) 社会的、記録的評価の高い資料
 - (2) 聴覚障害者等に配慮した字幕付き又は手話付き資料
 - (3) 伝統・古典芸能に関する資料
5. 今後のメディア開発の進展にあわせ、提供・保存に適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

VIII 障害者サービス用資料

1. 視聴覚障害者等の利用に供するために、点字資料、録音資料、大活字本、さわる絵本等を収集する。
2. 点字・録音資料は、既に他機関が所蔵している資料については、相互協力により資料提供をする。
3. 他機関が所蔵しない資料については、朗読ボランティアの協力を得て、作成又は収集する。録音資料の作成に際して、著作権の許諾を必要とする場合、特に留意する
4. 点字・録音資料については、特に利便性や資料劣化について留意し、デジタル化に努める。

IX 電子資料

1. 図書の形態で入手できないものや利用上効率的なものは、デジタル記憶媒体によって刊行される資料を収集する。
2. 技術の進展にともない進化の激しい分野なので、できるだけ新しい資料を収集するように努める。

X その他

1. 地図に関しては、次の点に留意する。
 - (1) 近隣市町村・府県の地図については、重点的に収集する。
 - (2) 近畿地方の2万5000分の1地図を収集する。
 - (3) 東大阪市関係の地図・古地図を積極的に収集する。
 - (4) 住宅地図については、東大阪市を中心に必要と思われる周辺地域のものを収集し、保存する。
 - (5) 道路地図については、全国地方別に収集する。
2. 学習参考書（学習参考書とは、教科書あるいは文部科学省が定める学習指導要領に準拠する形で編集され、専ら受験対策を第一義とした図書をいう。）及び各種の試験問題集は、原則として収集しない。但し、免許・資格などの取得のための参考書は収集する。
3. 漫画は、内容等を十分に検討し、収集する。
4. 政府刊行物は、白書・青書・報告書等主要なものを幅広く収集する。
5. 電話帳は、近畿圏域のものを収集する。
6. 購入の困難な資料は、この方針に基づき積極的に寄贈依頼をする。
7. 寄贈資料は、この基準に基づき収集する。
8. 利用が特に多い資料については、必要に応じて複本を購入する。

XI 附則

1. この選書基準を、市民に広く公開し、批判と協力を得る。
2. この選書基準は、必要に応じて改訂する。
3. この選書基準は、平成17年2月10日から施行する。

「日本十進分類法」 第1次区分表（類目表）

- 0類 総記 General Works
(図書館、図書、百科辞典、一般論文集、逐次刊行物、団体、ジャーナリズム、叢書)
- 1類 哲学 Philosophy
(哲学、心理学、倫理学、宗教)
- 2類 歴史 History
(歴史、伝記、地理)
- 3類 社会科学 Social Sciences
(政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防)
- 4類 自然科学 Natural Sciences
(数学、理学、医学)
- 5類 技術 Technology
(工学、工業、家政学)
- 6類 産業 Industry
(農林水産業、商業、運輸、通信)
- 7類 芸術 The arts
(美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽)
- 8類 言語 Language
- 9類 文学 Literature
- E 絵本

東大阪市立図書館自動車文庫ステーションの 設置及び廃止に関する要綱

(主 旨)

第1条 この要綱は、東大阪市立図書館条例施行規則（昭和42年2月1日東大阪市教育委員会規則第21号）第8条の規定に基づく自動車文庫の図書貸出等のための駐車場所（以下「ステーション」という。）の設置及び廃止について必要な事項を定めるものとする。

(設置対象地域)

第2条 ステーションの設置にあたっては、地域事情、人口密度、利用効果、地理的条件、道路事情等を考慮し、原則として次の条件を満たす場合に限るものとする。

- (1) 図書館施設及び既設ステーションの奉仕範囲と重複しないこと。
- (2) 図書館車の進入が容易で、かつ、周辺の道路事情が良好であること。
- (3) 図書館車の一定時間の駐車が容易で、利用者が安全に利用でき、かつ、効果的に業務が行なえる場所であること。
- (4) 道路交通法に規定する駐車禁止場所でないこと。
- (5) 公有地においては、所轄官公署の許可が得られること。
- (6) 私有地においては、その所有者の長期使用に関する承諾が得られ、かつ、関係住民等の協力が得られること。
- (7) 一定数以上の利用があり、継続的に貸出等の利用効果が期待できる地域であること。

2. 前項の条件を満たす場合であっても、自動車文庫の運営に支障があるときは設置をしない。

(奉仕対象地域)

第3条 1ステーションの奉仕対象範囲は、原則として半径300m以内とする。

(廃 止)

第4条 ステーションが、次に各号一に該当したときは、これを廃止することができる。

- (1) 図書館施設が設置され、当該ステーションが第2条に規定された奉仕対象範囲にふくまれたとき。
- (2) ステーション駐車場所の使用が不可能、または困難になり、それにかかる駐車場所が確保できないこと。
- (3) 継続的に貸出等の利用効果が期待できないこと。
- (4) その他利用上または安全面、運営上から廃止の必要が生じたとき。

(専 決)

第5条 ステーションの設置及び廃止は永和図書館長が定める。

(委 任)

第6条 その他この要綱に定めのない事項については、永和図書館長が定める。

付 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 1 月 2 6 日から施行する。

東大阪市教育委員会 社会教育部 永和図書館

書庫運用要領

東大阪市立図書館

廃棄選定基準

東大阪市立図書館

1. 目的

この「書庫運用要領」は、資料を有効に利用するために、書庫を効果的に運用し、市民へのサービスの充実を図ることを目的とする。

2. 運用の原則

- 1) 書庫は、開架書架の延長として位置づける。
- 2) 図書館全体の書庫として常に効果的な運用をはかる。
- 3) 書庫の収容能力を考え、「廃棄選定基準」に則り選別した上保管する。
- 4) 移管された資料は、書庫管轄館の管理とする。

3. 運用要領

1) <整理保管>

利用者からの要求に迅速な対応ができる状態で整理保管する。

2) <目録の整備>

花園館への移管資料は、目録カードを添付して搬入し、順次書誌をコンピュータ入力（MARC化）する。

永和館への移管資料は、カード目録を装備し書庫に配架する。

3) <移管資料の装備>

移管資料は、利用に向け速やかに装備をする。

4) <1タイトル1冊の保管>

書庫入れ資料は、1タイトル1冊の保管を原則とする。但し、郷土関係資料や児童書等、必要に応じて複本を保管する。

5) <書庫内資料のメンテナンス>

書庫スペースの有効活用をはかるため、必要に応じて書庫内資料を取捨選択し、廃棄を行う。

4. 手続き

1) <移管の手続き>

資料の移管には、起案等必要な手続きを行い所管変えをする。

2) <蔵書統計>

搬出入館では、諸統計数値等の変更を行う。

附則 この要領は、平成6年11月15日から施行する。

1. 目的

この「廃棄選定基準」は、新鮮で魅力ある資料を維持するために、適切な保存管理を行い、利用提供が円滑に行えることを目的とする。

2. 選定基準

(1) 次に定める項目に該当する資料は、廃棄することができる。

- ① 著しく汚損・破損し、修繕不可能なもの
- ② 内容が逐次改訂され、利用価値を失ったもの
- ③ 利用頻度の少ないもので、重複があるもの
- ④ 災害・盗難等の理由で、亡失したもの
- ⑤ 借用者の連絡先不明等で、返却の見込みのないもの
- ⑥ 不明確認後、一定期間を過ぎても発見されないもの

(2) 前項の規定にかかわらず、次の場合には引き続き保存するものとする。

- ① 絶版等の理由により入手することが困難で、特に保存の必要があるもの
- ② 他に類する資料がなく、特に保存の必要があるもの
- ③ 館長が特に保存の必要があると認めたもの

3. 手続き

(1) 除籍・廃棄の決定は、所轄図書館長の決裁による。

(2) この「廃棄選定基準」を摘要するにあたっては、十分な検討と慎重な配慮が必要である。

附則 この「基準」は、平成6年11月15日より施行する。

東大阪市立図書館除籍図書等の譲与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市財産の交換、譲与及び無償貸付け等に関する条例（昭和 42 年条例第 34 号）第 6 条の規定に基づき、東大阪市立図書館（以下「図書館」という。）において除籍された図書・雑誌等（以下「除籍図書等」という。）の再活用を図り、もって市民の読書活動に資するとともに、資源の保護及び再利用を目的として、除籍図書等の譲与について必要な事項を定める。

(譲与対象者等)

第2条 除籍図書等の譲与を受けることができるものは次に掲げるものとする。

- (1) 東大阪市の区域内に存する公共施設及び公共団体
- (2) 本市の区域内にその活動の本拠を置き、公共の福祉向上や教育文化の向上を目的とし、本市の区域内を専らその活動の範囲とする団体
- (3) 東大阪市民
- (4) 前各号にかかわらずのもののほか館長が特に必要と認めるとき

(譲与の冊数)

第3条 譲与する除籍図書等の冊数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に定めるもの 無制限
- (2) 前条第2号に定めるもの 200 冊以下
- (3) 前条第3号に定めるもの 10 冊以下
- (4) 前条第4号に定めるもの 館長が定める

(譲与の申込み)

第4条 除籍図書等の譲与を受けようとするものは、東大阪市立図書館除籍図書等譲与申込書兼受領書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(順守義務)

第5条 除籍図書等の譲与を受けたものは、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 譲与を受けた除籍図書等を売却する等営利目的に利用しないこと。
- (2) 除籍図書等の譲与を受けた第2条第(1)号又は第(2)号に掲げる団体等は、当該除籍図書等を図書館と同種の用途以外に供しないこと。
- (3) 除籍図書等の譲与を受けた市民は、当該除籍図書等を個人の読書以外の目的に使用しないこと。

(譲与の取消し等)

第6条 除籍図書等の譲与を受けたものが前条各号に掲げる事項を順守しなかったときは、譲与を取り消し、又は譲与した除籍図書等の返還を求めることができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、図書館長が定める。

附則 この要綱は、平成9年6月20日から施行する。

(別記様式)

東大阪市立図書館除籍図書等譲与申込書兼受領書
年 月 日

(あて先) 東 大 阪 市 長

申込者 住所又は所在地 _____
団 体 名 _____
氏名又は代表者氏名 _____
(電話番号 _____)

次のとおり除籍図書等を譲与していただきますようお願いいたします。

記

1 図書の種別、書名及び冊数

種 別	書 名	冊 数
図 書	他	
雑 誌	他	
合 計		

2 次に掲げる事項を順守することを誓約し、もし順守しなかったときは、請求があれば当該図書を返還します。

- (1) 譲与を受けた図書を売却する等、営利目的に使用しないこと。
- (2) 団体等は、譲与を受けた除籍図書等を図書館と同種の用途以外に供しないこと。
- (3) 市民は、譲与を受けた除籍図書等を個人の読書以外の目的に使用しないこと。

上 記 図 書 受 領 し ま し た 。

年 月 日

氏名又は代表者氏名 _____

東大阪市立図書館会議室等の利用に関する要綱

1998年4月30日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「東大阪市立図書館条例」(以下「条例」という。)及び「東大阪市立図書館条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき、会議室、視聴覚室、集会室等(以下「会議室等」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用の対象及び目的)

第2条 会議室等を利用することができる者は、次の各号に掲げるものとし、利用の目的は、東大阪市の図書館事業の振興に係わる地域・文化活動、研究会等とする。

- (1) 「規則」第5条3項によって構成されるグループ及び団体
- (2) 「規則」第6条及び第7条に規定するグループ及び団体
- (3) 東大阪市の社会教育、文化等に関するグループ及び団体
- (4) その他館長が適当と認めたグループ及び団体

(利用できる日及び時間)

第3条 会議室等を利用できる日及び時間は、館長が特に必要と認めるときを除き、原則として、利用許可を受けた図書館の開館日及び開館時間とする。

(利用の手続及び予約)

第4条 会議室等を利用しようとする者は、「会議室等利用申込書」(以下、「申込書」という。 様式第1号)を提出し、館長の許可を受けなければならない。

2. 会議室等を利用しようとする者は、電話又は来館等により、利用したい日の2ヶ月前から前日までに、利用の予約をすることができる。

(利用の制限)

第5条 館長が、次の各号に該当すると認めたときは、利用を許可しない。

- (1) 商品販売等の営利を目的とするとき
- (2) 宗教活動を目的とするとき
- (3) 政治活動を目的とするとき
- (4) 風紀を害し、秩序を乱すおそれのあるとき
- (5) その他管理運営上、特に支障のあるとき

(利用の取消等)

第6条 館長は、次の各号に該当すると認められるときは、利用の停止又は利用の許可を取消することができる。

- (1) 利用する者が、この要綱に違反したとき
- (2) 利用の目的が、承認の時と異なったとき
- (3) 災害その他の事故等により、会議室等の利用が不可能なとき
- (4) 館長が、図書館運営上、特に必要があると認めたとき

(利用者の遵守事項)

第7条 会議室等の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 「条例」及び「規則」に従うこと
- (2) 利用許可のない設備を使用しないこと
- (3) 利用後の整理、整頓及び原状回復を行うこと
- (4) その他館長の指示に従うこと

附則 この要綱は、平成10年5月6日から施行する。

図書館に関する基本協定

東大阪市（以下「甲」という。）、八尾市（以下「乙」という。）及び柏原市（以下「丙」という。）は、中河内地域広域行政圏における図書館サービスの充実を図るため、甲、乙、及び丙の図書館に関して次のとおり協定する。

（相互協力）

第1条 甲、乙及び丙の図書館は、連絡を密にし、相互に協力するものとする。

（相互利用）

第2条 甲、乙及び丙の市民は、甲、乙、丙のいずれの図書館においても、それぞれの市の利用に関する規則に基づき利用することができるものとする。

（その他の事項）

第3条 この協定は、基本的事項に関する協定であり、目的達成のため必要なその他の事項は、別に甲、乙及び丙が協議して定める。

（効力の発生）

第4条 この協定は、昭和58年4月1日から効力が生ずる。

この協定を証するため、本書3通を作成し甲、乙、丙記名押印のうえ各1通保有する。

昭和58年2月24日

甲 東大阪市稲葉1丁目1番1号
東大阪市代表者 東大阪市長 印

乙 八尾市本町1丁目1番1号
八尾市代表者 八尾市長 印

丙 柏原市安堂町1番55号
柏原市代表者 柏原市長 印

三市図書館連絡交流会規約

（目的）

第1条 本会は、東大阪市、八尾市、柏原市の図書館に関する基本協定（昭和58年2月24日策定）第1条（相互協力）に基づき、3市図書館間での情報交換や職員交流を通じて相互の図書館運営の発展を図り、中河内地域での図書館サービスの充実に寄与してゆくものとする。

（会の名称）

第2条 本会の名称は、「三市図書館連絡交流会」とする。

（会 員）

第3条 東大阪市、八尾市、柏原市における市立図書館の関係職員とする。

（幹 事）

第4条 各図書館に1名ないし2名の幹事職員を置く。

幹事職員は主として自館での連絡交流会の開催を企画調整し主催する。

（代表幹事）

第5条 事業開催市の当該図書館長を代表幹事とする。

（定期連絡交流会）

第6条 定期連絡交流会は、年1回各市図書館持ち回りで開催する。

開催は、東大阪市、八尾市、柏原市の順番とする。

開催時期は原則として11月初旬頃とする。

（その他の事業）

第7条 各市図書館は定期会にかかわらず随時各種事業を自由に企画して主催することができる。

（規約の改正）

第8条 規約の改廃は、幹事職員の話し合いにより行うものとする。

この規約は平成8年4月1日から実施する。

三市代表図書館長名	東大阪市	図書館長名	印
	八尾市	図書館長名	印
	柏原市	図書館長名	印

家庭文庫及び地域文庫育成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東大阪市内に所在する家庭文庫及び地域文庫（以下「文庫」という。）の育成と文庫活動の振興を図るため、東大阪市立図書館条例施行規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき図書館資料の貸出にあたって必要な事項を定める。

（利用者カードの有効期限）

第2条 利用者カードの有効期限は5年とする。ただし、活動状況報告書により更新することができる。

（文庫の一般貸出）

第3条 文庫が館外で利用できる資料は、100冊以内とし、その利用期間は、2月間とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。

（文庫の特別貸出）

第4条 第1条の目的を達成するため、特別貸出申請により、次の基準に該当する文庫に対し、予算の範囲内で文庫がリクエストする資料の特別貸出を行い、その利用期間は、1年間とする。ただし、活動状況報告書により更新することができる。

（1）文庫活動として継続性があること（1年以上活動実績があること）。

（2）月1回は開室すること。なお、月2回以上の開室日に努めること。

（3）概ね10人以上の登録者があること。

（4）前年度に新たに特別貸出をした図書数以上の貸出実績があること。

2 前項の基準に満たない文庫に対して、館長は文庫活動の継続性が顕著であると認める場合には、特別貸出を行うことができる。

（活動状況の報告）

第5条 文庫は活動状況を年1回報告するものとする。

（文庫の廃止）

第6条 文庫を廃止したときは、速やかに館長に届出、利用カード及び貸出資料を返却するものとする。

附則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

図書館の相互利用に関する協定書 【大東市】

大東市（以下「甲」という。）及び東大阪市（以下「乙」という。）は、図書館相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙相互の図書館利用を促進し、市民の生涯学習機会を更に充実させることを目的とする。

（相互利用）

第2条 市民は、甲、乙の図書館を、それぞれの図書館利用に関する条例・規則等の定めにより利用することができる。

（相互協力）

第3条 甲、乙は、連絡を密にし、相互に協力するものとする。

（図書館の整備）

第4条 甲、乙は、更に適正な図書館サービスを提供するため、それぞれの責務において図書館の整備に努める。

（その他）

第5条 この協定に定める事項のほか必要な事項については、甲、乙が別途協議して定めるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結から当該会計年度の3月31日までとする。ただし、甲、乙に異議がないときは、協定を自動的に更新する。

附則 この協定は平成20年8月1日から実施する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年7月16日

甲 大東市曙町4番6号
大東市教育委員会
教育長 中口 馨

乙 東大阪市荒本北50番地の4
東大阪市教育委員会教育長職務代理者
教育次長 伊藤 頼保

図書館の相互利用に関する協定書 【大阪市】

大阪市（以下「甲」という。）及び東大阪市（以下「乙」という。）は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

（相互利用）

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

（規程の適用）

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（補則）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年3月26日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市教育委員会
教育長 永井 哲郎

乙 東大阪市荒本北1丁目1番1号
東大阪市教育委員会教育長職務代理者
教育次長 伊藤 頼保

東大阪市立図書館協力貸出要領

(目的)

- 1 この要領は、「図書館法」第3条第4号の相互貸借(以下、「協力貸出」という。)の規定に基づき、東大阪市立図書館と他の図書館間の資料の協力貸出を円滑に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出資料の範囲)

- 2 貸出資料の範囲は、東大阪市立図書館(以下、「本市」という。)において個人貸出可能な資料とする。但し、「東大阪市立図書館条例施行規則」第10条に基づき、原則として次の資料は除く。
 - (1) 持出禁止資料及び指定書
 - (2) 発売後6ヶ月以内の資料
但し、直接来館して資料の借受けをする場合については、その限りでない。
 - (3) 発売後3ヶ月以内の雑誌
 - (4) 郵送等に適さない消耗の著しい資料や破損しやすい資料等
 - (5) その他特に館長が指定する資料

(協力貸出の登録)

- 3 協力貸出を受けようとする図書館(以下、「借受館」という。)は、別紙様式により文書・FAX・インターネット等で協力貸出の登録をしなければならない。

(貸出冊数)

- 4 貸出冊数は、1館につき20冊以内とする。

(貸出期間)

- 5 貸出期間は、貸出した日から原則として1ヶ月以内とする。また、貸出期間の延長は、返却予定日から14日間とする。
- 6 音訳等に使用するために貸出する場合の期間については、借受館と本市図書館との協議により取り決めるものとする。

(協力貸出資料の申込)

- 7 資料の貸出を受けようとする借受館は、あらかじめ文書・FAX・インターネット等で申し込むものとする。

- 8 貸出を希望する資料が貸出されているときは、予約をすることができる。

(予約の順位)

- 9 貸出を希望された資料について、本市の利用者からの予約があったときは、本市利用者を優先するものとする。

(貸出・返却方法及び経費)

- 10 直接来館により貸出及び返却するときは、借受館職員と本市図書館職員との手渡しによるものとする。
- 11 送付によるときは、次の方法とする。
 - (1) 往路は、原則として着払い郵便あるいは宅配便とする。
 - (2) 復路は、特に指定しないが、本市より返送方法に指定があるときは、その指示に従うものとする。
 - (3) 資料の貸出・返却に要する費用は、借受館の負担とする。

(借受資料の利用)

- 12 貸出資料の複写については、あらかじめ貸出館から指示のある場合を除いて、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(平成18年1月1日)に従うものとする。

(賠償)

- 13 借受館が貸出資料を紛失・汚損・破損したときは、「東大阪市図書館条例」第6条の規定により弁償するものとする。

(補則)

- 14 この要領に定めるもののほか調整が必要なときは、それぞれに協議して適切な処置を講じるものとする。

附則 この要領は、2007年10月16日から施行する。

東大阪市立図書館と大阪商業大学図書館との相互協力覚書

東大阪市立図書館(以下「甲」という。)と大阪商業大学図書館(以下「乙」という。)は、それぞれの図書館サービスの充実及び図書館利用者へのサービス向上を図るため、甲及び乙の相互協力関係を築き、これを促進することについて、次のとおり覚書を締結する。

1 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、可能な範囲で相互協力するものとする。

- (1) 図書館資料の現物貸借に関する事項
- (2) 図書館資料の文献複写に関する事項
- (3) レファレンスに関する事項
- (4) その他図書館サービスに関する事項

2 前項の実施にあたっては、甲及び乙の利用規定に基づくものとする。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

4 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲・乙協議の上、解決するものとする。

5 この覚書の有効期間は、平成19年4月1日から1ヵ年とする。ただし、有効期間満了の2ヶ月前までに、甲または乙のいずれからでも何らの申し出がないときは、有効期間満了日の翌日からさらに1年間同一条件で更新するものとし、以後も同様とする。

この覚書が成立したことを証するため本書2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各1通を保有する。

平成19年3月31日

(甲) 東大阪市教育委員会教育長職務代理者
教育次長



(乙) 学校法人谷岡学園
大阪商業大学図書館長



インターンシップに関する協定書

東大阪市教育委員会(以下「甲」という)と大阪樟蔭女子大学(以下「乙」という)は、乙の学生の甲が所轄する市立図書館への受入れについて、次のとおり協定を締結する。

(受入れ)

第1条 甲は、次項の規定により乙が選抜した学生を受入れ、当該学生に対し甲の業務の一部についてインターンシップ体験実習をさせるものとする。

2 前項の規定に基づき甲が受け入れる人数は、甲乙協議して決定するものとする。

(派遣学生の選抜)

第2条 乙は、成績、面接等を経て、乙の全学部、学科におけるインターンシップ派遣希望者のうちから甲に受入れを依頼する者を選抜するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲に受入れを依頼する乙の学生(以下「派遣学生」という)を選抜したときは、文書で甲に報告するものとする。

(派遣期間等)

第3条 派遣学生を受け入れる期間(以下「派遣期間」という)は、甲乙協議して定めるものとする。

2 派遣期間のほか、甲における体験実習の内容、体験実習時間、服務、配置部署等は、甲乙協議して定めるものとする。

(受入れ条件)

第4条 甲は、派遣学生に対し、賃金、給与その他名目の如何を問わず金銭を支給しない。

2 乙は、派遣期間中において、派遣学生が起こした事故等に係る甲及び第三者が受けた損害ならびに事故等により派遣学生が受けた被害について一切の責任を負うものとし、甲は、それらの事故等について責任を負わないものとする。

3 乙は、前項の事故等に備え、派遣学生についての乙の責任において傷害保険、賠償責任保険等に参加させる。

4 本契約において、乙の学生の派遣期間中に活動する過程で、商品開発及び販売促進等に関わる情報収集したものにおいては、全て甲に帰属するものとする。

(責任者の選抜)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく派遣学生のインターンシップ体験学習に際し、それぞれ責任者を定めるものとする。

(評価の報告)

第6条 甲及び乙は、前条の責任者のほか、派遣学生の指導及び助言に当たる実習担当者を選任するものとする。

2 甲は、派遣期間の終了後、インターンシップ制度についての意見、要望等を取りまとめ、乙に報告することとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び派遣学生は、派遣期間中に知り得た甲の機密情報(個人情報を含む)を他に漏らしてはならない。派遣期間終了後においても、また同様とする。

2 甲は、知り得た派遣学生の個人情報をインターンシップ受け入れに伴う以外の目的に使用してはならない。

(受入れの取り止め)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣学生の受入れを取り止めることができる。

① 災害その他やむを得ない事由により、甲が派遣学生の受入れを継続することができないと認めたとき。

② 乙又は派遣学生がこの協定に規定する条項に違反したとき。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年8月25日

甲 東大阪市荒本北1丁目1番1号
東大阪市教育委員会教育長職務代理者
教育次長 伊藤 頼 保 

乙 大阪府東大阪市菱屋西4丁目2番26号
大阪樟蔭女子大学
学 長 森 田 洋 司 

図書館の相互利用に関する協定書【松原市】

東大阪市(以下「甲」という。)及び松原市(以下「乙」という。)は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

(相互利用)

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

(規程の適用)

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取り扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

甲 東大阪市教育委員会
教育長 西村 保 印
乙 松原市教育委員会
教育長 高阪 俊造 印

図書館の相互利用に関する協定書【富田林市】

東大阪市(以下「甲」という。)及び富田林市(以下「乙」という。)は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

(相互利用)

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

(規程の適用)

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取り扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

甲 東大阪市教育委員会
教育長 西村 保 印
乙 富田林市教育委員会
教育長 堂山 博也 印

図書館の相互利用に関する協定書【河内長野市】

河内長野市(以下「甲」という。)及び東大阪市(以下「乙」という。)は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

(相互利用)

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

(規程の適用)

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

甲 河内長野市教育委員会
教育長 和田 栄 印
乙 東大阪市教育委員会
教育長 西村 保 印

図書館の相互利用に関する協定書【羽曳野市】

羽曳野市(以下「甲」という。)及び東大阪市(以下「乙」という。)は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

(相互利用)

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

(規程の適用)

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

甲 羽曳野市教育委員会
教育長 藤田 博誠 印
乙 東大阪市教育委員会
教育長 西村 保 印

図書館の相互利用に関する協定書【大阪狭山市】

大阪狭山市(以下「甲」という。)及び東大阪市(以下「乙」という。)は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

(相互利用)

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

(規程の適用)

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取り扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

甲 大阪狭山市教育委員会
教育長 小林 光明 印
乙 東大阪市教育委員会
教育長 西村 保 印

図書館の相互利用に関する協定書【藤井寺市】

藤井寺市(以下「甲」という。)及び東大阪市(以下「乙」という。)は、図書館の相互利用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲乙相互の図書館利用を促進することにより、相互の住民の生涯学習の場を拡大し、もって教育の向上と文化の発展に寄与することを目的とする。

(相互利用)

第2条 甲及び乙は、その市が設置する図書館の資料を他方の住民の館外利用に供することができる。

(規程の適用)

第3条 前条の利用については、利用する図書館に関する条例、教育委員会規則その他の規程の定めるところによる。

2 甲及び乙が前条の利用によって取得した個人情報の取り扱いは、利用する図書館を設置する市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲及び乙のいずれからも申し入れがない場合は、この協定は同一の条件で更に1年更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(補則)

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月27日

甲 藤井寺市教育委員会
教育長 竹林 弘美 印
乙 東大阪市教育委員会
教育長 西村 保 印

東大阪市立永和図書館における障害者利用支援駐車サービス券交付要領

(目的)

第1条 この要領は、永和図書館を利用する障害者の利用を支援するため、東大阪商工会議所会館の駐車場（以下「会館駐車場」という。）の駐車サービス券を交付するについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 駐車サービス券の交付対象者は、永和図書館を利用するため、自動車で来館し、会館駐車場を利用される障害者とする。

(駐車場利用支援時間)

第3条 駐車サービス券は一日2時間以内を限度とし、滞在時間に応じて交付するものとする。

(駐車サービス券交付方法)

第4条 来館者は、退館時に永和図書館の受付窓口に会館駐車場の駐車券及び障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を提示し、自動車での来館の旨申し出るものとする。

2 受付担当者は、駐車券及び障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を確認し、当該駐車券に押印し、備え付けの交付台帳（別表1）に、交付日時、氏名、駐車サービス券交付枚数を記入して、一日2時間を限度に駐車サービス券を交付する。

(事故責任等)

第5条 会館駐車場の利用中に生じた盗難、事故等については、図書館はその責任を負わないものとする。また、その他会館駐車場の利用にあたっては、駐車場管理規定に従うものとする。

(細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附則 この要領は、令和2年3月1日から施行する。

東大阪市立花園図書館における障害者利用支援駐車サービス券交付要領

（目的）

第1条 この要領は、花園図書館を利用する障害者の利用を支援するため、花園図書館東隣駐車場（以下「東隣駐車場」という。）の駐車サービス券を交付するについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 駐車サービス券の交付対象者は、花園図書館を利用するため、自動車で来館し、東隣駐車場を利用される障害者とする。

（駐車場利用支援時間）

第3条 駐車サービス券は一日2時間以内を限度とし、滞在時間に応じて交付するものとする。

（駐車サービス券交付方法）

第4条 来館者は、退館時に花園図書館の受付窓口に東隣駐車場の駐車券及び障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を提示し、自動車での来館の旨申し出るものとする。

2 受付担当者は、駐車券及び障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）を確認し、当該駐車券に押印し、備え付けの交付台帳（別表1）に交付日時、氏名、駐車サービス券交付枚数を記入して、一日2時間を限度に駐車サービス券を交付する。

（事故責任等）

第5条 東隣駐車場の利用中に生じた盗難、事故等については、図書館はその責任を負わないものとする。また、その他東隣駐車場の利用にあたっては、事業者の駐車場管理規定に従うものとする。

（細則）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年3月26日から施行する。

東大阪市ブックスタート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、親子が絵本を介しお互いの肌の温もりを感じながら、楽しいひとときを共有し、親子がふれあう「親と子の本の時間」を応援するブックスタート事業(以下「事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この事業は、東大阪市が実施する4か月児健康診査を受診する乳児及びその保護者に対して実施する。

(実施場所)

第3条 この事業は、4か月児健康診査を行う各保健センターで確保する部屋において実施する。

(実施体制)

第4条 この事業は、東大阪市立図書館条例第 7 条の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)、ブックスタートボランティア(以下「ボランティア」という。)、母子保健・感染症課、各保健センター及び社会教育部社会教育課(以下「社会教育課」という。)との連携のもとで推進する。

2 この事業の事務局は、指定管理者に置く。

(事業内容)

第5条 この事業は、4か月児健康診査の事業の終了後、乳児及び保護者に対してボランティアが読み聞かせを行うと共にブックスタートパックを手渡すことにより実施する。

(事業分担)

第6条 指定管理者の事業における事業分担は、次のとおりとする。

- (1) ブックスタートパックの絵本等の選定、調達及び各保健センターへの搬送に関すること。
- (2) ボランティアの研修に関すること。
- (3) 4か月児健康診査へのボランティア等の派遣、連絡調整に関すること。
- (4) その他事業の統括に関すること。

2 母子保健・感染症課及び各保健センターの事業における事業分担は、次のとおりとする。

- (1) 4か月児健康診査事業において本事業の案内を行うこと。
- (2) 各保健センター等での事業の実施場所を確保すること。
- (3) 4か月児健康診査未受診者への対応に関すること。
- (4) ボランティアへの研修の協力に関すること。

3 社会教育課の事業における事業分担は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアの登録に関すること。
- (2) ボランティア協力金の支払いに関すること。
- (3) 指定管理者と母子保健・感染症課及び各保健センターとの調整に関すること。

(協議)

第7条 事業に関して、ボランティアからの意見等の集約は指定管理者で、各保健センターからの意見等の集約は母子保健・感染症課で行い、双方協議のうえで調整する。ただし、軽微な事項についてはこの限りでない。

(細目)

第8条 この事業の実施に関する細目は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

1. 目的

本制度は、NTTデータグループ・ヒバリヤ書店共同企業体（以下「指定管理者」という。）により、東大阪市立図書館（花園図書館・永和図書館・四条図書館、以下「図書館」という。）の雑誌のカバー等にスポンサー広告を募集し掲載することで、新たな財源を確保し、蔵書の充実を図ることを目的とする。

2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）に雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架する。提供雑誌最新号の閲覧用カバー表面及び配架台にスポンサー名、同カバー裏面にスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

3. 雑誌の選定

スポンサーは、指定管理者が作成した「雑誌リスト」から選定する。

4. スポンサーおよび広告の対象

- (1) 「東大阪市有料広告掲載要綱」に準拠し、「東大阪市有料広告掲載基準」を適用する。
- (2) 企業、商店、団体等を対象とする。個人は対象外とする。

5. 広告の掲載期限

広告の掲載期限は令和3年3月31日までの期間で掲載期間を指定するものとする。

6. 広告の企画、表示方法

- (1) スポンサー名及び広告の表示物はスポンサー申込者が必要枚数作成し提供する。
- (2) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー表面及び配架台についてはスポンサー名等の表示とする。
表示の大きさ 縦3センチ、横10センチ以内 地色は白色、文字は黒
貼付位置 カバー底辺より4センチ上部中央付近及び配架台
- (3) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面については、スポンサー広告の表示とする。
表示の大きさ 片面印刷A4判以下を基本とし、当該雑誌カバーに収まるサイズ
- (4) 上記(2)(3)の余白に「この広告は図書館雑誌スポンサー制度によるもので、本誌購入経費に充てられています。」の一文を表示する。
- (5) 雑誌の配架位置は指定管理者が決定する。

7. 申込みの受付

申込みは、随時受付する。

受付場所

〒577-0809 東大阪市永和2-1-1 東大阪商工会議所会館1階
東大阪市立永和図書館
電話 06-6730-6677 Fax06-6727-5568

受付日時

永和図書館開館日の午前9時から午後5時まで

8. 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、申込みをする。

- (1) 申込書に代表者印を押印して、直接持参、または郵送で行う。
- (2) 申込書に添付する書類
 - ・ 広告図案
 - ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）
 - ・ 役員名簿
 - ・ ホームページ等広告内容を示すもの

9. スポンサーの選定および広告内容審査

スポンサーが重複する場合は受付先着順を優先し、指定管理者の審査を経て東大阪市の承認を得て決定し、指定管理者は雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第2号）をスポンサーに通知する。

スポンサーは、掲載しようとする広告について事前に指定管理者と協議するものとする。

また、広告の内容を契約途中で変更する際も、指定管理者と協議する。

10. 購入代金の支払い

スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、指定管理者指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

- (1) 支払いはスポンサーが納入業者と協議する。
- (2) 振込み手数料等は、スポンサーの負担とする。
- (3) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、指定管理者と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えることが出来る。

- (4) やむを得ない事情により、一時的に雑誌最新号が利用できなくなった場合はスポンサーと納入業者の間で協議を行う。

11. 契約

雑誌スポンサー制度の広告に決定した場合は、覚書（様式第3号）を締結する。

12. スポンサーの解約

スポンサーは解約を申し出る場合は、2 カ月前までに指定管理者に書面を提出するものとする。

13. スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

14. 決定の取消し

指定管理者は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 申込書の虚偽の記載、その他不正な手段によりスポンサーの決定を受けた場合。
- (2) その他、本要綱に定めるスポンサー及び広告の対象とならない場合。

附則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に東大阪市の図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を廃止する要綱（平成28年8月1日施行）による廃止前の東大阪市の図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）の規定によるスポンサーの決定を受けている者は、この要綱の規定によるスポンサーの決定を受けているものとみなす。この場合において、旧要綱の規定に基づいて締結された覚書は、この要綱の規定に基づいて締結された覚書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて掲載されている広告は、この要綱の規定に基づいて掲載されている広告とみなす。
- 4 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

東大阪市立図書館複写サービス取扱要綱

第1項 趣旨

東大阪市立図書館において利用者に対して複写サービスを提供することについて、必要な事項を定める。

第2項 複写機

複写サービスを提供するにあたって、使用できる複写機器は、次のとおりとする。

(1) 花園図書館

- ① 1階カウンター横の複写機
- ② 2階事務室のカラー複写機

(2) 永和図書館

- ① カウンター横の複写機
- ② 事務室内のカラープリンター
- ③ カウンター内のプリンター

(3) 永和図書館大蓮分室（以下「大蓮分室」という。）

カウンター横の複写機

(4) 四条図書館

閲覧室内の複写機

第3項 複写できる資料等

東大阪市立図書館所蔵の資料、国立国会図書館デジタル化送信サービスにより送信を受けた資料及び東大阪市立永和図書館に導入している商用データベース。

第4項 複写機およびプリンター使用方法

花園図書館①1階カウンター横の複写機、永和図書館①カウンター横の複写機、大蓮分室カウンター横の複写機及び四条図書館閲覧室内の複写機は、利用者自身が操作する。

花園図書館②2階事務所のカラー複写機、永和図書館の②事務室内のプリンター及び③カウンター内のプリンターは、利用者からの依頼により、図書館員が操作する。

なお、永和図書館において、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスにより送信された資料を複写する場合は②事務室内のプリンター、また、商用データベースの記事を複写する場合は③カウンター内のプリンターをそれぞれ使用する。

第5項 複写機使用料金

複写機および印刷機使用料金は、次のとおりとする。

白黒複写 1枚につき 10円

カラー複写 1枚につき 150円

（花園図書館②2階事務室のカラー複写機）

カラー複写 1枚につき 50円

（永和図書館②事務室のカラープリンター）

第6項 受領料金の納入

受領料金は適切に管理し、指定管理者の収入口座に入金する。

指定管理者は、複写料金の収入について、自主事業収入として年度ごとに市に報告する。

第7項 著作権法の遵守

利用者への複写サービス提供にあたっては、著作権法等を遵守する。

- (1) 文献複写のために利用者に使用していただく複写機及びプリンターの管理責任者並びにその運用補助者を館毎に定める。
- (2) 複写機及びプリンターの管理責任者は司書又はそれに準じた者とする。
- (3) 複写機及びプリンターの稼働時間を定めて複写機から見える場所に提示する。
- (4) 複写機及びプリンターの管理責任者又は運用補助者は、管理する複写機による文献複写の状況を随時監督できる場所で執務する。
- (5) 複写機及びプリンターの稼働記録を残す。

第8項 複写サービス運用手順等

本要綱に基づく具体的な運用手順等は、図書館又は分室毎に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月27日より施行する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日より施行する。

東大阪市立図書館資料宅配サービス実施要領

1 趣旨

この要領は、身体障がいがあることにより東大阪市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な市民に対して、資料の宅配サービスを実施することに関し、必要な事項を定めるものである。

2 対象者

東大阪市在住者で、次の各号のいずれかに該当する本人及び家族が（独居の方、または同居の家族が介護などの理由で家を離れることのできないなどの理由により）来館による図書館を利用できないと認められる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚労省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める肢体不自由1級から2級までに該当する者
 - イ 等級表に定める心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の1級から2級までに該当する者
- (2) 図書館長が特に必要があると認める者

3 利用申請

宅配サービスを利用しようとする者は、「東大阪市立図書館宅配サービス申込書（別記様式）」により図書館長に申請しなければならない。

ただし、身体の障がいにより申込書への記入が困難な場合は、図書館職員への口頭での申請により、これに代えることができるものとする。

図書館長は、前項による申請があったときは、図書館の定めに従い宅配サービスの可否を決定し、当該申請者へ通知する。

4 貸出要件

宅配サービスにおける貸出要件は次のとおりとする。

- (1) 貸出することができる資料は、東大阪市立図書館所蔵の図書（禁帯出資料除く）及び雑誌（最新号除く）、CDとする。
- (2) 貸出冊数
貸出冊数は20点（うちCDは4点）まで
- (3) 貸出期間
貸出期限は1ヵ月以内

5 サービスの停止

図書館長は、宅配サービス利用者が前2項に定める要件を満たさなくなったとき又は偽りその他不正行為によって宅配サービスを利用していることが明らかになったときは、速やかに当該サービスを停止するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は平成30年4月1日から実施する。

東大阪市立図書館障害者サービス実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、東大阪市立図書館条例（昭和42年東大阪市条例第73号）及び東大阪市立図書館条例施行規則（昭和42年東大阪市教育委員会規則第21号。以下「規則」という。）に基づき、障害等により図書館の利用が困難な方に対して、市民生活に必要な情報を得るとともに、生活の自立と社会参加並びに文化の向上に寄与するため、市立図書館の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱に定める障害者サービスを利用することができる者は、規則第5条第1項による利用カードの交付を受けた者のうち、障害等の理由により図書館の利用が困難であると館長が認めた者とする。

（利用登録）

第3条 障害者サービスを希望する者は、本人又は代理人が東大阪市立図書館障害者サービス利用登録申請書（様式第1）により申請を行わなければならない。

2 障害者サービスの利用登録申請について、止むを得ない事由があるときは、本人の承諾のうえ、図書館職員が代筆することができる。

3 館長は、前項の利用登録申請があったときは、障害者手帳等により前条に定める要件を満たしていることを確認したうえで障害者サービスの利用登録を行う。

（サービス内容）

第4条 前条において利用者登録を行った者（以下、「サービス利用者」という。）は、以下のサービスを利用することができる。

- 1 対面朗読
- 2 録音資料の利用
- 3 点字資料の利用
- 4 教育委員会が認めた指定管理者によるサービス利用者を対象とした自主事業
- 5 その他、図書館の利用に際して館長が必要と認めるもの

（登録内容の変更）

第5条 サービス利用者は、利用登録申請時より内容に変更があったときは、館長へその旨を申し出なければならない。

（登録の取り消し及び貸出の停止）

第6条 館長は、サービス利用者が次の各号の一に該当するときは、その利用登録を取り消し、又はサービスの提供を停止することができる。

- 一 利用登録申請書に虚偽の申請をしたとき
- 二 借受資料を転借したとき
- 三 再度の督促を受けても、なお借受資料を返却しないとき
- 四 著作権を侵害する恐れのあるとき
- 五 借受資料に損傷を与える恐れのあるとき
- 六 その他、この要綱及び館長の指示に従わないとき

（守秘義務）

第7条 障害者サービスに関わる者は、この要綱に定める事項を実施するにあたり知り得た個人情報のみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、障害者サービスに関して必要な事項については、教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

東大阪市立図書館視覚障害者用資料の製作及び利用要領

(目的)

第1条 この要領は、東大阪市立図書館障害者サービス実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、市立図書館が所蔵している、又は、相互貸借による資料で、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項の規定による視覚障害者等のための複製等及び著作権者に視覚障害者等の利用を目的に許諾を得て製作されたもの（以下、「視覚障害者用資料」という。）の製作と利用について、必要な事項を定める。

(視覚障害者用資料の利用対象者)

第2条 市立図書館における視覚障害者用資料の利用対象者は、要綱第2条に基づき、障害等の理由により図書館の利用が困難であると館長が認めた者のうち、視覚障害等の理由により墨字による読書が困難であると館長が認める者とする。

(視覚障害者用資料の製作)

第3条 要綱第3条第1項に定める障害者サービスの利用者登録を行った者（以下、「サービス利用者」という。）で、前条による利用対象者は、市立図書館に対して必要とする視覚障害者用資料の利用を依頼することができる。

2 市立図書館は、サービス利用者の求めに応じて、著作権法に基づき、障害者等の利用を目的とする資料を製作し、提供することができる。

3 市立図書館は、特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークから音声データ、点字データをダウンロードすることにより、視覚障害者用資料を製作することができる。

4 視覚障害者用資料の製作は、前項によるもののほか、協力者等に依頼し、又は、図書館間の相互貸借により代えることができる。

5 前項の方法により視覚障害者用資料をサービス利用者へ提供できない場合は、図書館はサービス利用者に関係機関を案内できるものとする。

(所蔵登録)

第4条 市立図書館は、所蔵する視覚障害者用資料の登録を行ったのち、近畿視覚障害者情報サービス研究協議会等へタイトル等の必要な情報を登録申請しなければならない。

(館外利用)

第5条 視覚障害者用資料の貸出及び返却は、来館又は特定録音物等郵便を利用することができる。

2 「図書館の相互利用に関する協定書」に基づくサービス利用者への貸出は、市立図書館で所定の手続きをしたのちに貸出する。

3 サービス利用者への館外への貸出冊数は、10冊以内、貸出期間は4週間以内とする。但し、指定管理者が特に必要があると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。また、指定管理者は、サービス利用者が館外で利用している資料を利用期間満了後引き続き利用しようとするときは、特に支障がない場合に限り、2週間以内においてこれを認めることができる。

(館内利用)

第6条 サービス利用者は、館長が必要と認めたときは、閲覧のために必要な設備・機器を利用することができる。

(図書館の協力貸出)

第7条 市立図書館は、他の公立図書館等からの依頼があれば、「東大阪市立図書館協力貸出要領」に基づく範囲で、所蔵している視覚障害者用資料を貸出することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、視覚障害者用資料の製作及び利用について必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この要領は、平成31年3月26日から施行する。

**図書館年報
令和2年度統計**

発行
2021年9月

編集

永和図書館

東大阪市永和2丁目1番1号

TEL.06(6730)6677

FAX.06(6727)5568

花園図書館

東大阪市吉田4丁目7番20号

TEL.072(965)7700

FAX.072(965)9212

四条図書館

東大阪市南四条町1番1号

TEL.072(982)1235

FAX.072(984)6079